調査報告書第十六巻

滿蒙に於ける各國の合辦事業

第一輯

南滿洲鐵道株式會社
社長室調査課

滿蒙に於ける各國の合辦事業

凡例

一、本書は中國に於ける各國の合辦事業の調査を目的としたるものなるも調査の都合上先つ滿蒙に於けるものを纏めて出版することゝせり

一、總論に於ては滿蒙に於ける合辦事業全般に涉りて之を觀察し各論に於ては各個の事業に關して記述することゝせり

一、主として法律的政治的方面よりせる調査にして經濟的の考察は附從的のものに過きす

一、資料としては主として昨十年九月、十月に亙りて出張蒐集せる處に依れるも成る可く其後の變化に順應せんことを努めたり

一、合辦事業全般に關して參考とすへき書類は稀にして多くは新聞雜誌に現れたる斷片的の記事に過きさるか故に凡例に於て參考又は引用資料を列擧することを止め書中各場合に應して之を揭くることゝせり

中國及滿蒙に關する何等の豫備的知識なく、參考資料に乏しく且つ調査研究の期間短小にして充分の推敲を爲す遑なし從つて其內容の貧弱なると脫漏乃至失當の見解多かるへきを

遺憾とす

以上

大正十一年七月十日

調査課　中島宗一

調査報告書第十六卷 滿蒙に於ける各國合辦事業 第一輯

目次

調査報告書第十六巻　滿蒙に於ける各國の合辦事業目次　終

調査報告書第十六卷 満蒙に於ける各國の合辦事業 第一輯

社長室調査課 中島宗一

第一篇 總論

第一章 合辦の意義

一、總説

中國の公法私法竝に中國對列國間の條約等に於て合辦なる字句を使用せる場合尠からす一見明白なる觀念を表示せるか如きも合辦の意義の何たるやは未た闡明せられたる事なく之れか徹底せる解釋を發明すること困難なり。

字義よりすれは合辦は合同辦理の略たるへく從つて個人企業に對する協同企業を總稱する事となり稀に此意味に於て使用せらるゝことなしとせさるも(鑛業條例第五條)經濟乃至法律上一般の傳統的用法としては總ての協同事業を指すものにあらす從來人民と政府と協同する場合を官商合辦と謂ひ、中國人と外國人と協同する場合を華洋合辦と謂ひ、日本人と中國人と協同する場合を日支合辦と謂ひ來りたる事實に鑑みれは普通合辦とは階級を異にし國籍を異にす

る者の間に成立せる協同企業を指して云ふ場合にのみ用ひられ一般中國人民間に於ける協同事業には用ひられすと云ふを妥當とす。沿革上より之を考察するに中國に於て歐米に傚ひ株式組織の事業を創始するや公衆より資金を募集すること困難なりしに依り官金を以て事業を經營したるか其後資金を民間より募集し得るに至るや官民合同して事業を經營したり、之を官商合同辦理と名付け約言して官商合辦と稱したり。之れ想ふに廣く合辦なる文句を事業經營に用ひたる嚆矢なるへく日清戰爭後列强か其所謂勢力範圍内に於て鐵道敷設、鑛山採掘等の權利を獲得するや大抵條約又は契約中に於て中外人の合同辦理若くは合股辦理に屬すへき旨の取極あり之に依る共同事業を華洋合辦或は中外合辦と稱し來りたるを知る。

以上合辦の主體の何たるやを略明にせるを以て次に說明すへきは協同企業の何たるやにあり。協同企業とは結局「協同する者甲乙か共同して事業を經營するの意思を以て各資本額の一部を分擔醵出し組合又は會社を創設し其事業の經營に關して甲乙各之に干與するの權利を有する協同組織を云ふ」と解せんとす、之を分析し其主要點を抽象すれは左の如し。

一、協同經營なる設立意思を必要とす。

株式の取得に國籍の制限を設けさるを原則とする今日中國人、日本人、其他諸外國人雜然として居住する中國に於て會社企業等を創設するに當りては何れの國法に準據する場合と雖も其一部分の株式か他國人に依りて所有せらるゝと云ふ事は寧ろ當然の姿なりと云はさるへからす。然れ共株式の一部分か外國人の所有に歸し從つて取締役、監査役等か一部分外國人

より選任せられ居るの故を以て直ちに合辦なりとするを得す、合辦たるには協同して經營せんとする設立意思に基きたるものなることを要す。斯る會社と吾人の取扱はんとする合辦會社とは表面上何等區別す可き點なきか如きも前者にありては其協同たる事實は全く偶然の現象たるに反し後者にありては最初より相互の充分なる理解の下に二者協同して經營せんとする意思に基きたるものなれは其本質に於て兩者間に差異あることを認めさるを得す。日華特產株式會社(大連)、南滿洲倉庫建物株式會社(大連)、滿洲肥料株式會社(大連)、株式會社寶信洋行(奉天)の如きは取締役、監査役等の役員中多少の中國人あれ共合辦の部類中に入れさるは之等の會社には協同設立意思なる要件を缺くと思惟するか故に外ならす。

如上の見地よりする時は既に成立せる會社の株式を他國人か一部取得することあるも勿論合辦と云ふ事を得す、合辦たる協同にて事業を創設する事を要す例へは滿鐵會社の株主は日清兩國政府、日本人、支那人に限ると規定せるか故に支那人之れか株主たるもの多數ありと假定するも合辦なりと稱することを得す。

二、資本額の一部分を分擔醵出することを要す。

出資の種類は必すしも金錢其他の有體動產のみに限らす勞務等にても可なれ共、全く一方のみの出資にて一方のみの計算危險に於ける企業は共同企業と云ふ事を得す、之れ當然の事として深く論するに足らす。

三、甲乙共に之に干與する權利を保持せさるへからす。

換言すれは協同なる事業の存續を必要とす最初甲乙互に出資して協同事業を創設するも後に至りて何れかか他方の株式を回收し協同事業と云ふを得さるに至らは既に合辦にあらす、例へは吉林燐寸株式會社は最初日支合辦として設立せられたるも今日に至りては悉く日本人か資金を回收し定款をも改めたるを以て合辦と云ふを得さるは勿論、日清燐寸株式會社の如く未た僅に共同の餘命を存すと雖も既に中國側の役員なく株主も日本人三十七名に對する二名、其所有株數全體の六千株中僅々二八〇株に過きさるか如きに至りては(大正十年九月調)之れ又合辦の實存在せさるものと謂ふ可し。

二、形式的合辦と實質合辦

以上合辦の本質を明にせりと雖も各會社總て其定款に於て合辦なる事實を明示するものにあらす、玆に於てか合辦を分ちて實質的合辦と形式的合辦となすことを得。形式的の合辦とは條約國內法規竝に定款等に於て明示せらるゝものを云ひ實質的合辦とは其實に於ては合辦なれ共何等定款に之を明示することなく一見合辦なるや否やを知り難きものを云ふ。鴨綠江採木公司、本溪湖煤鐵公司、其他支那鑛業條例に準據せる鑛業會社、鐵嶺、遼陽等の電燈會社、豐材股份有限公司、華森製材無限公司等の如きは前者の例として擧くるを得へく正隆銀行、營口水道電氣株式會社、瓦房店電燈株式會社、大連、長春、營口、遼陽其他の取引所信託株式會社、滿蒙毛織株式會社等は後者の例なり。

合辨事業か主として支那を舞臺として而して其動機に於て支那か自國の利權を獨占的に外國人の掌裡に歸するを防かんとするものなるを思へは嚴正なる意味に於ける合辨事業なるものは形式上の合辨事業のみなりと論するものあれ共合辨事業の動機なるものは必すしも然らす、且つ合辨事業たるの事實は定款の必要的記載事項の性質を帶ふるものにあらす從つて之を定款に示すと否とは各會社の自由にして所謂形式的のものと實質的のものとは法的見地よりする時は偶然なる事實にして本質的の區別あるにあらさる場合多し、斯る見地よりする時は所謂實質的のものも合辨と爲すを妥當なりと思惟す。

猶ほ或者は單純に日本の會社法若くは支那公司條例に準據せるものは合辨と云ふを得す、鴨綠江採木公司、瀋陽馬車鐵道株式會社、最近成立せる興產公司の如く條約若くは特殊の契約により一企業に對して一つの特別法令の發せらるるものに非されは不可なりと論するものあり參考迄に附言す。

三、必要的合辨と不必要的合辨

合辨は又必要的合辨と然らさるものとに區別することを得へし、必要的とは中國各國間の條約又は中國法令に依りて外國人か或る種類の事業を經營せんとするには必す合辨となすへく單獨に日本人其他外國人のみの事業となすを許さゝるものなり。鑛業東部內蒙古に於ける農工業並ひに其附隨工業、東三省國有林の伐木事業の如し、斯る場合は必要に迫られて合辨となすも

のを必要的合辦と謂ひ、然らさるものを不必要的合辦と謂ふを得へし。

四、合辦と借款

合辦と區別すへきは借款合同なり、借款にありては甲乙共同にて事業を經營するにあらすして其字義の示すか如く一方の事業に他の一方か資金を融通するものにして其資金は一定の期限條件の下に返還せさる可からす。共同企業の如く共に其損益の分權をなさす、換言すれは借款は企業にあらす、之れ借款と合辦との本質的の差異にして借款鐵道等にありては或は外國人之を管理し外人の技師を使用する等合辦事業と其外觀に甚た相似たる場合あるに拘らす兩者の劃然と區別せらる可き要點なりとす。

五、本書に於て研究せんとする合辦事業

以上略ほ合辦事業の意義を明にしたれ共本書に於て研究せんとするは外國若くは外國人と關係あるものに限り、中國政府若くは地方團體と中國人間の官商合辦の如きは之を入れす、而して外國人の關係せるものたる以上は中國人は何等干與する處なき日露合辦、英米合辦等の如きも併せて之を研究せんとす。

尙ほ合辦企業の形態は組合なることあり、會社なることあり、又何れとも其區別の判然せさるか如きものあるも最も重要なるは會社企業なること言を俟たす、本書に於ても主として會社企業を中心として研究を進めんとす。

第二章　合辦の形式

合辦の法律上の形式は左の四種に分類することを得へし。

一、中國法にて協同するもの。
二、日本法にて協同するもの。
三、契約に據て共同するもの。
四、條約に據りて共同するもの。

之等四種のものに就て左に概說すへし。

一、中國法にて協同するもの

(一)公司條例　中國に於ける現行會社法は民國三年一月十三日發布の公司條例なり、然れ共本公司條例は洽く中國民間に於て廣く活用せらるゝに至らす從て之に據る合辦會社も其數比較的少なり、最近に至りて哈爾賓、吉林等に於ける森林木材事業經營の會社か森林伐採權獲得の必要上之に準據せるもの五六あるに過きす、例へは中東海林實業公司、中東製材股分有限公司豐材股分有限公司、富寧造紙股分有限公司、華森製材無限公司、興林造紙股分有限公司等なり。現行公司條例に據るものゝ外猶ほ舊公司條例に依る會社にして尚未た新公司條例に準して改正せられさるものあり。元來舊公司律に依る會社には公司條例施行の日より公司條例を

適用すへく新條例と違反し又は遺漏あるものは公司條例に準して之を改正すへきものなれ共(公司條例施行細則第二條、第四條)支那に於ては法令か諸外國の如く嚴格に實施せられさるか故に依然として何等改むる處なきもの多きか如し。合辦會社の例としては中日合辦瀋陽馬車鐵道股分有限公司の如き之れなり、同公司條規第一條には「中國商辦律及ひ本條規に遵照して之を組織すと規定し章程第八條には本公司成立後開く所の議事會、選擧會及官府に提出すへき右事項等は大清商法を準用するものとす」等の規定あれ共今日猶ほ之れか改められたるを聞かす。

(二)合股組織　支那には古來慣習的企業狀態として合股組織なるもの盛に利用せらる。公司條例はあれ共發布以來日猶ほ淺く一般人民は之に關する知識に乏しく大資本の運用に馴致せす且つ支那人の性格として株式會社の如き個人の人格より離れたる一つの組織中にありて經營することの不適當なる點もあり種々の理由に依りて合股組織は會社組織よりも民間廣く行はれ現に銀行業、店舖等の之に據るもの甚た多きも概して小規模の企業に止る、而も本制度は特に中國人間に於て利用せらるゝに適し外國人と協同するに適當なるものにあらすして合辦事業の見地よりする時は大なる意義を有せす實際に之に據るものも少なきか如し。(第十章合股組織に關して參照)

唯茲に附言すへきは中國鑛業條例に準る企業團體なり鑛業條例は二人以上共同にて鑛業を爲す場合當事者間に合夥契約(合股も同し)成立せるものと看做す(第五條二項)か故に支那人外國人間に於ける合辦鑛業にして鑛業條例の適用を受くるものは悉く合夥契約に依るもの

と看做さるゝなり。

二、日本法にて協同するもの

(一)會社法　日本會社法に準據せるものは極めて多く、森林、鑛山等の如く法の必要に迫られさるものは概して我會社法に據れるを見る。銀行、取引所、信託株式會社、電燈會社、油房、其他の諸工業會社等の多くは皆是なり。例へは正龍銀行、龍口銀行、南滿銀行、大連、營口、遼陽、鐵嶺、開原、公主嶺、長春等の取引信託株式會社、瓦房店、營口、四平街、公主嶺、電燈株式會社等總て會社なる名稱を用ひるもの概して日本法に據れるものなり。

關東州及滿鐵附屬地に於ては支那法竝に諸外國法に依る會社の本店を置く事を得さるを以て皆日本法に依らさるを得さるなり。(商二五八條明治四十二年勅令第二百十二號)

(二)組合　我組合法に據るものも稀になしとせさるも大なる意義を有せす、鴨綠江渡船組合、極東運輸組合等の如く組合なる名稱を用ふるも多くは我組合法に據りたるものにあらす。

三、契約に依て協同するもの

支那公司條例、日本會社法の何れにも準據せすして當事者間の自由なる契約によりて協同するものにして從來合辦事業中の最も重要なるものは皆此部類に屬するものなり。例へは本溪湖煤鐵公司を始めとし振興鐵鑛無限公司、遼陽電燈公司、鐵嶺電燈局、溪城鐵路公所、鴨綠江製材無限

公司、札免採木公司等の如し。

本部類に屬するものは何等會社法等に拘束せらるゝことなく各事情に應して適宜契約內容を定むるものなること、當事者の一方か中國官憲にして其契約は恰も該事業に關する中國法令の如き觀あること從つて法人格の有無等に關して諸種の疑問を生することと等ありて最も研究に値するものなり。

本溪湖煤鐵公司の最初の合辦契約なるものは東三省總督の代表者たる奉天交涉使と大倉喜八郞氏との間に締結せられたるものにして該契約は契約なると同時に該公司限りに適用せらるへき特別の法規を定めたるものと看る事を得、恰も往時會社の設立に原則として特許主義を採用し一會社の設立毎に一法令を制定して準據する處を定めたるか如し。該契約は其冒頭に於て奉天交涉使は東三省總督より本溪湖煤鐵一切の事宜を督辦すへき旨を命せられ玆に特に日商大倉喜八郞と契約すること左の如しと云ふ。而して第一條に於て「本契約は淸國政府の批准を得たる上本溪湖煤鐵を日淸兩國商人の合辦事業とし本溪湖商辦煤鐵有限公司と定名す」とし東三省と日本商人との民法上の契約を淸國政府か批准すと謂ふ形式を採れり。

尙ほ該契約は他日總則細章を定むへきを規定し之に依りて定められたる總則細章なるものは日支諸法を參照して便宜規定せられたるものにして當時の淸國公司律、大淸鑛務章程等に準據したるものにあらす其第三十條「本公司の事務細章は別に之を規定す蓋し本章及事務細章に規定なきときは中華民國現行法令及鑛務章程を參照し株主會議の決議を經たる後督辦より官

憲に具申して登錄す」と謂へ共此參照なる字句は周到なる注意に出てたるものにして參照は準據にあらす其長所其便宜なる點を採用すと云ふ意義に外ならすとは當事者の說明なり。卽ち本公司の據る處は章程總則細章の外に何物もあることなし。

本公司の登記竝に法人格の有無の問題は合辦會社の人格及國籍の章下に之を論すへし。

本溪湖煤鐵公司契約に相類似せるものに溪城鐵路に關する覺書及ひ章程竝に遼陽電燈公司章程等あり。

溪城鐵路公所に關する覺書は奉天巡按使、南滿洲鐵道株式會社及本溪湖煤鐵公司の代表者間に協定せられたるものにして此覺書に基き滿鐵及煤鐵公司間に定められたる章程なるものは是れ亦日支兩國何れの法に準據したるものにあらす、其第二十三條に曰く「本章程に規定なきもの及本章程竝に本章程に基きて定めたる一切の規則の解釋は日支兩國の法律に準據す。兩國の法令の抵觸する場合には日支兩國官憲の折衷解釋する所に依るものとす」に從つて日支何れの側にも其登記なるものあることなし。

遼陽電燈公司は在遼陽日本領事と遼陽州知事と協議して其章程を定めたるものなり。其第二十六條は前揭溪城鐵路公所章程第二十三條と全然同一の規定なり。登記に就ても亦同し。

以上揭くる各公司に關する契約章程等の一當事者は支那官憲なるか少なくとも支那官憲か之を認可したるものなるか鐵嶺電燈局の章程に至りては全く支那官憲と何等の關係あるなし同電燈局舊章程は主として日本商法を參照して作成せるものなれ共之れに準據したるものに

あらすして我商法規定と矛盾せる點あり、例へは電燈局と呼ひて會社なる文字を用ひす。我商法に於ては取締役は三人以上たることを要すれ共本局に於ては單に總辦一人、主任一人を置くに過ききるか如し。同公司は大正五年十二月一日章程を改訂して現在のものと爲したるも何等形式に於て舊と變る所なく「本章程に定むるものゝ外は凡て日本法令の規定に依る」と謂へるに見るも原則と、して日本法に據らさる事を示すものなり。從つて登記の無き點に於ては前述せるものと相同し。尙ほ本公司の法人格の有無に關しては合辦會社の人格の章下を參照せらるへし。

四、條約に依りて協同するもの

協約に依りて其組織、內容の大綱を定むるものにして露淸間の東淸鐵道會社、日淸間の鴨綠江採木公司等是なり。採木公司の人格竝に國籍等に關しては後章に讓る。

第三章　合辦會社の國籍

一、總　說

所謂合辦會社なるものゝ中には法人と見る可からさるものあるか故に合辦會社の國籍を論するに先立ち先つ研究すへきは國籍なるものは單に自然人及ひ法人に限り法人にあらさる會社例へは獨逸法の合名會社、合資會社、英法の「パートナーシップ」等の如きものに就ては存在せさるや否やの問題なり。學者中には國籍なるものは唯自然人に付てのみ用ふへきものにして法人に就ては之を用ふることを得さるものと爲すものあれ共權利能力の主體たることに於ては自然人も法人も區別あることなし、從つて自然人に國籍なるものを認むとすれは法人に就ても之を認めて其法人か一定の國家に對して絕體的服從關係に立つ事を示すも何等不合理の點あることなし、然らは法人にあらさる會社に就ては如何と云ふに國籍なる觀念か人格を根底とせるものなる以上嚴格に解すれは之等のものに就ては國籍なるものなしと云ふを當然とすへく國際私法上に於ても國籍は唯法人に就ては研究せらる。人格を有せさるも船艦に關しては一般に國籍なる文字を使用すと雖も茲は單に船艦の所屬國を示すに止まる。斯の如き漠然たる意味に於て便宜上人格を有せさる會社に就ても國籍なる文字を使用するは之を妨けすと雖も嚴格なる意味に於ては法人に限るへきものなり。

我商法に於ては外國會社なる文字を用ひ(商法第六章)學者は之と對照せしめて內國會社なる

文字を使用するを常とす。然れ共此内國會社外國會社と日本國籍を有する會社と外國國籍を有する會社とは嚴格に區別する事を要す。商法に云ふ外國會社にして日本の國籍を有するものあるなり。換言すれは前者は我國內法上の問題にて後者は國際私法上の問題なり。從來此區別を明にせは内國會社は卽ち日本國籍を有する會社なりとして解釋を進めたるか故に到底說明するを得さる場合に遭著したり。

以上の準備を以て滿洲に於ける日支合辨會社なるもの丶國籍竝に日本商法上に云へる內國會社なるか若くは外國會社なるかを判定せんとす。

二、合辨會社人格國籍の有無

支那銀行公司條例竝に日本會社法に準據して設立せられたる會社は悉く法人たる事論を俟たす（公司條例第三條商法第四十四條）從つて之等の會社に就ては國籍の問題を生す。問題となるは本溪湖煤鐵公司、遼陽電燈公司、溪城鐵路公司、鴨綠江製材無限公司等の如き中國の官憲又は人民と我官憲又は人民と日支何れの會社法にも準據することなく適宜に定款を定めて準則となしたる會社なり。之等のものは日本會社法にありては人格を賦與せらる丶ことなきは明なり。商法第十七條は「會社の稱號中には其種類に從ひ合名會社、合資會社、株式會社又は株式合資會社なる文字を用ふる事を要す」と規定せるにも拘らす此種のものは悉く支那側の名稱を用ひて商法に云ふ名稱を用ひす、又四十六條にて會社は其本店の所在地に於て上記の爲に非

されは開業準備に著手するを得すと規定せるにも拘らす之等會社には絕ゑて日本側に登記なるものあることなし。之等の點を綜合するに斯る公司か日本法に據る人格者にあらさるは多言を要せす、然らは中國法の見地よりしては如何。

現行公司條例に準據したるものにあらさるか故に公司條例に依る法人なりと云ふ事を得さるは日本法より見たる處と同樣なり。假りに舊公司律に準據せるものなりと假定すれは此等の會社は現行公司條例の日より公司條例を適用すへく新條例と違背し又は遺漏あるものは公司條例に準して之を改正して以て法人となり得へきものなり。

公司條例施行細則

第二條　公司條例施行前成立之公司除本細則有規定者外自公司條例施行之日起均適用公司條例。

第四條　公司條例施行前成立之公司其創辦時之章程議據合同規約等與公司條例所定創辦章程中重要事項有違反或遺漏者應自公司條例施行之日起一年內改正之。

第五條　公司條例施行前成立之公司尙未註冊者應自公司條例施行之日起一年內一律註冊其曾依舊公司律註冊公司條例所定創辦時應註冊之主要事項有違反或遺漏者應公司條例施行之日起一年內一律改正註冊。

然れ共前述する如く之等の公司は舊公司律に準據したるものにあらす(瀋陽馬車鐵有股分有限公司を除く)故に舊公司律に依る人格者にあらす。

結局之等公司の定款を支那政府若くは地方官憲か許可し若くは命令條件等を發布せる行爲を以て人格付與の行爲を包含すと見る可きか否かに依りて決せらる可き問題なりと信す。本法に於ては官廳の許可は法人の設立行爲にあらさるを以て之を以て人格を賦與するものなりと云ふ事を得す、且つ商法規定に背反せる會社を設立せんとせは少なくとも商法と同一の效力を有する法律に依らさる可からす。然れ共中國に於ては從來法律制度は諸國の如く嚴然たるものにあらすして法の形式的效力等の問題に關しては深く說穿することなく北京政府に於て批準せらるゝか、若くは契約の相手方か支那官憲にして支那側に登記せられたる場合には之を以て公司條例に準據せる法人と差異なきものと認め來りたるものなるへし。此見地よりすれは本溪湖煤鐵公司及遼陽電燈公司等は支那法に依る人格者と認めて可なるへし、故に之等に關しては國籍の問題を生す。

鐵嶺電燈局の如く何等支那側官憲との交涉もなく勿論登記もなきものは其內容は全く株式會社と同一なりとするも到底人格を有することを得す。法人にあらさるなり、故に之に關しては國籍の問題起らす。

條約を準據法とする鴨綠江採木公司か法人なるか否や法人なりとすれは日本法人なりや外國法人なりやは曾て當事者間に研究せられたる事ありしも結局要領を得さりしか如し。余は本公司は普通民間の商事會社にあらすして條約に依り政府自ら設立の任に當り理事其他役員の任命權を有するのみならす其資本は全部政府の出資に係り民間の株主なるものあることなし

故に本公司は國家の機關たる公法人なりと云ふを妥當とすへしと思惟す。公法人なりとせは民商法の適用なきか故に民商法に規定せる私法人の施行規定に違反することあるも直ちに以て法人たる資格を缺くと論することを得す。例へは民法第三十五條に依れは本公司の如く營利を目的とする社團は商事會社設立の要件に從ひ之を法人と爲すことを要し從つて會社なる名稱を付し商法規定する處の登記を爲すことを要することゝ爲るも之れ皆私法人に關して謂へるものに外ならす。

公法人なりとすれは本公司か日本法人なりや中國の法人なりやに關して疑を生すれ共寧ろ二重の國籍を有すへきものなりと思惟せらるれ共此點に關しては未た多くの疑義あり他日の研究に俟つ事とすへし。

三、法人の國籍に關する原則

從來法人の國籍を定むる主義には

一、設立者の國籍主義。

二、設立地主義。

三、準據法主義。

四、住所地主義。

等あり是等の各主義に關する詳細なる說明評論を加ふる暇なけれは宜しく國際私法の書に付

て研究せられん事を望む。

上記四主義の中住所地主義は最も有力にして法人の國籍は其住所の國內にあるか否かに依り之を定むへしとの說近來一般に認めらる、唯法人の住所は何處にあるかに付き二種の說ありて卽ち

一、法人の主たる事務所の所在地にありとする說。

二、其法人の營業中心點の所在地にありとする說。

營業中心點說の理由とする所は若しも主たる事務所の所在地により法人の國籍を定むへしとせは法人設立者は有名無實の事務所を甲國に置き其實乙國に於て乙國の法人にあらされは爲し得さる營業を爲すを得るに至り結局乙國の法律を脫するの詐欺的行爲を豫防し得へからさるものなるを以て法人設立者の隱蔽し得へからさる營業中心點により法人の國籍を定むへしと爲すにあり。此說は一理あることにして多くの國に於て其一部分を採用せり、我商法二五八條も此說の一部分を採り日本に於て營業を營むを主たる目的とする會社は外國に於て設立せられたるものと雖も日本會社法に從ひ日本法人にあらされは其營業を營むを得すと爲す。斯の如く法人の設立に對し脫法行爲を豫防する點より見れは一理あれ共之を以て一般法人に付き其國籍を定め得さるは明なり、蓋し民法の法人に關する規定は營業監督の規定にあらすして法人の業務執行に關する權利義務を規定す、故に營業は外國に於て爲すを目的とするも尙ほ內國會社として其權利義務を規定すること必要なり。

法人の住所主たる事務所の所在地にありとするは我民法第五十一條を初め歐洲諸國に認められたる原則なり而して我國の法人に關する規定は內國に於て主たる事務所を有する法人を目的とすることは民法第三十七條三十九條四十五條等の規定に依るも明なり故に內國法人とは內國に於て其住所卽ち主たる事務所を有する法人にして外國法人とは外國に於て其住所を有する法人なりと解釋せさる可からす。

國際法協會か一八九一年株式會社の國籍を設定するに當り法人の住所か現實なる場合卽ち詐欺の存せさる場合に限り住所地に限り住所地に依りて國籍を定むへきものと爲せるは原則として住所地主義を採用せること明なり。

四、合辦會社(人格を有するもの)の國籍

以上論する所に依り法人の國籍を定むるに住所地主義(本店地主義)を採るとすれは支那(滿洲を包含す)に本店を有する會社にして日本との條約により日本法に依りて設立せられ日本領事館に登記せらるゝ會社も當然支那の會社となり日本の國籍を有するものに非る事となる然れ共斯る會社は領事裁判權の副產物にして領事裁判權其物か國家領土權行使の例外なるか如く國籍に關する一般原則たる本店地主義の例外を爲すものと謂はさるを得す。

抑領土權は其國領土內に於てのみ行はれ他國の領土に及はさるを原則と爲す對等條約國間に於ては外國法に準據し外國領事館に依り指揮監督せらるゝ會社なるものゝ存在する理由な

し。卽ち會社の設立に關しては本店地主義か採用せられ內國に本店を有する會社は內國法に依りて監督せらるゝを原則とする所以なり。

支那は列强と對等條約圏にあらす諸外國と支那との條約は多く支那に於て外國法に準據し外國の主權の下に立つ會社の設立を認む。是等の會社は單に本店か支那にあるを以て直ちに支那の會社なりと云ふ事を得す、該會社所屬國の國籍を有するものと云はさるを得す。

此理論は合辦會社に就ても何等異る所なく支那に於て日淸通商航海條約に據り日本法に準據して設立せらるゝ合辦會社は日本の國籍を有す關東州滿鐵附屬地內の會社も同樣なり。

五、合辦會社は我商法上の內國會社なりや外國會社なりや

商法に於て謂ふ外國會社、內國會社と外國の國籍を有する會社、日本の國籍を有する會社とは必すしも同義にあらさる事は前述する處の如し。本節に於ては支那關東州、滿鐵附屬地等に於ける會社か日本商法上の外國會社なりや果た內國會社なりやに就きて研究せんとす。

是に關しても從來學者間の說一致せす、大いに議論の存する所なれ共最も有力なりと思惟せらるゝ說は左の如し。

內國會社外國會社を區別するの標準に就きては先つ內國會社の主義を定め我國法か內國會社と認むるものを明にし其消極的解釋によりて外國會社を定むるを便宜なりとす。

內國會社たる爲めには理論上左の要件を必要とす。

イ、商法に從ひて設立せるものなることを要す。

ロ、我國內に本店を有することを要す。

理論上は右の二要件を必要とすれ共我會社法は我國に本店を有する會社は我國法に從ふ可きことを定むるか故に(商法二五八條)此一方のみの條件を備ふる會社は存在せす、從つて結果より云ふ時は何れか一要件のみを備ふるのみにて內國會社たるなり。

以上內國會社の意義を明にしたるを以て外國會社の意義も自ら明なり即ち內國會社にあらさる會社か外國會社たるなり。

(一)、關東州內に於ける會社　此理論を適用すれは關東州、朝鮮、臺灣等の會社は如何。

朝鮮には朝鮮會社令あり(明治四十三年制令第一三號)、臺灣に於ては商法の規定は律令として行はれ(明治四十一年律令第十一號)、關東州に於ては勅令の形式を以て行はる(明治四十一年勅令第二百十二號)斯の如く之等の地に於ける會社に適用すへき法は形式に於て又あるものは實質に於て商法と異るか故に此等の地に於ける會社は商法上の內國會社にあらす、外國會社の部類中に入る事となる判例も又此說を採用したり。

東京地方裁判所か明治四十二年七月中東洋拓殖會社に關して下したる判決は此點に就て參考と爲すに足る(但し該判例は會社の國籍なる文字を使用すれ共會社の內外なる文字を用ふへきものと信す)

會社の國籍を定むる標準に付ては從來種々の主義行はると雖も我商法は內國會社の定

款には本店の所在地を掲くることを同法第五〇條、第一〇六條、第一二〇條、第二〇三條に於て規定し又同法第四五條、第四條には會社か設立せられたるときは其の本店所在地に於て登記すへく之を怠りたるときは其の成立を以て第三者に對抗するを得す、又開業の準備に著手するを得さるものとし、公法人に對しても我民法第三七條、第三九條、第四五條に於て同一趣旨の規定を設けたり。要するに會社成立の實を完ふせんとするには登記を必要とするものなること明かなり。茲に所謂登記とは非訟事件手續法に規定せる我登記機關の登記を指すものなること論を俟たす。內國會社の本店所在地は必す我國版圖內に限るへきものにして我商法は輓近國際私法學者間に普通行はるゝ會社の國籍は其の本店の所在國に依り定むへしとの主義を採用したるものなり。

(一)本件東洋拓殖會社法竝東洋拓殖會社の定款によれは其の本店を韓國京城に置き且同國に於て拓殖事業を營むを以て主たる目的とするものなるに依り前示の理由に基つき之を內國會社と稱するを得す。或は會社は法律の擬制により成立するものなるを以て其の國籍も亦其準據法に依り定むへく同會社の如きは我國の法律に從ひ我國の認可を得て成立したるものなるを以て內國會社なりと云ふ者あらんも若し斯說を採用せんか同會社は我國の法律に從ひ韓國の認可を得て成立したるものなるを以て二箇の國籍を有する奇怪なる結果を生するに至らん。又同會社は社員の多數か內國人なるを以て內國會社なりと云ふ者あれとも會社其の者と會社を組織する株主を混同したるものにして採るに足らす。

（二）上述の如く同會社は內國會社に非さるを以て同會社か內國に於て株式或は社債を募集し又は之を讓渡し其の他內國に支店を設けたる場合の外我商法の適用なきに依り或者か同會社の監事として爲したる所爲に對しては我商法を以て律すへきものに非す、然らは內國法律は全然同會社に適用なきかと云ふに凡そ國家は或外國會社に對して特別なる關係を有するときは之に對し特別に法規を制定し之を取締り且つ之を保護することを妨くるものにあらす。而して韓國は我國に於て之を保護し之を指導すへき地位に在るを以て同國の開發を目的とする同會社に對しても亦特別なる法規を設け之を保護するは至當のことに屬す故に此目的を以て制定せられたる東洋拓殖會社法は韓國に行はれ同會社は之か適用を免かるることを得さるものとす。

右判決の判旨は本店を內地に有するに依りて會社は內國會社なりとするに在るものにして而して其の根據は會社の登記は非訟事件の手續法に規定する登記機關に於ける登記なるか故なりと云ふに在り。但し此の論據に對して併せて研究すへきは我領事館の登記なり「條約又は慣例に因り領事裁判權を行ふことを得る領事館は訴訟事件及非訟事件に關する事務及登記を行ふ」（明治三十二年法律第七〇號領事館職務ニ關スル件）ものにして若し會社の登記は非訟事件の手續法に規定せる登記機關の登記のみを指すものとせは本店を滿洲に置き其の本店を管轄する領事館に登記を爲すも尙日本商法の內國會社に非さる結果を生するものとす、從つて此種の會社は準外國會社として商法二五五以下の準用を受くへきものなりしなり。

植民地相互間の共通聯絡を規律すへき一般規定を缺くか爲めに內地法は植民地に及はす植民地法は內地に及はす。從つて內地と植民地との關係は法律上より云へは內國と外國との關係よりも一層疎遠にして植民地又は植民地法人は外國人又は外國法人よりも一層不利益なる地位を有せさるを得さるか如き不條理なる結果を釀出するに至れり。

同一の國籍を有する會社か內國會社準外國會社に區別せられ嚴密に云へは何等適用すへき結果なきか如き會社の存在することは單に不合理なるのみならす內地の會社か之等植民地間竝に植民地相互間に於ける法人成立の認許事務所の移轉又は設立其他に於て甚た不都合なる問題を生せさるを得す。玆に於てか內地植民地間竝に植民地相互間に於ける法律共通連絡を計り內地法と植民地法との牴觸に關する共通法か制定せらるゝに當りて植民地會社の地位を定めらるゝに至れり。共通法には內地、植民地(朝鮮、臺灣、關東州)の一の地域に於て成立したる法人は他の地域に於て其成立を認め(第四條)一の地域の法人は其事務所若くは營業所を他の地域に移轉し又は從たる事務所若くは營業所を他の地域に於て設立することを得(第五條)一の地域の法人か其事務所若くは營業所を他の地域に於て設立したるときは四週間內に各其地の法令に依り登記を爲すことを要す(第六條)とす、之に據りて從來準外國會社として商法二五五以下を準用するの不便を避け得たり。

(二)支那に於て日本法に據りて設立せらるゝ會社　內國會社たる爲めには我國に本店を有することの條件を必要とする旨は前述する如くなるか此原則に對する例外と觀るへきものは支

那に本店を有する我國の會社なり、我商法の規定に從ひ支那に本店を有する會社を設立し得ることは條約に其根據を爲す卽ち明治三十七年一月二十日公布の追加日清通商航海條約第四條には「清國臣民にして日本國臣民と共同して正當なる目的を以て組合又は會社を組織する組合には契約又は覺書及右に基き作りたる細則に據り右組合及會社の各員と共に公平に損益を分つものとす。又右清國臣民は自ら承諾し且日本國裁判所の解釋に從ふ可き該契約又は覺書竝定款及ひ右に基き作りたる細則に定めたる義務を勵行すへきものとす若清國臣民にして斯く定めたる義務を勵行せさる爲め訴訟を提起せられたるときは清國裁判所は直ちに右義務の勵行を強制すへし。日本國臣民にして清國臣民と共同して組合又は會社を組織する場合には契約又は覺書竝に定款若くは之に基き作りたる細則に據り公平に損益を分つへし、若日本國臣民か契約又は覺書竝定款若くは之に基き作りたる細則に定めたる處の義務を勵行せさるときは日本國裁判所も亦右同様直ちに義務の勵行を強制すること勿論たるへしとあり。之を以て清國は其領土内に日本法に從ひて會社を設立することを認容したるものにして其會社の登記に就ては本店所在地を管轄する我領事館か其事務を行ふ（領事館の職務に關する制明治三十二年法律七〇號六條乃至一一七條）故に此種の會社は國際法上我國籍を有するのみならす直接商法夫れ自身の適用あるものにして商法上の内國會社なり。

(三)、外國會社たるには其本國法に依りて法人たることを要するや否や　吾人は前に國籍の問題は法人に限るとして論し來れるか然らは我商法上の外國會社たる爲めには法人たることを

條件とするや否や。換言すれは我商法上の內國會社以外の會社にして如何なるものか商法二五五條以下の特別規定の適用を受く可きものなるかの問題を生す。

我民法は法人たる外國會社に付てのみ其成立を認許するも（民第三十六條）我商法の所謂外國會社は必すしも法人たることを要せす（大審院民事判決錄一一輯五〇六頁）と解するを正當とす。何となれは民法第三十六條と商法第二五五以下の規定とは直接に關係なく民法法人の人格を認むるに付き規定を爲せるものにして商法は外國會社の取締の爲に規定を爲せるものなれはなり況んや我國は列國との諸條約の規定は會社のみならす組合の權利行使を承認せるに於てをや（明治四十四年條約第一號日米通商航海條約第七條、同年條約第二號日英通商航海條約第十五條、同年條約第四號日露兩國間會社互認に關する協約明治四十五年條約第九號日獨通商航海條約）

故に若し支那滿洲等に存在する會社にして獨逸商法の合名會社、合資會社英法上の「パートナーシップ」等の如く人格を有せさるものありと雖も之等は所謂外國會社にして日本に支店を置かんとする場合我商法第二五五以下の規定に從ふ可きものなり。支那法に依る人格有無の曖昧なる公司本溪湖煤鐵公司、遼陽電燈公司、鴨綠江採木公司等の如きものも外國會社として二五五以下の規定に從ふ可きものなる可し。

第四章　合辦事業の得失

一、總　說

外國人か支那の土地に於て支那人を相手として事業を經營せんとするに當りては自國人のみならす支那人の資本を入れ共同の事業となすは單に土地並に人口の關係上寧ろ自然なるのみならす支那人をして經濟的に向上せしめ且つ支那人のみにて開發すること能はさる富源を開發し彼我の親善共存共榮を計らんとする政策上より云ふも合辦事業なるもの今後益々隆盛に赴く可き運命にあるは吾人の論を要せさる所なりとす。加之支那に於て或る種類の事業を經營するには他國人のみにて爲し能はさる事業甚た多く一例を擧けんに支那鑛業は鑛業條令に據るに非れは之れを經營することを得す。東三省の國有林は東三省國有林農放規則に依り支那法人として非れは之を伐採することを得す。東部內蒙古に於ける農業及附隨工業は合辦にあらされは之を營むことを得さるか如し。又外國人は開放地に於てのみ事業を經營することを得るものなれは不開放地に於て事業を經營せんとするには支那人と合辦し其名義を用ひて事業に從事せさるを得す。斯の如き事業に於て合辦か重大なる意義を有するは勿論なり。斯の如き必然的合辦事業なるものゝ範圍外に此等の關係を除く以外に於ても日本人のみの企業ともなすことを得へく、或は支那人との合辦事業とも爲し得へき事業の經營を如何になすへきかは大いに研究を要する問題たらすんはあらす。故に左に少しく一般合辦事業なるものゝ得失に關して

論せんとす。

(一)、得の方面　外國人か支那の土地に於て支那人を干與せしむる事なく單獨にて事業の經營をなし利益を取得するを見ては支那人は自ら自己の富を外國人の爲めに奪はるゝとの觀念を起し之れか防害を試みんとするか如きは寧ろ當然の心理なりと云ふへし。殊に現在の如く支那利權回收熱の旺盛なる時代に當りては益々然りとは云はさる可からす。故に吾人は先つ近視眼的の態度を捨てゝ眞に我隣邦を擁護し然うして其缺如せる資本並に優秀なる技術を提供して相互に共存共榮策を謀ると云ふことは日支の親善、我滿蒙の政策上極めて重要なる事なりと信す。次に吾人の考ふ可きは合辦にて經營すれは如何なる便益、利益有りやの問題なり。實地問題に就て考ふるに支那人を承知し支那官民との交渉等に當りては全く日本人に於てこれをなすよりも言語を同しくし、慣習、人情等に通せる支那人をして之に當らしむる方遙に有意義に進行し得るは見易き理なり。全く日本人のみにて營む會社等にありては極めて僅細なる事にても彼の利權等を得ることは極めて困難、土地財産等に關して彼我の交渉起れる場合其等眞實に困難なる場合あるを免れす然るに合辦事業にありては利權を得ること遙に易く支那側との交渉は愈々容易なり例へは滿鐵會社等か支那人より土地を買收するには支那官憲の承諾等面倒なる手續を要するも本溪湖煤鐵公司は直接支那人より其土地を買收し之を經營するとも何等の故障生せす大石橋電燈株式會社は單獨なる日人の會社なるを以て其附屬地以外の支那町に電燈を配給するの利權を得ること能はさるか如き不便あり。

支那人は日本人の會社等に對しては排日的眼を以て見ぬ迄も敬遠主義を採り若しくは其信用等に就て疑念を有するを常とするか故に支那人を承知し之れと取引等を盛ならしむるには合辦會社となすにあらされは其目的を達すること覺束なし、滿洲の各都市の實際に就ても支那人か主として利用する銀行業信託業等は合辦會社にして日本人の會社を利用するものは主として日本人然らされは支那側にて第一流の少數實業家等に過きさるの觀あり例へは沿線の都市にても相當の支那人あり乍ら支那人に對する金融權關なき所にありては合辦銀行等の設立は多いに利用せらるゝを見るなり。

(二) 由來支那人の勞働者は生活程度低級にして從つて勞賃低廉にして滿蒙其他の支那に於て事業を營むもの支那の下級勞働者を利用せさるなし此支那勞働者を指揮監督するには其言語に通し且つ彼等の心裡、狀態、慣習等を熟知する同國人をして之れに當らしむるの得策なるは論を俟たす。

合辦會社の實際に就て支那人は個人企業には甚た熟練し其堅忍、巧妙到底日本人の企及すへからさる處にて又支那人も之を自覺し日本人とは個人企業等にて連合せすと雖も大資本を運轉し大企業を經營するの知識と熟練とを有せす殊に株式組織等の如きに至ては眞に之を理解するものは甚た少なしとす斯の如き支那人をして漸次會社企業の內部に馴れしめ其知識見分等を高めしめ現代文明に順應せしむるは又吾人の義務とも觀せらるゝなり。

由來支那は行政警察等甚不完全にして法規に從つてのみにて萬事安全なりと云ふ事を得

す地方官憲と中央政府と其見を異にし中央の威令地方に行はれす或は官憲自身か何等の法理的の根據なく單に其感情に任せ褊狹なる愛國心等に支配せられて外國人の事業妨害を企つるか如き事實は擧けて數ふ可からす本書後篇に載する各鑛山森林等に就ても其大勢は知る事を得へし、單に支那官民のみならす滿蒙にありては彼の馬賊の出沒近來極めて頻繁にして殆んと之れか取締不可能なるか如き狀態にあり斯る警察權等の不完全なる國に於て何等の保護も無き日本人のみの會社等にては時に甚た事業の遂行困難となる場合あり合辦會社にありては斯る場合支那側の官民の保護を受くること比較的容易なり鴨綠江採木公司等か河口を去る數百里の上流人口稀薄馬賊の出沒甚しき地點に於て比較的手腕を有せさる社員等に大金を運搬使用せしめてさしたる故障なく比較的安全に事業の遂行を爲し得るもの之れ一重に支那官憲の保護によるものなりとは同社員の語る處なり。

(二)、失の方面　以上合辦の長所を擧けたれ共其短處と云ふ可き處又無きにあらす。

支那人は由來猜疑心深く加之人情風流習慣を異にする吾々日本人彼等と新事業を開始するに當りては平素親交ありて互に熟知せしものゝ外は悉く疑の眼を以て之に對し安んして會社等殊に重要なる事項を日本人に全々委する等を好ます彼我の感情上面白からさる事甚た多きか如し故に合辦事業をして良結果を擧けんとせは先つ總てを支那人に公開し支那人をして日本人に信頼して何等差支なしとの信念を抱かしむるを第一要件とす、最初互に相識れる發起人等か變更し日支間の楔子缺くるに至りて應々面白からさる結果の起るは全く支

那人の日人に對する不信任によるものなり。　支那人にして若し一度信頼せる以上は彼等は溫順にして永く相互の衝突を招く等の事なし合辦事業を營まんとするもの先つ此點に充分の注意を拂ふ事を要す。

支那人は保守的にして進取の氣象に乏しく徒らに舊株を守り事業内部を革新し外部に對して新事業を起さんとするか如き場合に種々の故障を提起すること多し之れ一つは日本人の能力手腕等に對する信頼の程度低きによる可けれ共彼等の粘著力強く容易に一旦著手したる事業を改廢せすと云ふ國民性も又與つて力あるなり、且つ前述の如く會社企業株式組織等に對する知識少なきか故に新事業に對しては勢狐疑逡巡せさるを得す。

支那人は個人主義の國民とも云ふ可く自己の個人經營等に對しては極めて勤勉なるも差當り自己に直接關係なき會社の爲めに精勵すると云ふ事は彼等の最も不得意とする所にて會社に出勤するも多くは煙草を吸ひ雜談に耽り能率は最も舉らさること夥しきを常とす而して下級社員に對して頗る殘酷にして之を酷使し甚たしきに至りては毎日夜十一時頃迄も夜業をなさしめたりと云ふか如き例も少なからす斯の如く非文明的にして多數相集り各其分を擔任して有機的の活動をなし相互に何等の不平もなきに至る迄には猶ほ多大の試練を要す。　公私の觀念に乏しく經營上情弊多くして彼等と事を共にするに際しては公平の見地に立ち最も有利にして合理的なる裁斷の下に總てを經營し得さるか如き事あり、彼我の對面上乃至は勢力均衡上所謂華洋箝制の弊に陥り易し而して合辦事業の最も憂ふ可きは實に華

洋籍制にあるなり。

華洋籍制は滿漢籍制より出てたるものにして支那政府は外國人に特許せる事業は成る可く中外合辦と爲し中外の勢力均衡ならしめ互に牽制せしめ支那內地に於ける外國人の企業を抑制せんと試みたりされは此方法により外國人の企業を抑制し得れは其目的を達し得へきものにして事業成績の可否は固より問ふ所にあらさりしなり然るに支那人は此方法を營利を目的とする普通事業にも適用せんことを望むもの少なからす之か爲め職員の數を二倍にし責任の歸着點を曖昧にし事務の處理を複雜にし經費の額を增大し遂に有望なる事業をして失敗し終らしむか如きこと尠なからす此政策に關しては合辦企業の組織の章下に於て再ひ一言すへし。

若し支那人にして自己の短所卽ち資本の缺乏と技術の拙なるとを知り事業の經營を外國人に委し自己の長所に向つて活動せんか自己の事業の成績を擧くる決して難きにあらさるなり。

猶ほ外國人か支那官民と共同事業計畫するに當りて特に困難を感するは支那官憲なるものに淸廉潔白の士少なく私利を之れ事とする小人多く事每に情實に伴ひ企劃せる一事業の成立不成立は殆んと官憲に對して爲す贈賄の額如何にありと云ふか如き大弊害の存する事にして此弊たるや支那上下の通有性にして支那國家の爲めに殊に罪しむ可き現象たらすんはあらす。

二、準據法の如何による得失

鑛山森林土地等に關する營業其他支那內地に於ける事業を目的とする會社は必す支那法令に準據せさる可からさるは旣に一言せる所なり此種の會社にありては準據法選擇の餘地を存せさるか故に準據法に依る得失如何の問題を生せさるも其他の一般商工業金融保險等の業務にありては何れの國法に據るも隨意にして其何れに據るを利益とするかは各會社設立の當初に於て充分考慮すへき問題なり。

(一)支那公司條例　支那に於ては從來外人排斥運動熾にして條約に於て外國人に賦與したる以外の權利は悉く之を拒否せんとするのみならす條約に於て賦與したる權利も種々なる手段を用ひて其實施を妨害せんとするは從來の實例に見るも明なるか此種の外人竝に外國資本排斥利權回收の思想は世界戰爭以來露國の瓦解、太平洋會議等に助成せられて益々旺盛となり來れり最近支那全國に傳播せる非基督教運動の如きも其根底は外人の資本的侵略に對する反抗なりと謂はる

斯の如く外人排斥熱の熾烈なる國に於て事業の經營を爲さんとするには該會社をして支那國籍を有せしめて其排斥を免るゝを以て策の得たるものと爲さゝる可からす且つ支那の地に於て主として支那人と共同して事業を爲す以上は支那の法に據るを最も合理的にして自然なるものとなすのみならす支那の資本竝に勞力を誘致するに便宜なるへし。

以上は支那法に據るを利益とする點なるか其反面に於て大いに考慮を要する點なくんはあらす支那國籍を有する時は支那法令と内地課税とに服從せさる可からさるか支那には完備せる法令なく假令ありとするも之れか實施せらるゝや否やは明言の限にあらす從つて時に不法の壓迫誅求を蒙り支那會社の發展を阻害せらるゝことなしとせす殊に革命内亂等相踵きて殆んと停止する處を知らさる混沌たる現今の狀態にありては或は軍用の爲め諸財產を徵發せられ或は公債義捐の名義を以て財產を强收せられ或は兵燹に罹り或は掠奪に遭ふも救濟又は賠償を求むること困難なるへく訴訟問題の惹起したる場合時に或は公平なる裁判を望み難き事あり假令判決は至當なりとするも之を實行するに當りて不當なる勢力等の壓迫に依りて之を貫徹すること能はさる場合に遭遇することと等あるは想像するに難からす論者中には日本人か支那に於て出資經營する事業に對しては日本政府は當然之を保護すへきものにして國籍の如何は問ふ處にあらす若し支那官憲か國籍の支那にあるを奇貨として壓迫を加ふるか如き事あらんか日本政府は假借せさること疑を容れす國籍問題の爲め對支企業を躊躇することあらんか其愚や及ふ可からすと云ふ者あり。

然れ共百般の事大小悉く外交當局に依賴せさる可からさる如きは到底經濟的發展を期すへき所以にあらす且つ從來一事件勃發する每に邦人か領事若くは公使等を通して强制的談判を試みたるは甚たしく中國人の反感を惹起したる事實を看過する能はさるなり之を要するに支那に鞏固なる中央政府か確立せられ百般諸制度完備し中央政府の威令は邊境に及ひ

法たるの威力を有するに至らは支那公司條令に準據するを以て最良の方法なりと謂ふ可きなり。

(二)日本商法　以上述ふる處に依りて日本商法に據るの利害も大體之を知ることを得へし卽ち支那官民の排外思想を緩和し支那資本並に勢力を回收するの便宜よりすれは日本商法に據るものは支那法に據るものに及はさる可きも法律的保護の確實對外的信用の獲得等に關しては大いなる利益を有すへきなり大正四年の日支交涉に於て我國は南滿洲に於ける居住往來營業及土地商租、東部內蒙古に於ける合辦農業及附隨工業の權を獲得せるも之に關する警察及課税は支那政府の定むる處により單に日本國領事館と協議の上施行すへきものとせるにより日本人中支那官憲より壓抑苛政を受けんことを憂ひ當初の豫期の如く滿洲內地に移住するもの多からす我政府も又其影響の如何を慮り條約締結後數年後の今日尙ほ未た警察及課税施行細則を協定するに至らす我勢力範圍とも云ふ可き南滿洲に於てすら斯の如しとせは其他の支那に於て何等の保證なく支那法令と課税とに服從することは未た危險なしと謂ふへからす此點よりする時は日支合辦會社は成る可く日本國籍を有するを可なりとす我政府は日支合辦會社をして日本國籍を有せしむることの有利なるを認め日本國籍を得易からしむるの便法を設けたり卽ち支那開放地に於て日本法に準據し設立せられたる會社は一切日本會社と看做すことに決定し其日支合辦に係るものは日本法に準據するの意思表示を爲すことを要し、其意思表示の方法は簡單にして定款に其旨を記載し支那株主か之に調印す

るを以て足る。領事館に對する登記料は明治三十九年勅令第二百十九號領事館取扱登錄稅に關する件に據り一萬圓未滿十圓、一萬五千圓未滿金十三圓、二萬圓未滿金十六圓、二萬五千圓未滿を十九圓、二萬五千圓以上五十萬圓未滿は二萬五千圓を超ゆる每に一萬圓に付一圓を加ふ可きものとし五十萬圓以上は其五十萬圓を超ゆる金額一萬圓每に五十錢を加算することとし之を本國の手數料に比するに極めて輕く其所得稅營業稅等は一切之を免除することゝせり從つて日支合辦事業をして日本國籍を得易からしむる方法に於ては略ほ遺憾なきを得たるものと謂ふ可し。

之を實際に徵するも合辦會社は必要的合辦若くは條約特殊契約に據るものゝ外は大部分日本商法に準據せるものなりとす

(三)、條約　條約に依りて最便宜なる組織を設くるものなるを以て必すしも兩國の內國法令に拘束せられす而も其背後に國家的背景を備ふるを以て支那官民の不當なる防害壓迫を蒙る事なく法的保護事業經營上の便宜對外信用等の點より云ふも最も安全便利なるものにして且つ名を日支合辦に借りて其內實に於ては日本人か事業の利益を獨占すと云ふか如き弊害を伴ふことなし但し此組織の應用は外交當局の手腕に待つの外なきを以て迅速に成立を期し難く變化機に應することを得す更に大小の事業一切を此方法に依らしむるは到底望み得へき事にあらす。

猶ほ此種類に屬するものゝ弊害と見る可き事は國家の體面上所謂二重役員制度の採用を

餘儀なくせらるゝことなり鴨綠江採木公司は此二重役員制度の爲めに相互間の融和を缺き事務の澁滯を來し幾多の冗費を要すること等は同公司の條下に於て述ふへし、條約に限らす支那官憲と我國人との契約に依る合辦組織にありても兎角此弊害に陷り易し例へは本溪湖煤鐵公司。瀋陽馬車鐵道公司の如き皆然り。

(四)、特殊の契約　此種類のものは中國法及日本法の何れにも拘束せられす時と場合とに依り各事情に應して最も合理的なりとする組織を定むる事を得と云ふ點に於て大なる長所を有す是れ從來鑛業森林業電氣事業交通等の諸企業に於て多く採用せられたる所以なり且つ此種のものは從來中國官憲か契約の一當事者たるか或は中國官憲に依りて批准せらると云ふ形式を採りたるか爲め中國官憲との交涉は圓滿にして其保護を受け利權を伴ふ事業に與り得る場合多かりき然れ共本組織は中國官憲との交涉を重ねたる結果にあらされは實現することを得す何れの場合に於ても相當外交手腕に待つ事多くして準據法主義の下に於ける會社設立の如く簡單に其成立を期し難き缺點を有す而して二重役員制度の弊に陷ること比較的多きを免かれす近來漸次此弊害に目醒め札免採木公司大綱に於ては所要從事員は務めて營業狀態の繁簡を斟酌して之を採用し以て冗員濫費を省くを要すと定めたり。

三、內部組織の如何に因る得失

以上、合辦事業其物の得失、合辦の形式に伴ふ得失を論したるを以て以下少しく組織內容を如

何にすへきか例へは役員の配列其分擔彼我間に於ては株式の融通性を認むへきや否や等の細點に涉りて述へんとす。

二重役員制度の役員の配置其分擔

此點に關して現在滿蒙に於ける各種合辦會社の實際の情況を通觀するに取締役監査役等より以下の職員雇員の如きものに至る迄日支同數を出すへきことを其定款にて定めたるは寧ろ少數にして大部分は定款には何等の規定なく唯內規若くは默約にて一部分の役員を支那人より選出せるもの寧ろ多數なり前者の例としては鴨綠江採木公司、本溪湖煤鐵公司、瀋陽馬車鐵道會社の如きを擧くることを得へく後者の例は甚た多きを以て之れを擧くるの必要なし。

鴨綠江採木公司章程第五條に於て

本會社に置く職員は左の如し。

督　辦　一人

理事長　二人

理　事　二人以上

技師及其他職員若干名

督辦は奉天督撫より東邊道臺に命して兼任せしめ會社の經營事業を監督す

理事長は日淸兩國政府より各一名を任命し會社の一切の業務を經理す

理事は理事長協議の上選任し各政府に報告するものとす。

技師及其他の職員は理事長協議の上之を採用す。

理事以下の員數は成る可く兩國人中より同數を出すものとす。

と規定し所謂理想的合辦組織を以て精神となし現在に於ても理事長初め祕書役各科長分局長以下總ての職員は悉く日支兩國より同數宛任命せらる如斯總ての點に於て彼我の權力を同等にする事は單に體面論に基くものにして經濟上何等の意義を有せす會社經營上決して策の得たるものにあらす、會社の利益の爲に各員渾然たる一體となり表裏歸一の平かなる氣分にて自由に活動することを得す支那對日本なる國家觀念先入主となり公司なる小國家内に於て互に勢力を爭ひ低級職員の末に至る迄常に兩友對峙して動もすれは相互の意思の齟隔を來し事務の進行を遲滯せしむるのみならす兩者の權衡と不必要なる役員を任用するの弊を生し外國人事務員昇級すれは支那人事務員をも昇級せしむるを要し總ての文書帳簿等を日支兩樣に作製せさる可からさるに至り之れ等の爲め事業の經營困難なると冗費を生するとは誠に僅少にあらすと謂ふ可し單に本會社のみならす本溪湖煤鐵公司、瀋陽馬車鐵道有限公司、鴨綠江製材無限公司等總ての職員を日支同數とせさる迄も大體に於て相對峙のものとせる公司に於ては皆同樣の不結果を免れす將來合辦事業を計畫するに當りては斯の如き弊害に鑑み其役員の配置分擔又は職掌等に關しては細心の注意をなすを要す。

現在大多數の合辦會社に於ては其社長等の支那側より選出するもの少なからさるに拘らす

唯虚名を擁するのみにては實際の事務は殆んと日本人に於て執りつゝあるなり之れ支那人は體面を重んする國民なるか故に實際に事業の經營に當ると否とを問はす自國民を重要の地位に置かされは滿足せさるに起因するものなれ共能ふ限り吾人は各其獨特の國民性四圍の還境等を考察して適材を適所に置き最少の人員にて最大の能率を擧くる事に意を用ふるを要す、聞く所によれは支那人の頭腦は概して日本人の如く理論的ならす周到なる注意を缺くを以て細密なる計算等には適せすして寧ろ庶務方面若くは支那人との交渉等に當る處に置くを適當とすとの意見多數なるか如し。

資本の分擔

以上人的關係より見たる會社組織の得失を述へたるを以て次きに彼我間に資本の分配關係を如何にすへきか彼我間に於ける融通を認むへきか否か等の問題を研究せんとす所謂形式的合辦組織によりては其定款に於て或は資本は日支人各半額を引受くるものとすとか或は支那人の株式は支那人のみに限り讓渡することを得とか定むるを普通とす斯くする時は支那人の所有株を漸次日本人か回收し其初め日支合辦として組織せる會社も其資本の全部は殆んと日本人の所有となり合辦の實を失ふ等の事實を防く事を得へし吉林燐寸株式會社は日本側か支那側資金を回收せる一例とも見る可く目下同會社には唯一人の支那株主あるのみなり日本人中にても其心事公明正大なるもののみにあらす其最初會社を設立する場合に於ては資金の回收を容易ならしめたる爲め支那人を誘致し事業稍や其緒につき利益の配當等有望なるに至れ

は漸次支那人を驅逐して日本人のみ利益の獨占をなさんとするか如きもの少なしとせす。

支那人か合辦經營に反對し引いては日支間の親善に害を釀すに至りたる過去に於ける合辦事業敗因の一つは慥に如上の事實に胚胎するものなり然れ共之れ畢竟經營者の自覺に俟つ事にして陋劣なる心事を藏せさる以上は敢て窮窟なる制限を設けて定款に迄定むるの必要もなかる可し。

現在に於て形式的合辦會社の多くは資本額を半額宛に定むと雖も唯一の瀋陽馬車鐵道會社のみは支那側の六に對して日本側の四なり之れ同會社の設立は明治四十年九月にして支那の事情にも暗く深く定款等を考慮せす輕々に定められたる結果にして現在より見る時は頗る策を失したるものなり此事實の爲めに萬事株守的なる支那側に制肘壓迫せられて事業の改善等に多大の故障を來せりと云ふ少くとも資本は半額宛にせさる可からすとは當局者の談なり。

結論

以上、華洋箝制乃至二重役員制度の弊害を論したるか然らは其弊害を伴ふ形態によらす全く自由に理想的の形態を備へしむる事を得へきかと云ふに必すしも然らす抑々支那官民か合辦事業を與すの目的たる之を以て支那の富源を開發し產業を振興せんとするよりも寧ろ外國人の自由なる企業に壓迫を加へ外國人に利益を壟斷せしめさらんとするにあるは所謂外國人の利權に關係ある諸條約、諸法規、發現の沿革に徵して明なり支那は外人に合辦鑛業、合辦鐵道布設會社設立を認め支那會社の株式取得を認めると雖も之れ皆支那か自發的に產業開發の目的を

以て外人に許與せるものにあらす思ふに外人の强要に應して詮方なく之を許容したるに過きす故に諸條約諸法規の約款も極めて消極的にして成る可く外人の活動を制限せんとす。殊に近來に到りては利權回收熱益々旺盛にして自國の經濟界より外人を驅逐し外人の侵入を防止せんとするに汲々として爲めに誘起せらるへき產業の頽廢等に想到することなき狀態なり斯の如き對外思想の下にありては支那政府か合辦事業に於て頻に支那と外國と同一額の出資並に同一の權限を主張し所謂中外の勢力を均衡ならしめて互に相牽制せしめ支那內地に於ける外國人の企業を制抑せんとし所謂華洋箝制二重役員制度等の生するは當然の結果たるへきのみ果して然らは支那人と外國人との資本と能力とか何等の拘束なく合理的に適當に結合せられて長短相補ひ理想的の共同企業組織を現出することは支那現在の對外思想にては甚た困難なりと云はさるを得す。

此點に關しては內外人共深く反省する所なかる可からす吾人は支那人か徒らに利權回收乃至外人驅逐熱に驅らるゝことなく諸外國に信賴して之に依り自國の經濟的向上を計ると同時に外國人は政治的野心を離れ純經濟的提携を旨とし資本と能力とを恃みて利益を壟斷せんとするか如き事なく長短互に相補ひ和衷協同事に當り以て相互に福利を增進せんことを希望して止まさるものなり

第五章　日支合辦事業不振の原因

從來日支合辦事業は其成立の數に於て、其經營其物に於て共に不振の情況にあり其原因の主たるものは凡そ左の如きものなりと思惟す。

一、中國官民の排日思想

中國に於ける排日情況は時と所とに依りて其趣を異にし一般的に論する事を得さるも滿洲に於ては比較的排日色彩は南支那の如く濃厚ならすと云ふを妥當とすへし殊に滿洲の特徴とも謂ふへきは一貫せる排日思想なるものなく各地方〳〵に於て各異れる原因に依りて異れる狀況を呈するを現狀と爲す事實なり例へは奉天、安東、吉林等は比較的排外思想旺盛にして營口、大石橋、遼陽、開原、公主嶺等の地は日支關係圓滿にして未た大なる問題を惹起したる事なしと云ふ果して然らは是等の親日的地方と排日的地方とは何に依りて生すへきか之れ素より諸種の原因に歸因すへきも概略左の二大原因を擧け得へし。

一、督軍省長其他支那官憲の態度。

支那官憲にして若し排外思想を鼓吹し外國關係の事業を壓迫せんとする以上は到底彼我圓滿に協同事に從事すること能はす從來の親善關係も一朝にして破壞せらるゝに至る、吉林の督軍省長孫氏の如き卽ち此典型にして彼か日本人關係の事業は事の正邪理の有無を問はす

壓迫を事とし哈爾賓取引所設立に關しては不法拘禁を敢てし黄泉採木公司の營業權を取消し其他此種の非行枚擧に遑あらす吉林邦人の爲めに蒙れる損害幾許なるを知らす。

此點に關して吾人は東三省の主腦たる張作霖氏に就て如何なる考察を下すへきか、張作霖氏か從來直接間接日本竝に日本人の恩惠に浴せる事は尠少にあらす氏か今日の地位を得たるも一つは以て日本の恩惠に依ると云ふは過言にあらす此故を以て氏は飽く迄親日論者なるに拘らす彼か徹底的に親日的態度を發揮し得さるは中國民の一般輿論を恐れ日本の傀儡と罵られ賣國奴と攻擊せらるゝを恐るゝか故なりと論するもの多し是れ一面の眞理を語るものたるへけれ共吾人は所謂張氏の親善なるものは日支提携、共存共榮の大精神より誘發せられたるものにあらすして全く自己の利害打算よりせる親日なりと謂はんと欲す少なくとも過去現在に於ける日支合辦事業なるものを觀察する時に吾人は斯く論断せさるを得す氏にして眞に滿蒙の爲め中國の爲めに滿蒙開發を行はんとするものたる以上諸種懸案中の合辦事業に對して採れる態度は自ら異ならさるを得すと信するものなり。利己的見地よりせる親日なるか故に自己の利益となならさる場合は必すしも日本と提携するの要なく利のある所或は親米となり或は親英となるの融通性を存するなり。

張氏は過去に於て日本に依り自己の地位を保ち事を爲さんとせることあるへし而も平和會議以後は日本か支那なる弱國に對しては梟の威を擅にせるに拘らす歐米諸國の前には常に屈從して何事をも爲し得す。日本との懸案は宜しく國際間の審判に俟つに如かすとする中國一般

外交家と同様の觀念を抱き英米人を召致し之と事を共にするによりて一方日本を牽制せんとする策に出てんとするに至れり。近來彼は英米人の曾て中國に公使領事たりしもの等を自己の顧問として種々劃策しつゝあるに見るも這般の消息を語るものたらすんはあらす。

二　在住日本人の態度

最初來りて業務を營み支那人と接觸したりし日本人に先覺者なく徒らに利得の獲得にのみ急にして近視眼的の小策を弄せし地方は到底日支間圓滿なる融和を望むへからす、而して一度ひ斯くして馴致せられたる排外思想は其根底深く後に至りて此を驅逐せん事は實に難中の難事たり之に反して最初事に當りし者か支那人の人格を尊重し彼我の共榮を主として遠大の計りを立てたる地方は必す永く彼我の融和を見るなり、營口に於ける水道電氣株式會社開原に於ける取引所信託會社等は此點に於て日支親善に貢献せる所絶大なりと云ふ可し。

以上掲くる所の第一原因は容易に之を根絶すること能はさるも第二の原因に由來するものは吾人の態度如何によりて之を改善するを得へきなり、而も支那人の國民性として利を見るに敏く日本人の單獨事業乃至日支合辦事業か現實に其地方土着人の幸福を齎し利益を與ふるものならは彼等は決して排外を唱ふるものにあらす寧ろ官憲には事を秘しても利に就かんとするは多數支那人の心理なるか如し。故に吾人は眞に根底深き親善の實を擧けんとするには先つ目前の小利に走る事を止め滿蒙の爲め滿蒙の開發を爲すと云ふ大精神にて事に當らさるへからす、日支親善は外交上の折衝のみに依りて一擧に解決し得へき問題にあらす直接觸接せるも

の の著々たる努力の結果に俟たさるへからさるなり

二、日本官民の滿蒙に關する無知

由來日本人は計畫の力に乏しく姑息なる一時的手段に萬事を糊塗せんとするの短所を有す。日本か滿蒙に於て其利權を要求するや唯單に利權獲得と云ふ名目のみに囚はれ之れか經濟的價値乃至は其利權の實地開拓の方法等に關して深甚なる研究調査を重ね以て我國企業家を指導し其基準とすへき處を示すか如き賢明なる態度に出つる事なく從つて事業經營の實地問題に當りては之れか經營に關して何等の指針なく實業家は其投資に不安を感し、經營當事者は自己獨立の貧弱なる知識と見解とに頼るの外なく爲めに感する大なる苦痛と不安とに驅られ勢有望なる合辦事業も其成立の機會を失し偶々着手するも兎角失敗を免れさる所以なり。我當局なるもの利權を利權として運用し利用し以て福祉を增進せんとするものならは宜しく自ら滿蒙に關する諸研究を爲し事業家を誘導することと目下の急務なりと信す然らされは到底規模大なる合辦事業の成功なるものは收め得られさるへし諸々の合辦事業計畫にして屢々中止の狀態に陷るは實に我か官民の該事業なるものに對する理解、知識の缺乏に起因するもの尠なからす東亞勸業會社等か其最初の計畫たる日支合辦を中止して單純なる邦人事業と爲すに至り熱心に之か成立を贊助し準備に努力せる支那側實業家を失望せしめたるものは實に我拓殖局の無智無定見に因るに外ならす。世人特に成立せんとして流產の運命に遭遇する實例多きを見る

其罪を悉く中國側に歸せしめんとすと雖も之れ誤れるの甚たしきものにして寧ろ我官民共に充分なる知識と周到なる計畫なきに因る場合多し。

一、支那通の米人の言に曰く「日本は近來政治的勢力を以て各種の權利を獲得せり卽ち伐木權及移民權等の如し然れ共事業上收支の點に於て悉く有利なるにあらす蓋し日本人は政治的勢力を以て事業の經營權を獲得することのみを思ひ經濟上の收益如何を顧みす近來日本人は中日合辦事業を以て發展政策の道具と見做し之に依りて資本を投するも利益の見るへきものなきか爲め今や漸く經濟政治兩種の勢力を混同するの不利なることを覺れり」と又支那人一般の評に曰く「日本人は或は森林に或は鑛山に、其利權の獲得に對しては甚た熱心なるも彼等か一度其利權を獲得するや旣に事成れりとして實地事に當り進んて之を開發せんとする意氣に乏しく荏苒幾月を經るを常とす、然るに英米人は之と趣を異にし彼等は先つ最初に於て深甚なる研究調査を爲すか故に濫に諸事業に手を染めさるも一旦事に著手するや萬難を排して邁進す之れ英米人か合辦事業の相手方として日本人より賴もしき所以なり」と。以上二評共に肯綮に當れる議論にして吾人の深く反省を要する點なりとす。

三、其他の合辦事業の敗因

以上述へたる處を以て合辦事業不振の根本的二大原因と爲せとも猶ほ過去に於ける個々の合辦事業の敗因と見るへきものにして揭くれは左の如し。

一、前章合辦事業の得失を論したる場合に於て述へたる處卽ち支那人か多數協同して事業經營を爲すに不適當なる性格を有すること、保守的にして事業の進步改善に困難を感すること、公私の觀念に乏しく情弊に陷り易きこと、排外政策上華洋箝制の主義に依り二重役員制度を餘儀なくせらるゝこと等は皆以て合辦事業を失敗せしむる原因の一つたるも玆に再ひ贅せす。

二、名を合辦に藉りて其實は邦人の獨占經營たること。

所謂合辦事業中には最初より日本人の獨占的經營なるものあり後に至りて支那人の資金を回收するものあり前者にありては卽ち支那人の持株に對する拂込を全部相手國にて立替へ、株劵名義書換の委任狀を添付せる借用證を差入れしめ株劵全部を擔保として押收し每年利益配當金中より其元利を差引き相當年限支那人に利益の配當を爲さゝる等の方法を採るものなり本溪湖煤鐵公司、振興鐵鑛無限公司、其他吉林等に於ける採木會社の大部分は其流動資金の全部若くは大部分邦人の出資にかゝるものなり。後者にありては最初權利獲得の必要上若くは資金回收の必要上殊更に合辦の形式を裝ふもの多く事業成立後利益あるに至れは漸次中國人を驅逐して利益を獨占せんとするものにして之れ又其實例に乏しからす以上の如きは時に或は必要止むを得さる事情に出てたるものなしとせさるも其結果に於て結局合辦の美名の下に日本人に利益を壟斷せられ之に因りて支那人は何等恩澤を蒙ることなき事となり從つて兩國人間の不和となり合辦事業排斥の思想を誘發するに至る。

三、公使領事等の力を借りて支那側を壓迫せんとすること。

合辦事業の經營に關し紛擾を惹起したる際直ちに公使領事等を通し其威力に依りて支那側を壓迫せんとする傾向あり之れ支那人か合辦事業なるものに對して反感を有するに至りし一大原因たるを失はす日本國内に於ける官憲横暴なる語は常に耳にする處なるか況んや外國官憲に威壓せられては善く忍ひ得る處にあらさるへし吉林省邊一般支那人の意向として も日本人か單に實業家として平和裏に事業を行はんとするものならは之を歡迎し共に事業計畫をも爲すに吝ならされとも若し日本か高壓的手段に出て些細なる事件發生殊に我官憲の威を借らんとするか如くんは最初より日人をして一指も染めしめさるに如かすとの思想近來高潮し來りたるは事實なり我實業家は充分茲に鑑み出來得へくんは我官憲に賴る事を止め之れと諸種の交渉ある事は之を祕するに如かさるなり。

四、地方民の利害を無視すること。

合辦事業の發起人重役等を地方關係薄き中央の官邊關係に求むる如き事は從來少しく大資本の事業に於て常に之を見たる處なるか斯の如きは支那地方民の利益を無視する事となり其反感を招き紛擾を繁からしむる所以なり故に今後の合辦事業に於ては成る可く其事業地の人民と相携提すへく地方の利益と云ふ點を考慮せさるへからす。

第六章　合辦事業の現狀

第一款　日支合辦事業

(一) 總説

滿蒙は殊に南滿洲及東部蒙古の地域は地理的、歷史的に日本と特殊の關係にあり謂はゝ日本の勢力範圍とも見る可き地帶にして英米等の諸外國の經濟的地位は到底我國に匹敵し得へきものにあらさるは茲に架説するもなし從つて合辦事業の見地よりするも其數に於て其規模に於て他國の比疇を許さゝる狀態にあり。北滿外蒙古に於ては近時漸く米國、英國、獨逸等の經濟的進展漸く著しく哈爾賓市を中心として各國將に激烈なる經濟戰の火花を散らさんとする形勢にあり日本も此競爭中に於ける一方の勇として益々發展せんとする勢を示し合辦會社としては北滿藥業株式會社、中東海林實業中東製材等の森林會社、北滿倉庫、組田組等を始めとし最近に至りては哈爾賓取引所、競馬會社、札免採木公司等大計畫の事業の起れるは大いに意を強くするに足る。

然れ共以上は唯諸外國と比較しての我地位に就て謂へるものにして單に邦人の滿蒙に於ける經濟的發展、日支經濟提携の見地よりせる合辦事業の現狀は大いに悲觀すへき立場にあり現存會社其他の合辦企業の成績は他の會社に比して良好なりと云ふ事を得す所謂形式的合辦、必要的合辦等合辦の形式に因はれたる企業に於て殊に其成績の擧らさるを見る。

加之目下懸案中なる合辦會社は數十を算し奉天瀋陽馬車鐵道會社の撤廢並に奉天電鐵問題、哈爾賓電鐵問題、興發公司取消問題、安東電燈問題其他鑛業合辦にして多年の懸案となれるもの甚多けれ共悉く行惱の狀態にあり是等か悉く滿足に解決せらるゝものなるか否かは甚た疑問とせさるを得す。

支那新聞雜誌の論調か山東問題等と相關連して極端なる排日の氣勢を帶ひ來りたるは世人の知る處なるか支那官憲にして種々の內命を發して根本的に合辦事業の發生を防止せんとすることは屢吾人の耳にする處なり、

瀋江道尹は十年十二月合辦事業私設禁止の件なる命令を發して曰く「前に督軍より奉したる命令に依れは中國專制の營業は私に外人と合資擧辦することを許さす違反するものあらは査出して嚴罰に處すへしとあり既に遵照すへき旨頒告せるも猶ほ重ねて通知す」云々と又本年三月中旬東三省巡閱使公署より左の通達を爲せりと云ふ。

「日本は日露戰爭後吾東三省を視るに其外府の如く民國四年の二十一箇條は强迫に依りて成立し則ち東三省を視ること彼の領土の如く取るを與へ求むるを與ふること既に久しきは外間の側目する所にして其中日合辦の名目を假りて實權を攫取したる事業は一にして足らす而して去年十一月大倉組と四百萬元を以て成立したる興發公司近きは目下協議中にある東亞勸業公司の資本金二千萬元の如きあり尤も日本人は東三省に於ける巨臂にして彼の意思は是に依りて漸次東三省の實業上の實權を獲得せんとし事實上に於て我國の版圖を領有し居れり計ら

さりき華府會議以後は中外の視線皆東三省に集中せられ日本か二十一箇條第五項の保留撤回及び滿蒙の優先權放棄を聲明してより後は外人盡く機會均等の原則に依りて最速に東三省に於て東蒙に於て經營せんことを思ひ居れり近來日本の信賴すへからさる態度に鑑み凡て合辦事業の未成立のものは以後悉く之を拒絕し既成立のものも亦法を設けて取消さんとす故に去歲成立したる與發公司は既に進行を停止するに決定し三月初旬正式に之を日本當事者に通告して之か停止を聲明したるか目下進行中に在る東亞勸業公司も亦相當の理由を提出して進行を拒絕すへし此外尙懸案中に在る中日合辦事業三十餘件も亦完全に其の成立を停止せんとす」其眞疑の程は知るを得すと雖も、シエフチエンコ森林コンセッション問題哈爾賓取引所問題等に關する不法拘禁其他吉林奉天等に於ける合辦事業防壓の事實等と相綜合して判斷するときは前通達なるものか虛報なりと斷することを得す。

合辦事業は企業組織上兎角不利益なる制度を採らさるを得さる上に支那官民の壓迫干涉あり戰後の經濟的沈衰は未た恢復するに至らす諸企業の成績見るへきものなし。

斯る慾む可き狀態に在るに鑑み本年五月開催の第一回滿洲商業會議所聯合會に於ては(一)我政府に促し中國官憲をして諸種の日支合辦事業設立に可及的便宜を與へ寧ろ之を奬勵せしむるの擧に出てしむること(二)殊に從來利權の伴ふ合辦事業に對し中國側の認證を得るか爲には早きも六箇月遲きは數年を要するか如きは合辦事業設立に對する一大障害たるに依り本件に關しても我か政府を經て中國政府に對し爾後此種認證は速に與ふへきことを勸告すること等

を決議し委員に附託して其手段實行方法等を講究することゝせり。

(二) 各種の合辦事業

現在滿蒙に於ける日支合辦事業は鑛山採木電氣、銀行信託業、農業、倉庫、運送、交通製造工場等總ての方面に亙るも就中鑛山業採木業電氣事業取引所信託業等なりとす。

主要なる合辦鑛業

名稱	經徑地	資本額
本溪湖煤鐵有限公司	南滿洲本溪湖附近炭鐵鑛	七、〇〇〇、〇〇〇円
振興鐵鑛無限公司	遼陽海城縣下鞍山站一帶鐵鑛	一四〇、〇〇〇
弓張嶺鐵鑛無限公司	遼陽縣弓張嶺以下三鑛區の鐵鑛	一、〇〇〇、〇〇〇
錦西煤礦有限公司	錦西縣大窰溝龍尾把等の石炭鑛及附屬鐵嶺	三、〇〇〇、〇〇〇兩
天寶山銀銅鑛	吉林省延吉縣	五〇〇、〇〇〇円

主要なる合辦木材事業

名稱	所在地	資本額
豐材股份有限公司	長春	五、〇〇〇、〇〇〇円
興林造紙股份有限公司	吉林	五、〇〇〇、〇〇〇

華森製材公司	吉林	二、〇〇〇、〇〇〇
富寧股分有限公司	吉林	一、〇〇〇、〇〇〇
黃泉採木有限公司	吉林	四、〇〇〇、〇〇〇
中東海林實業公司	哈爾賓	三、〇〇〇、〇〇〇
中東製材股分有限公司	哈爾賓	五〇〇、〇〇〇
哈爾賓製材株式會社	哈爾賓	一〇〇、〇〇〇
鴨綠江採木公司	安東	三、〇〇〇、〇〇〇元
鴨綠江製材無限公司	安東	一、〇〇〇、〇〇〇元
札免採木公司		六、〇〇〇、〇〇〇元

主要なる合辦電氣事業

名稱	所在地	資本額
普蘭店電燈株式會社	普蘭店	円 三〇〇、〇〇〇
瓦房店電燈株式會社	瓦房店	五〇、〇〇〇
貔子窩電燈株式會社		五五、〇〇〇
營口水道電氣株式會社	營口	二、〇〇〇、〇〇〇
遼陽電燈公司	遼陽	一二〇、〇〇〇

奉撫送電所、鐵嶺電燈局	鐵嶺	二六〇、〇〇〇
四平街電燈株式會社	四平街	五〇、〇〇〇
公主嶺電燈株式會社	主公嶺	五〇、〇〇〇
范家屯電氣株式會社	范家屯	二〇〇、〇〇〇
北滿電氣株式會社	哈爾賓	一、二〇〇、〇〇〇

主要なる合辦銀行

正隆銀行	大連	二〇、〇〇〇、〇〇〇
龍口銀行	大連	一、一〇〇、〇〇〇
遼東銀行	大連	三、〇〇〇、〇〇〇
旅順銀行	旅順	一、五〇〇、〇〇〇
東華銀行	瓦房店	三、〇〇〇、〇〇〇
振興銀行	營口	一、〇〇〇、〇〇〇
福申銀號	同	一〇〇、〇〇〇
南滿銀行	鞍山	一、五〇〇、〇〇〇
奉天銀行	奉天	五、〇〇〇、〇〇〇
中日銀號	本溪湖	三〇〇、〇〇〇

協成銀行	安東	一、〇〇〇、〇〇〇
滿洲商業銀行	安東	二、二七五、〇〇〇
日華銀行	鐵嶺	一、〇〇〇、〇〇〇
開原銀行	開原	一、〇〇〇、〇〇〇
范家屯銀行	范家屯	一〇〇、〇〇〇

合辦取引所竝取引所信託株式會社

哈爾賓取引所	哈爾賓	一〇、〇〇〇、〇〇〇
大連取引所信託株式會社	大連	三、〇〇〇、〇〇〇
營口取引所信託株式會社	營口	二、〇〇〇、〇〇〇
遼陽取引所信託株式會社	遼陽	五〇〇、〇〇〇
鐵嶺取引所信託株式會社	鐵嶺	五〇〇、〇〇〇
開原取引所信託株式會社	開原	二、〇〇〇、〇〇〇
四平街取引所信託株式會社	四平街	五〇〇、〇〇〇
公主嶺取引所信託株式會社	公主嶺	五〇〇、〇〇〇
長春取引所信託株式會社	長春	一、〇〇〇、〇〇〇

其他の諸合辦會社

名稱	所在地	資本額
日華證劵信託株式會社	大連	五、〇〇〇、〇〇〇円
東亞土木企業株式會社	大連	五〇〇、〇〇〇
株式會社日華油房	小崗子	一、〇〇〇、〇〇〇
西崗信託株式會社	小崗子	一、〇〇〇、〇〇〇
南滿建物株式會社	大連	一、〇〇〇、〇〇〇
滿洲運輸株式會社	大連	一〇、〇〇〇、〇〇〇
大連醬油株式會社	大連	二、〇〇〇、〇〇〇
東亞圖書株式會社	大連	五〇〇、〇〇〇
滿蒙殖產株式會社	大連	五、〇〇〇、〇〇〇
大連電影株式會社	大連	一、〇〇〇、〇〇〇
中華製粉株式會社	大連	五、〇〇〇、〇〇〇
中和糧棧株式會社	大連	一〇〇、〇〇〇
大連市商興株式會社	大連	五〇〇、〇〇〇
華東信託株式會社	大連	一、五〇〇、〇〇〇

大連運輸株式會社	大連	一、〇〇〇、〇〇〇
東海運輸株式會社	貔子窩	五〇、〇〇〇
貔普自動車株式會社	普蘭店	四〇、〇〇〇
南滿信託株式會社	瓦房店	五〇、〇〇〇
滿洲物產株式會社	營口	一、〇〇〇、〇〇〇
滿蒙毛織株式會社	奉天	一〇、〇〇〇、〇〇〇
東省實業株式會社	奉天	三、〇〇〇、〇〇〇
滿洲企業株式會社	奉天	二〇〇、〇〇〇
株式會社三林公司	奉天	二〇〇、〇〇〇
滿蒙證券株式會社	奉天	五、〇〇〇、〇〇〇
中和興業株式會社	奉天	
株式會社實業貨棧		
中日商辦瀋陽馬車鐵道股分有限公司	奉天	一四〇、〇〇〇
撫順市場株式會社	撫順	一〇〇、〇〇〇
溪城鐵路公所	本溪湖	五四〇、〇〇〇
本溪湖抗木株式會社	本溪湖	三〇〇、〇〇〇
中日合辦屠獸場	安東	一五、〇〇〇

鴨綠江中日合辦渡船組合	安東	七、一〇〇
開原市場株式會社	開原	一〇〇、〇〇〇
亞細亞製粉株式會社	開原	三〇〇、〇〇〇
開原中和株式會社	開原	一〇〇、〇〇〇
開原錢業株式會社	開原	一〇〇、〇〇〇
開原新報社組合	開原	一〇〇、〇〇〇
興發公司	錢家店	四〇〇、〇〇〇
公濟號(正志農場)	白音太拉	不明
招墊公司	白音太拉	不明
公主嶺精米株式會社	公主嶺	一〇〇、〇〇〇
長春運輸株式會社	長春	五〇〇、〇〇〇
株式會社長春倉庫	長春	三〇〇、〇〇〇
東三省濟農株式會社		一〇〇、〇〇〇
中日惠通錢號	長春	一〇〇、〇〇〇
合資會社長春實業糧棧	長春	八〇、〇〇〇
合資會社實業煙店	吉林	一〇〇、〇〇〇
吉林倉庫金融株式會社	吉林	二〇〇、〇〇〇

中日合辦三國鐵道公司	吉林	二,〇〇〇,〇〇〇
哈爾賓競馬場	哈爾賓	一,〇〇〇,〇〇〇
株式會社北滿倉庫	哈爾賓	五〇〇,〇〇〇
哈爾賓土地建物株式會社	哈爾賓	二,〇〇〇,〇〇〇
北滿興業株式會社	哈爾賓	二,〇〇〇,〇〇〇
東亞商業株式會社	哈爾賓	五〇〇,〇〇〇
寧安興業株式會社	寧古塔	三〇〇,〇〇〇
日滿公司	一面坡	五〇,〇〇〇
黑龍江省吉沁鎭農場	黑龍江省吉沁河南杏三杏屯	一六,〇〇〇

第二款　日露合辦事業

日露合辦事業は地理的關係上北滿に限り殊に哈爾賓を以て其中心と爲す而して日本人大部分の出資を爲し露國人は單に名義上のみのものも多し近來露國人は内内政の紊亂と外支那人の壓迫とに攻められ自衛の必要上諸外國人と協同經營とし以て自己の利權を保全せんとするもの多きを加ふるに至れり、合辦事業としては左に掲くる如きものを以て主と爲す。

北滿電氣株式會社	哈爾賓	一,二〇〇,〇〇〇（露國人は二萬四千株中二百五百五十株を有す）

株式會社福田組	哈爾賓	一、〇〇〇、〇〇〇
北滿運輸公司(匿名組合)	哈爾賓	二、〇〇〇、〇〇〇
東部、西比利亞汽船會社(露國法律による合名會社)	哈爾賓	不明
極東運輸組合	哈爾賓	三、四五〇、〇〇〇
札免採木公司(日露支合辦)		六、〇〇〇、〇〇〇
ウオロンツオーフ、庄司鐘五郎森林伐採合辦		總資本五〇〇萬圓の評價
インマコーフ、庄司鐘五郎、森林伐採合辦		總資本二〇〇萬圓の評價
ウオグコフ、鵜飼勘三郎、捕魚合辦		總資本一〇萬圓

第三款　其他諸國の合辦事業

現下在滿洲外人中最多數を占むるものは露國人にして其數十餘萬人を算するも本國瓦解の爲め身を以て避難せるもの多く南滿に於ては其經濟的勢力なるものなく北滿に於て稍見るへきものあるに過きす。英國は人口に於て露國に次き米國亦英國に次く共に其數、數百を出てさるも其活動は眼醒ましきものあり何れも奉天若くは牛莊を根據とし漸次北滿に其勢力を扶殖しつゝありて其勢力又相軒輊す。其他の諸國卽ち獨逸希臘丁抹、佛國、土耳古等其勢力微々として特筆するに足らす。

華盛頓會議以後日本の滿蒙に於ける優先權拋棄等の事情の結果英米獨等の滿蒙に對する態

度は漸く其面目を改め政治家にして滿蒙發展の必要を力説するものあると同時に商業會議所其他の調査機關有力なる實業家等滿蒙を研究し投資目的の調査を爲しつゝあるなり、英米の前任駐支領事にして支那官邊の顧問として兩國の經濟的提携に盡瘁するものあると同時に支那側も又英米の投資を歡迎する傾向なれは之等諸國か滿蒙殊に比較的未開發の北滿地方に於て豫想外の活動を開始するも遠きにあらさるへし。

(一)米國

米國の勢力か近時急速に滿蒙に向つて進展し來りたるは事實にして安東、奉天、鐵嶺、哈爾賓等の電燈、或は電鐵問題等の背後に米國ありて支那側を煽動するか故に日支合辦として成立し難き所以を知る、其他濱黑鐵道問題乃至は錦愛鐵道問題の再燃、北滿に於ける牧畜會社の計畫等皆米國の活動を伺ふに足る。然れ共從來米國の北滿に於ける活動は主としてブローカーの手を通して爲されたるものにして其基礎は英國の夫れの如く堅實ならす從つて經營せる諸事業も失敗せるもの多く、誇大の宣傳も亦多かりしか如し。

各合辦事業に就ては未た調査不充分なるも左に揭くるもの等は其主なるものなるへし。

一、英米煙公司　本會社は本店を倫敦に置く英米間の合辦會社にして滿蒙に於て絕大の勢力を有し如何なる小都市にも其出張所又は代理店を見さるなく著々支那人間に勢力を扶植しつつあるなり。

二、聯合煙公司、奉天にあり英米露三國人の合資に係り資本金一千五百萬元(?)各種煙草製造販賣

を經營し滿洲各地に販路を有し其勢力侮り難し。

三、利達公司　米支合辦にして米國の既成品を輸入し支那より獸皮獸毛等の原料品等を米國に輸出す資本金は三十五萬元なりと雖も其實に於ては猶ほ大なるか如し。

四、美合洋行　米支合辦にして資本金二百萬圓鑛山貿易等の事業を經營す其內容は不明なるも張作霖等の大官と共同出資なりと云ふ前年農安長春間の自働車運轉を鮑吉林督軍と共同にて企てしも失敗せり。

五、中華懋業銀行 (Chinese American Bank of Commerce)哈爾賓支店　資本金一千萬弗の米支合辦にして一九二〇年十二月より哈爾賓支店を開業せり。

六、米支合辦製麻會社　哈爾賓馬家溝に資本金二千萬圓を以て米支合辦製麻會社設立の計畫傳へられしも其後消息に接せす。

七、米支合辦採金事業　黑龍江省呼瑪縣呼瑪爾河に於ける砂金採掘を專業とす支那官營事業たる庫瑪爾河金鑛採掘に關し米國人「カンプル」「ウエエント」「バーカー」等金鑛督辦と商議の上合辦契約の成立せるものなり。

八、東方興業公司　本公司は哈爾賓に於て最近開設せられたるものにして社長に米人、エトウインミーリス、副社長に蒙古通露人、ヅドコーロフを戴き資本金大ならさるも東支鐵道長官、オストロモフは有力なる後援者にして其興業の成就を急きつゝあり卽ち蒙古產の羊毛豚毛等は勿論皮革、牛馬、牛酪、肉類等總への產物と其副產物を東支鐵道に搬出し鐵道は本社搬出品に

限り運賃の割引と貨車配給の特別扱を爲すへく目下鐵道長官と條約締結の談合中なり（大正十一年四月）

九、畜産會社　北滿海拉爾を中心として滿蒙を含む畜産會社の設立か米人スマイルス氏と極東共和國牧畜委員オルロフ氏を代表として最近頓に具體化し資本金三百萬金留を以て生肉輸出牧畜罐詰竝に對蒙内地貿易等を經營すへく計畫中なりと云ふ。

（二）英國

英國は營口竝に奉天を中心として著實なる發展を爲し其根底頗る深きものあれ共合辦事業としては從來餘り見るへきものなかりしか最近に至りては通商貿易の促進策として英支合辦事業勃興の方法を講するに至れり今日迄英支貿易の連鎖は支那一流の買辦に依りたるものなるか之れ英國貿易業者の不滿足に感する所、且つ支那側より常に英に對して希望せる處も商取引の直接交渉あるか故に英國に於ては貿易組合の如き制度を英支合同にて設立せんと企圖するに至れり想ふに滿蒙に於ても爾後英支合辦事業は續出するに至るへし、合辦事業として掲くへきもの左の如し。

一、英米煙公司。

二、聯合煙公司。

此二公司に就ては既に述へたり。

三、アングリスキー養鷄會社　哈爾賓にある英支合辦の養鷄會社なれ共其内情詳ならす。

四、國際企業有限公司、英國實業家シユールマン氏と支那側王永江氏間に交渉を重ねつゝありし本公司は三千萬圓の資本を以て成立し英支各其半額を出資すべく事業内容は低利資金を投下して滿蒙の企業を作振するにあれ共其他滿蒙に於ける鑛山、山林、開墾、鐵道等頗る廣汎に渉りて經營せんとするものにして之れか組織に就ては從來の合辦會社の如き冗員を置かす調査機關を完備せしめ吉林、哈爾賓齊々哈爾等に代表者を派し各地の企業計畫の調査中なりと云ふ。

(三)露國

露國にありては現下の如き混沌たる狀態を脫せさる限り其勢力は益々失墜の外なかるへし合辦會社としては哈爾賓に例の露佛支等の出資に係る露亞銀行支店の外、露支間の合辦事業に萬福廣、廣大等の製粉會社及ひ製粉油房兼業のカサツキン等あり其他の地方にありては其情況詳ならされ共小資本の協同事業は多數あるへし、日露間のものは日本の部に於て之を述へたり。

近來極東露西亞の混沌たる狀態の爲め生活は困難となり支那官憲の壓迫は益々甚たしく爲めに諸外國人に其鑛山、森林等の利權を提供して之れと共同經營せんとするもの漸次多きを加へ來れるは既に邦人と日露合辦の處に於て述へたるか如し。

第七章　合辦事業の將來

一、總　說

中國人か合辦企業を以て外國人企業壓迫の機關と考へ之を以て中國の富源開發產業振興の手段と爲さゝるは中國の見地よりすれは相當の理由なきにあらす外國人か支那領土内に侵入し來り領土の割讓、勢力範圍租借地其他種々の狀態に於ける利權の設定を强要し政治的慾望の充足を擅にし中國人を蔑視し之を驅使して利益を壟斷せる歷史的事實に想倒せは中國人に利權回收熱、排外思想鬱勃として興れるは理の當然たるを知る。

然れ共世界は既に回轉せりバリー會議を一期として軍國主義、極端なる國家主義の迷夢は既に醒めて世界協調人類愛の安らけき平らけき表現歸一の氣分こそ全世界の人心を支配せんとするの時は來れり、太平洋會議に於ても此大精神は大いに發揮せられ關係諸國は皆世界協調の原則の下に諸問題殊に中國に關する問題の解決に努力せり。諸外國は此世界的波動に逆行して再ひ中國を犧牲として自已の慾望を充さんとするか如き事は有り得へからさる事實なり、中國か過去に於て諸外國に關して抱きたる觀念を其儘に將來に於ても襲踏せんとせはそは大いなる誤たるを免れさるへし。

中國か財源保存乃至は利權回收主義の下に依然として排外思義を固執するか若くは諸文明國と提携して其資本技術を輸入し中國の產業の發展富源の開發を遂くるかの二途中何れを採

用すへきかは中國當面の最も緊要なる問題の一なり。吾人は中國人士か世界戰爭、平和會議乃至は大平洋會議等に依りて釀成せられたる世界的氣運の下に本問題の周到なる視察と正當なる判斷を下さん事を切に希望するものなり。

吾人の見地よりすれは中國か外人を驅逐し成る可く其企業を壓迫せんとするは單にそか世界的氣運に反し到底不可能なる事實なると同時に中國自身の國力發展を阻止するものたらすんはあらす。

元來富源なるものは之を開發し利用するに非れは何等の意義あるにあらす中國には無限の富源あり利用すへき低廉なる勞力あり之等を利用して產業を發達せしむるに於ては中國は之に依りて國家を救ひ財政の窮狀より脫し延いては世界人類の福祉を齎すこと幾許なるを知らさるにも拘らす現今中國人の企業的能力と流動資本の缺陷とは到底大資本と文明的技術とを要する諸般の施設を爲し得へからさるなり故に是非共外國人企業家の活動を歡迎し其豐富なる天產物と土地と勞力とを提供し外人をして其技術的能力と流動資本の力とを發揮せしむるに務め其間に處して大資本運轉の方法を學ひ現代的生產技術を修得し獨立事に當り得るの素地を養成せさるへからす然らされは到底中國は其國力の充實を完成し國際間にありてよく獨立の體面を維持することを得す列國は再ひ國際管理の如き問題を提唱せさるを得さるに至るへし。

惟ふに中國人は外國人企業を壓迫することを考へ之を壓迫するの結果に深く想到せされ共

若し今日の中國より外國人企業を取去れは中國は果して如何なる狀態に陷るへきや。他なし、鑛山採掘は止み未成鐵道は完成せられす、運河港灣等の諸設計は放置するの外なし、富源開發に必要なる諸種の事業は一も興されす國勢は頹然として萎靡するの外なかるへし。

現今滿蒙に於ても日支間の懸案となれる合辦事業尠なからす興發公司、奉天哈爾賓等の電鐵問題、其他森林、電氣等の事業に關する問題大小二十餘件を算するも或は日本の資本家の滿蒙に關する知識缺亡の爲め或は中國官憲の謬見に基きて荏苒決せす悉く行惱みの狀態にあれ共彼我互に其我執を去り滿蒙の開發の爲めに活眼を開いて日支企業提携の實を擧けんとするの誠實たにあらは滿蒙の開發延いては中國の產業的經濟的の地位の向上は日を期して待つへきのみ。

二、太平洋會議に於ける日本の對支富源開發案

太平洋會議は中國の國際關係上一時期を劃すものと謂ふへく中國内に於ては完全に中國の主權を行使せんとする氣運大いに釀成せられたり彼の關稅改正、治外法權撤廢、租借地還付、外國郵便局撤廢、外國軍警の撤退、外國無線電信局撤廢等の諸問題に於て支那の國權恢復に關する諸提案は悉く中國に有利に解決せられ之に依りて中國か國際的地位は著しく高めらるゝ事となれり。

然れ共此國際的地位の向上は直ちに以て中國に於ける外國人の經濟的勢力を掃蕩するもの

と思惟するは大いなる誤にして中國か現在の弱穉なる地位を脱して列強と拮抗して自國の經濟的獨立の實を擧け得るには今後少なくとも數十年乃至數百年を要すへし其中間時期に於て支那の採るへき最も賢明なる手段は諸外國の資本と其技術とを利用して其鐵道を布設し荒地を開墾し鑛山を採掘し生産工場を建築する等凡ゆる方面に於て經濟的開發を行はさるへからす就中其無限の資源を開發を以て最も緊要なる事項と爲すは旣に前項に於て述へたり而して中國の文化發展乃至經濟的向上の最も深き恩惠に浴するものは卽ち吾日本ならさる可からす單に我製造品の需用者たるの一方面より論するも兩國關係か眞に所謂唇齒輔車の密接なる關係に立つものなるや明なり玆に鑑みて先般の極東委員會に於ても我全權は中國の富源開發策を提出し中國の同意を求むる處あり。

本年一月十八日極東委員會に於て我全權幣原男は支那の資源開發に關し左の決議案を提出したり。

支那の天然資源を開發し且つ利用する目的を以て支那政府は成る可く速に之に必要なる手段を採り支那に於ける外國々民の商工業又は支那領土の一部より他の部分に原料品を運輸又は輸入することに對する禁止或は制限又は外國々民に對する差別的待遇を除去せんことを提議す。

而して右決議案提出の理由に關して同全權の陳述せる處は左の如し。

日本全權は極東問題に關する本會議主要目的の一は支那國民竝に支那に利害關係ある總て

の國民の一般福祉增進にありと思惟す右希望實現に付最も肝要なるは支那の無限なる天然富源の開發利用にあり、支那の國土は莫大なる富源を藏するは萬人の認むる所にして各種の鑛物及原料に富むか如き自然の恩澤に浴すること大なるも之等富源も開發利用せさるに於ては多く實際の用を爲さす之を充分利用せんか爲には支那に於て外國の資本貿易及企業に對し其門戶を開放することを須要なりと思考す。此點に關し支那全權は十一月十六日の總委員會に於て重要なる陳述をなし支那は其莫大なる富源は之を必要とする總ての國民に利用せしむることを希望する旨を宣言せり。

右陳述は明かに支那の叡智と先見とを表現するものと謂ふへく而して日本全權は右陳述に依て表明せられたる原則か充分に實行せらるへきことを確信す、右原則を適用するに當り支那か出來得る限り廣く外國人に其富源の開發利用に協力するの機會を提供せられん事を希望す。

二月二日支那全權は極東委員會の席上日本の上記提案に對し右の如く聲明せり一月十八日華府會議極東委員會に於て日本全權は支那か出來得る限り外國人に對し、支那資源開發及利用に付き協力する機會を與へられん事を希望せられ尙右に關する政策に付き支那全權より自發的に聲明する所あらは多大の滿足を以て迎へらる可き旨開示せられたり。

支那政府は外國貿易か相互的に利益を齎すものなるを認め既往に於て其發達を促進するの確定政策を持續し來れり右貿易に就て天產物か甚た重きを爲すものなること勿論なり、此理

由により又益々人口増加の傾向を有する支那人の所要及其漸次發達する工業の需用に鑑み支那自身に於て單に外國資本に向つて支那法律の下に其資源の開發に參加を許せるのみならす其他實際的方法により著々之を奬勵し卽ち總ての支那鐵道に於ける此種天產物其他の物品又は商品の輸送に關する便宜の供與竝に運賃決定に付きては常に總ての外國貨物に對し嚴格に一樣の取扱を爲すの主義を遵守し且實行し來れる結果、幸に此寬大なる政策は支那に於ける原料品及食糧は經濟上の需要供給の法則により、今や公平なる條件の下に總ての國民に提供せらるゝに至れり此事實は他の支那全權か曩に日本委員會に於て滿洲に關して述へたるも單に滿洲のみならす支那の他の地方に於ても同一なり。

支那政府は目下相互的利益ある行爲を止めん事は何等考慮し居らす支那は支那國民の重大利益及經濟的生活の安固に合致する限り自發的に其資源の開發に對し今後引續き外國資本及技術の協力を求むへしと。

支那全權の聲明は寧ろ過去に於て通商貿易、資源開發等に對して支那の採りたる態度を辯護するに急にして將來進んて自發的に外人竝に外資を歡迎するの道を開かんとするの意圖に乏しきか如し本聲明に因り支那か從來の如き經濟資源に對する閉鎖主義を一擲し直ちに外人の要求するか如き開放主義に出つへきや否やは疑問とせさるを得す大平洋會議に於て門戶開放機會均等の政策か再ひ列國に因りて高潮せらるゝや農商總長齊耀珊氏は利權外逸外人の經濟的壓迫等を考慮して支那に於ける外國人の居住通商に關する制限的法律案を大總統に提出し

たり。同法案は外國人に土地所有權を認めさるのみならす永代租借權をも之を認めす中國內に本店を有する會社は支那法に依りて登記せらるへく製造工場に於ける外國人資本の額は全數の半に超ゆる事を得す鑛業に關して從來の制限を保存し其他農工商總ての方面に於て中國の法律に依り中國人のみに附與せられたる特別の利權には外人は關與することを得すと爲す、本規則は支那か現在の居留地主義より轉して內地雜居主義を採用せる場合に之を施行せんとするものなるか以て大體支那官憲の門戶解放機會均等に對する意向を伺ふに足る。」

然れ共吾人は玆に所謂ヤングチャイナの潑溂たる思想の漸く其根底を堅め在來の因襲的退嬰政策を打破して政治に經濟に果た社會問題勞働問題等何れの方面に於ても改進の氣運を示しつゝあるを否定することを能はす想ふに之等新思想か中國を風靡して黎明の光四海に普きの時は近き將來に於て實現すへきを疑はす。刀作謙氏か„China Awakned"に於て論するか如く、中國は其未た殆んと開拓の手を染められ、さる無限の富源に對し中國人の卓越せる造富能力と其低廉なる勞力とを糾合し諸外國の資本的竝に技術的援助の下に之れか開發を行ひ以て通商貿易の隆盛を計らさる可からすとの政策か實現せらるへきを信するものなり。

三、將來の中日關係

吾人は玆に其弱小なる頭腦を振り立てて兎角の小智慧を弄ふ事を止めMingchien Joshua Ban氏か其攻苦鑽研の結晶たる"The Foreign Relations of China."の最後に論する對日政策なる一章を其儘

に引用せんとす是れ他なし同論は論旨公正妥當一々首肯せらるる點多く日支共榮共存の眞諦に觸れ吾人は中國學者より斯る論旨を聞くを無上の欣快とすればなり。

(一)日本の經濟的開拓政策に關しては、中國は日本の必要か眞實なる限り日本と協力せさるへからす。日本の人口問題の解決は日本の工業化及商業的發展に係れるか故に中國は日本の此推移を出來得る限り容易ならしむへきなり。日本は原料品「コークス」石炭鐵及ひ鋼鐵を眞に必要とし而も中國は之等の原料品の天惠甚た豐なるか故に中國は宜しく寛大同情の精神を以て日本に其眞に必要とする所のものを供給すへきなり。然れ共中國は日本か支那の鐵鑛山或は如何なる重要産業も之を獨占することを許さす、中國は日本か唯自己の利益のみの目的を以て中國に於ける經濟的開拓を爲し中外及其他の諸國を除外し損ふは許すへからさる事なり。

(二)日本の滿洲及蒙古各方面に於ける領土擴張政策に關しては中國は之に反對せさるを得す、何となれは日本か滿洲及蒙古を征服し合併する時は必すや支那を征服せんとする野心を起すや疑なきか故なり。滿洲及蒙古は中國に侵入する歷史的通路なり。此等に地方を支配し占有する國民は常に支那の征服に容易なりき、故に如何なる犧牲を拂ふとも滿洲及蒙古は之を保存せさる可からす、然れ共日本は今日に至る迄に多大の勞費を拂ひ日露戰爭の結果露國より滿洲を獲たるものなるが故に日本は當然現在滿洲に於て保有する經濟的特權を維持し中國の統治權及中國の福祉と予盾せさる限り如何なる經濟的活動をも爲し得る事を許容せらるる可き筈なり。尚日本人か若し中國の管轄權に從ふならは滿洲に移住するを拒絕すへきにあらす、

是れ卽ち中國は日本人の移住に對して滿洲の門戶を決して閉鎖せすとの謂なり。

(三)日本の最高勢力を得んとする政策に關しては中國は必すしも之を反對するを要せす而して中國は日本をして常に公平不偏の態度を採らしめさるへからす日本は取引に就て機會均等主義を遵守し中國の統治權を尊重し及ひ日本か主張する特權に伴ふ義務を履行せさるへからす。日本か此の公平主義を遵守する時は此政策より生する危險は全然除去せらるへし。日本の斯る政策を許す以上は互惠事項として中國も日本に於て同樣なる特別利益及ひ權利を主張し得又若し同一の法規を遵守する以上日本か中國に於て獲得すると同しく中國も日本に於て最高勢力を獲得し得へきなり。

(四)日本の政治的支配政策に關しては中國の名譽にかけても之に反抗せさるへからす、朝鮮に於て日本の採り來りし經歷か單に各中國人の念頭に恐怖と警告とを與へたるのみならす、此政策を採りて日本か成功せし事實は聽て來るへき支那獨立の消滅を暗示するものたらすんはあらす。然れ共又一面中國は其自衞上の必要事項として日本か此政策を採るに至りし根底原因の除去卽ち諸外國の支配より獨立せる强固有能なる政府を建てゝ支那政府の無能及ひ腐敗竝に支那財政の國際管理の如き切迫せる危險を救はさるへからす。

(五)日本の亞細亞的「モンロー」主義政策に關しては支那は賢明なる識見ある態度を採ること肝要なり。現在に於ては此「モンロー」主義は有名無實にして效力なきものなるか故に今中國か此主義に關與するは或は不必要の事項たるやも知れす然れ共日本にして眞に亞細亞的「モンロー」

主義を樹てゝ米國か西歐に對して採れると同樣の態度を採らんとする以上中國も協力して共に東洋に於ける汎亞細亞主義を建設し殊に中國自身極東に於て斯る主義を支持せさるへからすと云ふ見地を採れるは至當の見解と云はさるへからす。

以上述へ來りし五つの日本政策に對應する外中國は根本に於て和解友朋の態度に出てさるへからす、中國と日本とは利益及運命と云ふ點に於て密接なる關係を有し中國か日本を損ふ場合には同時に自己をも損ふ事となり其逆も眞なり。中國か日本に對して非友情的、反對的に出つるならは必す世界に於ける自已の地位を弱むるものにして其逆も又眞なり更に日本か自國の人口問題及ひ支那問題を解決する爲めに採れる手段方法は惡かりしも其目的動機に於ては必すしも惡と云ふ事を得す日本は中國の保全をこそ望め破壞を望むものにあらす。倘若し日本か其政策を變更するならは日本は中國の最も親しき友朋とならさる迄も有力なる友朋となり得るものなり。卽ち日本か領土的擴張政策及ひ政治的支配を放棄し其力を主として商業的發展及ひ眞の亞細亞的「モンロー」主義の支持に注くこととせは日本は中國の有效なる助力者たらん。何故ならは他の如何なる諸國も單に中國の福祉及存在の爲めに戰ふ事を敢てせさるも。日本の安全及ひ運命は中國のそれと密接不離の關係に立てるか故に日本は人種保全及ひ正義公平維持に對する如何なる奮鬪に於ても中國と共通なる因果に支配せられ易し、故に中國か日本に對して和解的友朋的態度を保持すること。及ひ現在の相異點か平和裡に解決せらるるならは同時に中國は日本と眞の親友關係に立ち得る事は正義の問題たるは勿論政治的手腕の問題なり。

第八章　合辦事業に關する中國法及條約

後述するか如く現今猶ほ排外主義を採り國內法若くは條約によりて明言する以外の事項に對しては外國人に權利なしと主張するものなるか故に外國人の關與し得へき合辦事業の範圍の研究は第一中國々內法第二に諸條約の研究に俟たさる可からす。

一般通商條約の解釋は之を後章に讓り本章に於ては特に合辦に關して締結せられたる諸條約及合辦に關する中國法令を說明せんとす而して其範圍は滿蒙に關係あるもののみに止む。

中外合辦に關する特別の規定にして滿蒙に關係を有するものは中國法令中鑛業條例竝に其關係法規及ひ日支合辦東部內蒙古附隨工業規則須知あるのみにして條約に於ては大正四年日支新交涉に依る南滿洲及東部內蒙古に關する條約あるのみなり。

第一款　重訂鐵路簡明章程（一九〇四年光緖二十九年十月十四日）

諸外國人か支那內地に侵入し鑛山に鐵道に著々利權を獲得し支那の內政に干涉せんとするに至りし反動として支那政府は一八九八年末に到りて鑛山竝に鐵道に關する規則を制定し將來に於て此等に關する利權の外逸を防止せんとして鑛務鐵路總局大臣は光緖二十四年十月鑛務鐵路公共章程二十四箇條を制定し商辦を獎勵し株式は出來得る限り自國人にて取得すへき事等を定めたるか光緖二十九年（一九〇四年）更に之を改條增補して重訂鐵路簡明章程なるもの

を發布せり本章程は第二條に於て支那に於ける鐵道敷設請願權を外國の臣民又は人民に認む。

第二條　內外國人ト官私トヲ問ハス鐵道開辦ノ申請ハ本部奏定章程ニ照シテ行フヲ要ス本章程ニ違反スル前定各省鐵道章程ヲ採用スルコトヲ得ス。開辦ノ認可ヲ得タル後ハ本部奏定ノ會社條例ヲ適用スルコトヲ要ス。

第六條に於て外國人の取得すへき株式數に制限を置き支那人所有の株數に超ゆ可からすとせり。

第六條　資本金ハ內國人ノ出資其多額ヲ占ムルヲ要ス已ムヲ得サル事由アルモ外國人ノ持株ハ內國人ノ持株ヲ踰ヘサルヲ限リトシ申請ノ際之ヲ屆出ツルヲ要ス又外國人ノ持株以外ニ外資ヲ借入ルルコトヲ得ス虛欺ノ稟請ヲ爲シ許可ヲ受ケタルモノハ審査ノ上隨時許可ヲ取消ス。

以上の外猶ほ中外合辦經營に關して比較的詳細に規定する所あり然れ共外國人は本章程に準據する場合には多くの制限ありて不利なりし爲め直接自國の公使領事等の援助及指導の下に支那政府と交涉を重ね有利なる協約を締結するを常とせり從つて此制度は其利用せらるヽ程度極めて少なく之れに準據して經營せられたる鐵道は殆んと無きか如し（ウイロビー氏 "Foreign Rights and Interests in China." P. 538、支那對列國條約關係批判二五三頁、顧維均氏支那ニ於ケル外國人ノ地位、支那經濟全書第五輯九八頁、大清光緒新法令第十七册八丁）

第二款　鑛業條例

一、現行鑛業條例以前の鑛業概略

淸朝は光緖二十四年十二月路鑛章程二十二箇條を制定し翌年六月更に修正四箇條を追加せり之れを以て支那に於ける鑛業法規の嚆矢と爲す本鑛務章程に於ては外債を利用して鑛山を開掘するの主義を採り華洋商人は何れも鑛山事業を營み居るも外國株及外債には必す外務部の許可を申請し免許を受くる事を要し外商の鑛山經營中外合辦の鑛山業は何れも支那法規を遵守すへき事とせり本法か外國人に單獨採鑛權を認めたる事實は現行鑛業條例と對照上特に注意すへき點なりとす。

次て光緖三十年暫行鑛務章程に於ては華洋合辦の際は外國側株主は支那側株數を超過することを得す又支那側經營鑛山の外國側株の借入額は總株額の十分の三を過くるを得す等の規定を置けり。

現行鑛業條例以前に於ける最も完備したる大淸鑛務章程は光緖三十三年(一九〇七年)頒布せられ翌三十四年三月十三日より施行せられたるか同法に於ては洋商にして領事の證明を經て鑛業法を遵守するものは支那商と鑛業を合辦することを得とし二つの中外合資の辦法を定めたり。

一、地主は鑛產地を土地株とし外國人と合同せんとする時は地主は地價或は政府の相當の收賣價格に按し外國商と合辦することを得として地主權利株の數は未確定のものとせり。

二、華商資本を以て現銀株と爲し外國人と合辦する時は其損益は雙方資本の多寡に依り計算す唯中國の鑛產は中國の主權に屬するか故に中外合辦にありては地主は土地株を以て外國商人に分配することを爲すを得す華商は必す土地株と現銀株とを兼ぬへしとせり。

二、鑛業條例

現行鑛業條例は民國三年三月十一日敎令第三十六號を以て發布せられ大體に於て前淸の鑛業法に比し大いなる進步を見たるか外國人の權利は却つて縮少せられたるの感無き能はす。第四條に於て外國人との合辦鑛業に關して規定せるか之れに依る時は支那人と合辦して鑛業に從事するに際し外國人の所有し得る株式は其半額以下ならさる可からさるを以て從つて其權利も支那人と同等若しくは夫れ以下ならさる可からす。又支那官憲と交涉するに際し從來の如く公使領事の手を通して之を爲す能はす直接農商總長又は鑛務監督署長に對して爲さゝる可からす。而して外國人か合辦を出願するに際しては該國公使若くは領事の證明書を要し其證明書に於ては本條例其他關係諸法律を遵守することを明言せさる可からさる等獨立國の體面上看過し難き點もあり加之全般に涉りて外國人の既得の權利を侵害し外人關係鑛業の取締或は權利沒收等に關する規定嚴に失し爲めに蒙る外國人の不便不利の點甚た多く該條例發布以後北京列國外交團は直ちに支那政府に抗議を提出し上述するか如き不備の諸點充分に改めらるゝに非れは之を承認し能はさる旨の通牒を發したり支那人間に於ても同條例か支那の鑛

業を發展せしむる所以に非るを說き改訂運動起りたるにも拘らす支那政府は諸種の口實を設けて列國の抗議に應せす故に形式上より論すれは該條例發布以後將に十年に垂とせる今日猶ほ列國に承認せられさるなり。然れ共之れ全く形式上の事にして事實上に於ては同條例發布以後諸外國は之に準據して合辦鑛業の出願を爲し權利を獲得せるもの頻々として生したりしか唯我國のみは長く抗議提出の事實に拘泥して諸外國に先んしられたるの感なくんはあらす。

民國五年農商部總長周自齊は始めて鑛法改定委員會を設け英國辯護士S. G. Lindseyを聘して起草員と爲し外國株小鑛及鑛區の三問題に關し張軼歐、丁文江、沈步州、G. G. Tuderon等と合議の上三月鑛業法草案を成案し外資問題に關しては外資に依る公司か鑛業權を獲得するには株式金額の百分の二十五を支那人に加入せしむるを要し其權利は外人株と同樣とし、募集期限は外株よりも二箇月延長すること、但し若し滿期に至るも加入者無きか或は滿たさる時は殘餘の株式は外資を募集し得へき等外人に對する開放の程度以前の諸法に比して甚た面目を改めたるか袁世凱の失脚の爲め遂に實施するに至らす其後鑛業條例の改訂は幾度か企てられ今日に於ても猶ほ改正の準備中なれは早晚事實として現はる可きも現下の如き混沌たる政狀にありては素とより何時之れか完成を見る可きかは逆睹する能はさるなり。

三、鑛業條例に依りて認められたる外國人の鑛業合辦權

鑛業條例第四、第五條に於て外人の鑛業權に關して規定す。

第四條

中華民國ト締盟アル外國人民ト中華民國人民トハ合股組織ニ依リ鑛業權ヲ取得スルコトヲ得。但シ本條例及其他關係諸法規ヲ遵守スルヲ要ス外國人民ノ出資額ハ全資本金ノ十分ノ五ヲ超ユルコトヲ得ス。

第一項ノ外國人民ハ該國外交官或ハ領事館ノ證明書ヲ農商總長或ハ鑛務監督署長ニ提出スルヲ要ス其願書ノ證明ニハ本條例及ヒ其他關係諸法規ヲ遵守スヘシ。

第五條

二人以上ノ合辦鑛業ヲ爲シ或ハ合辦鑛業ヲ申請セントスル時ハ一人ヲ推定シテ代表者ト爲シ管轄鑛務監督署長ニ届出ツルコトヲ要ス。若シ其届出ヲ爲ササル時ハ鑛務監督署長ハ一人ヲ指定シテ之ヲ充ツ。

前項共同合辦者若クハ合辦鑛業出願者間ニハ合夥契約(組合契約)アルモノト看做ス。

以下少しく細部に涉りて合辦權の內容に關して說明せんとす。

(一)、合辦權の發生、取得、消滅

一、合辦權の發生

鑛業に關する中外合辦權の發生は前記鑛業條例第四條第一項の規定に依る卽ち同項前段に曰く「中華民國と締盟ある外國人と中華民國人民とは合股組織に依り鑛業權を取得することを得」

二、合辦權の取得及取得の條件

合辦權の取得は中華民國の農商總長或は鑛務監督署長の許可に始まる而して其許可の條件としては左に掲くる事項を必要とす、

(一)次項に掲くる合辦主體の組織を必要とす。

(二)中國人代表者一人を推定し連署を以て屆出を爲すことを要す(鑛業條例第五條同施行細則第八條)

(三)合辦契約案を起草し鑛務監督署長を經由して農商總長に提出することを要す(鑛業條例施行細則第七條)

(四)上記出願には該國外交官或は領事館の證明書を添付し其出願か鑛業條例及其他の關係法規を遵守せることを證明することを要す(鑛業條例第四條)

三、合辦權の消滅

合辦權は一般權利の消滅事由に因りて消滅する外鑛業條例第四十六條の規定せる事由の發生せる場合には鑛業權取消され從つて合辦權の消滅を來す。

(一)登記一年後正當の理由なくして採掘を延期し或は中途にして一箇年以上休業したるもの。

(二)鑛業公益に害あるもの。

(三)鑛業警察令を遵守せす危險の豫防或は鑛業の停止を遵守せさるもの。

(四)施行計畫に依らすして施工せるもの。

(五)鑛業稅を滯納し又は納めさるもの。

(六)錯誤に因て鑛業許可を得たるもの。

(二)、合辦主體の形態及其內部關係

一、合辦主體の形態

鑛業條例第四條の規定に依り鑛業權を取得し得へき合辦主體の形態は中華民國の締盟國人民と中華民國の官廳又は人民間に成立せる組合組織(合股の章參照)なり。此事たるや單に合辦鑛業權の歸屬する處は中外人間の組合組織なりと看做したりと云ふ迄にして中外人は合辦にて鑛業を經營せんか爲めに如何なる企業形態を採るも敢て問ふ處にあらす。

二、合辦主體の內部關係

(一)、組合員の組合に對する權利義務は原則として內外人平等にして中國法規に據り同一の取扱を受く之れ條例に明文無けれ共鑛業條例全般の精神よりするも組合を組織する各員は法令に別段の定なき限り該組合に對して平等に權利を有し義務を負擔すへきものなることより論するも疑を存せさる所なり、

(二)、外國組合員の出資額は全資本の十分の五を超ゆることを得す(第四條第二項)

(三)、鑛業條例第五條の規定に依る代表者は中國人を以て之に充つ(鑛業條例施行細則第七條)

(四)、公司各項の重要職員は中外人各一人を以て之に充つること(同上)

(五)、凡て事務上の事は中外兩經理人商議の上處辦することを要す(同上)

(六)、凡て工事の施行及金錢の收入決算等は中外兩經理人署名捺印の上之を處理することを要す(同上)

(七)鑛業管理上一切の手續及其他の行爲は鑛業條例及施行細則竝に關係諸法規を遵照して處辦することを要す(同上)

(八)鑛夫職工等は概して中國人民を用ふること

(九)合辦期間滿了後若し合辦を繼續せさるときは所有財産は評價を定め公賣に附し其得たる代金は中外人各出資額に應し按を以て分配し解散を行ふ時は公司取得の鑛業權及其他の權利は均しく同時に消滅するものとす。

(十)契約書は中外兩文を以て各四通を作成し内二通は農商總長及鑛務監督署長に提出し中外出資者は各一通を所持し誤解を生したるときは支那文を以て證據と爲す。

(三)其他

A、鑛業條例施行前の中外合辦

鑛業條例施行前外資を輸入して鑛業を爲し合同契約を締結せる者は其舊契約に仍て處辦すへきものにして鑛業條例の適用を受けす(鑛業條例百十一條)之れ外國人の既得權を保護する爲めの條文に外ならす鑛業條例發布の際は之に適合すへく契約を改定すへき事を條件として許可を得たるものは鑛業條例發布と共に之に準據すへき義務を生するは論を俟たす。

B、合辦鑛業に關する裁決

一凡そ中華民國人民と合同鑛業を爲し或は雇人たる外國人との間に於ける鑛業上の繫爭に關しては鑛務監督署長の裁決を受くへきものとし(鑛業條例第九十三條)支那に於ける一般領事裁判權の例

外を爲す。

C、鑛業の委任經營及鑛石の一手販賣に就て

合辦權と同時に研究すへきものは鑛山業の委任經營及ひ鑛石の一手販賣之なり元來現行鑛業條例の發布は外國の資金と技術とを入れて國內の富源を開發せんとの意圖に出てたるものなりと雖も他の一面諸外國の要求によりて止むを得す外人の合辦權を認めたる觀無きを得す殊に近來の如く利權回收熱の旺盛となれる時期に於ては外人か鑛業條例に認められたる權利を行使して新鑛山の採掘許可を得る事は頗る難く契約書其他の書式の不備合辦出願人の資格缺乏或は他の出願人と鑛區の重復、官辦經營の意圖等凡ゆる徵細なる理由の下に許可を拒み或は之を遲延し一鑛山の出願より許可に至る迄は多く二三年の歲月を要するか如き事情にあり且つ商人自身の申請のみにては到底許可の見込無く勢ひ公使領事等を通して所謂外交談判に依らさる可からさることとなり爲めに蒙る不利、不便、彼我感情の衝突等誠に想像に餘あり本書各鑛山の沿革を一瞥せらるれは其概況瞭然たる可し。

玆に於てか外國人は合辦の形式を採らすして而も合辦の實を擧くる方法なきかに想到せさるを得す之れ委任經營及ひ一手販賣等の問題の生する所以なり。

法理上より論すれは此等委任經營又は一手販賣契約か鑛業條例法他の法律に違反するものにあらさる事は之等契約の法律上の性質より看て些少の疑も存せさる所なり然るに支那官憲は委任經營を不當なりとし此形式に依れる邦人關係の炭鑛採掘權者に對し北京農業部より該

炭鑛の委任契約を取消すへき旨指令する所ありたり依て帝國領事は支那當局に嚴談し右の不當指令の撤回を迫りたるも支那官憲の常として種々口實を設けて容易に應諾せさりしも結局本邦人か支那鑛業權者と一手販賣契約を結ふと同時に本邦人技師傭聘契約を締結し該技師をして其鑛山に關する一切の業務を處理すへしとすることに異議なき旨明言せりと云ふ果して然らは一手販賣契約の下に技師を傭聘し一切の業務を擔當せしむるは卽ち實質上の委任經營にして前述紛爭案件たる委任經營と效果敢て異る所なし、邦人關係鑛山にして直ちに合辦契約締結を爲し能はさる事情あるものは先つ差當りの便法として右の方法に據り實際的に鑛山に關係し時宜を見て合辦經營に移すを得策なりと思惟す。

滿洲に於ける邦人關係の鑛山の實情を見るに正式の許可を受け居るものは寧ろ少なく大部分前述せる一手販賣若くは委任經營の形式を採れるものなるは本章の終に揭くる奉天省邦人關係鑛山一覽表の示す所なり。

玆に併せて一言すへきは最初より合辦の出願を爲さすに先つ支那人名義にて採掘許可を受けしめ然る後之を合辦の形式に改むることの一層便利にして容易なること是なり最初より正式合辦の出願を爲す時は許可を得る事容易にあらす巨多の歲月及ひ費用を投して猶は成功せさる事多し。

四、鑛業條例の例外的法規

前章に於て吾人は鑛業條例に於て認められたる合辦權に關して概略を說明したるか其他の諸法規にして鑛業條例の例外を爲すもの少なからす例へは小鑛業暫行條例、鐵石油、鑛業に關する諸辦法等の如し之等の例外を知るに非れは支那に於ける外國人の鑛業權の全般を伺ふ事能はさるのみならす且つ從來の沿革上竝ひに將來に於ても極めて重大なる意義を有するものなるか故に本章に於て之を網羅することゝす。

(一)、小鑛業暫行條例

鑛業條例第四章に認められたる合辦權は所謂小鑛業には適用なし小鑛業とは鑛業條例第十六條に定めたる鑛區面積以下の鑛區を云ふものにして石炭鑛區にありては二百七十畝以下其他の各鑛區にありては五十畝以下のものなり。

農商部は民國三年四月中に各省に飭令し鑛區面積にして條例所定の最低限に及はさるものは條令頒布後一年以內を限り擴張或は合併せしめ然らさるものは調查の上封禁せしめ零細の小鑛區を大鑛に改組し以て鑛業の進行を促す計劃なりしも鑛業條例頒布以來直隸印南等皆鑛區の過數に失するを以て常に紛擾絕へす調查の結果は最低限に及はさる小鑛區多數にして實際條例に示すか如く同期內に於て擴張合併を行ひ難く又之を封禁する能はさる事情あり依て特に小鑛業暫行條例八箇條竝に其說明を發表し鑛業條例と相俟つて之を實施することゝせり而して小鑛業に關しては外國人と合辦權なき事を明言す(暫行條例第四條)

(二)、黑龍江省金鑛單行章程

黒龍江省金鑛單行章程は民國五年五月鑛業條例及鑛業條例施行細則に依り黒龍江省の特別情況を參酌して規定せるものにして該省金鑛に關する鑛業權の取得は中華民國人民又は中華民國法人に限り外人との合辦經營を禁止することゝせり。

(三)、鐵鑛業に關する諸法規

鑛業條例に於ては鑛種を制限せす一律に外國人との合辦經營を認めたるも其後支那政府は利權の外逸を恐れ石油と同樣に鐵鑛の國有を計劃し民國三年十二月に至り農商部飭第五三三號に於ては鐵鑛を以て食鹽石油の例に倣ひ國家の專屬經營と爲すへく爾後鑛商にして採掘を申請する者あるも一律に許可せす唯既に許可を得たるものは事情を調査して國家の政策に妨なき限りに於て之を許可すへしとし同月二十二日に至り大總統令に依りて再ひ之を內達せりと謂ふ。

鐵鑛國有の理由に關して鄭氏は論して曰く

鐵は特に國家的に重要なる金屬にして國家は此富源を無能なる忌ふ可き人々の手に委す可きものにあらす。近代的採掘法の輸入以來鐵鑛は小企業者に適せさる事となり鐵の經濟的利用盛となれる結果採鐵業は巨額の投資を要求するに至れり若し國家か大鐵鑛山を所謂山師の投機的目的の爲に委することあらんか國家の損失たる計り知る可からさるものあるなり之を阻止せんとするは全世界を通して一般に認められつゝある主義にして殊に支那の現狀は此主義の採用を强制的にするの必要あり其理由とする所の第一は吾人の知る所に依れは最新鑛業に

利用せらる可き鐵の量は支那の人口及面積の割合案外少額なることにして第二の理由とする處は最近隣邦の一國か鐵に渴し居るか爲めに無資本なる支那鑛業者か長期間の契約にて而かも最初に定めたる價額を變更すること無しに盛に彼等の鐵鑛を賣却する傾向あること之れなり原料品の輸出は必すしも其自體に於て有害にあらさるも如何なる點より觀察するも全く好ましからさる個人鑛業者か地理上の位置よりすれは當然大なる競爭を免れ得さる一外國人に對して不相當なる廉價を以て然も前渡にて此有用なる富源を賣却するか如きは甚た危險にして斷して此危險は排除せさる可からす」と以て國有計畫の內情の如何を知り得へきなり懷ふに一方に於ては當時歐洲戰亂に際し鐵の需用極めて旺盛にして米國に於ては製鐵の外國の輸出を禁止したるに見倣ひ一方我國に於て製鐵所の計劃は雨後の筍の如くに勃興し之等の製鐵所は皆悉く支那鐵鑛を原料として企圖せられんとするものなりしに鑑み俄に排外的保全論を唱起し製鐵の閉鎖を斷行したるものなるへし。

本溪湖煤鐵公司所屬十二箇所の鐵鑛竝ひに鞍山站振興公司所屬の鑛山の採掘權出願に關しても此鐵鑛國有の趣旨に基き容易に之か採掘權を許可せす關係者及外交當局者間に種々の曲折を經たる後中國政府は特別の詮議を以て許可することゝせりとの形式を採りて漸く許可するに至れり(各編該公司條下參照)

次て支那は四年十一月二十五日特准探採鐵鑛暫行辦法なるものを制定し中國商人にして鐵鑛の試採掘を申請するものあれは農商部より資格の審査事情の體察を爲し大總統の特別裁可

を請ふて官督商辦或は官商合辦とし鑛業條例及其關係諸法律內の優先權に關する規定を適用せすとなし鐵鑛を試採掘せんとする公司は全部中華民國の資本を用ふ可く鑛業條令の中外合辦に關する規定を適用せすと爲したりしか公然之を發表するに於ては外交團の反駁抗議ある可きことを豫想し殊更に所謂辦法として內達し法律として發布することを避けたり。

然れ共斯の如きは條約に違反するものにして一九〇二年英支通商條約第九條には支那國鑛山の經營には條約國の資本を利用し締約國人と共同經營することを歡迎すへき明文あり翌一九〇三年十月米清通商條約第七條に於ても同樣の明文あり、且つ支那か一旦鑛業條例に於て外人に與へたる合辦鑛業權を剝奪するものなるか故に列國は支那政府に對し抗議する處ありしか當時支那政府は該規定を實行せさりしか故に國際問題とならすして止みたり。

民國七年二月八日に至りて農商部は鐵鑛公司監督權限章程なるものを制定せしか本章程は前述の特准採掘鐵鑛暫行條例の存在を前提として之を引用せる條項甚た多く再ひ同法の復活を見たりき爲めに列國間反對の聲高く殊に利害關係最も密接なる我國は林公使を通して數回に亙り同法の撤回に關し交涉する處ありたるも一國か既に法律として發布せるものを外國の抗議に依りて廢止するは實際國家の體面上よりするも容易なる事にあらす殊に支那は其常套手段たる言を左右に託して明確なる回答を與へす遂に要領を得すして止み（七年八月十日北京電）今日に至れり。

上記の如き次第なるを以て支那國法の正面解釋としては外國人は既得權に關するものを除

き支那の鐵鑛採掘に關する合辦權なしとせさるを得さるなり然れ共之れ現存一般法規の解釋にして支那政府か外國若くは外國人と特殊條約若くは契約を締結して特に外國若くは外國人に鐵鑛業權を許與するを防くものにあらす此點に關しては英國グラスゴー大學に學ひ更に日本、白耳義、獨逸等に留學したる鄭氏の論文あり左に掲けて以て參照に供すへし

鐵鑛國有問題か外國人より絕望的に誤解され且つ不祥なる批評を受くるは之れ明に外國人か支那の事情に通せさることを證して餘りあるなり先つ此國有なる語自身か錯稱なり此語は二つの意義によりてのみ解釋せらる可く第一に國家は鑛物を所有する權利あるものなること第二に鐵は國家の獨占的事業たるへき事是なり然るに鐵は國家の所有に係り國家の許可なくしては之を採掘することを能はさるか故に第一義は無意義なり第二義に就て曰はんに斯る種類の事は從來未た曾て企てられたる事なし殊に此政策を採用せる鑛務部長建氏は國營事業の反對者として有名なる人なり、然らは鐵鑛國有の眞相如何と云ふに一九一四年十一月に各地の鑛山監督官に訓示を發し鐵を鑛區請求權制度より除外し當時よりして鐵は國家の特別なる許可によりてのみ採掘し得る事となれるを意味するなり以上の說明の妥當なる事は一定の條件付にて鑛山採掘を許可する「籌備採鐵鑛法」の明に立證する所なりと。全部として之を首肯し能はす籌備採鐵鑛法なるものの眞相如何を詳にするを得すと雖も外國人は特別の交涉に依り鐵鑛業權を取得し得へきものなりと信す。

附錄　特准探採鐵鑛暫行條例

（民國四年十一月二五十日製定）

一、中國商人にして鐵鑛の試採掘を申請するものあれは農商部より資額の審査事情の體察を爲し大總統の特別許可を請ふて官督商辦或は官商合辦とし鑛業條例及其關係諸法律內の優先權に關する規定を適用せす前項の鐵鑛を試採掘せんとする公司は須らく完全に中國の資本を用ふ可く鑛業條例及其關係諸法律內中外合辦鑛業の規定を適用せす。

二、鐵鑛を試採掘せんとする公司にては技師を除く外洋員を雇傭することを得す。

前項の技師は公司に於て須らく其全權を節制すへく其契約書は先つ農商部に呈請して許可を受くへし。

三、鐵鑛を試採掘する公司にて產出する鑛石を政府にて買收を欲するときは優先に買收することを得若し公司と外商と鑛石販賣契約を締結するに際しては先つ農商部の許可を得るに非されは無效とす。

本辦法制定以前外商と鑛石販賣契約を締結したるものは旣に契約內に規定せる數量を交付するの外其餘の鑛石は政府買收せんとするときは又優先に買收の權利あり。

四、鐵鑛を試採掘する公司か產出する鑛石は鑛產稅關、釐金の例に照して完納する外每噸鐵捐として銀四角を加徵し財政廳より隨時調查徵收し每年十月及七月に於て半額を農商部に送付し半額を該省に留め鑛產調查及ひ鑛務學校の經費と爲す。

前項鐵捐は純粹に支那資本を用ひて製煉所を設けたる公司は之を免除することを得

五、鑛業條例及ひ其關係諸法律は本暫行辦法と符合せさる各條以外は鐵鑛を試採掘する公司に

之を準用す。

六、本暫行辦法は大統領批准の日より施行す

附錄二　條正特准探採鐵鑛暫行辦法

一、中國商人にして鐵鑛の試採掘を出願せんとする者は農商部は先つ出願者の資格を審査し其情況を酌量して許否を決すへし但し農商部に於て特に重要と認めたるものは之を國務院會議に提議し其決議を經たる上決定すへし農商部より特に許可を得たる各鐵鑛は農商部と約定して官督商辦或は官商合辦と爲すことを得亦鑛業條例及ひ其他の關係諸法律内の優先權に關する規定を適用せす各鐵鑛にして官督商辦或は官商合辦と決定したるときは農商部は部員を派して之を監督せしむ。

二、試採掘を爲す鐵鑛會社は技師を除く外は外國人を雇傭するを得す。

前項の技師に對しては會社は須らく抑制の全權を有す之か傭聘契約は先つ農商部に稟請し許可を受くへし。

三、試採掘をなす鐵鑛會社產出の鑛石を政府に於て買鑛せんと欲する時は政府は其優先買鑛權を得へし若し會社か外國商と賣鑛の契約を締結せんとするときは先つ農商部に稟請し其許可を得たるものにあられは效力を生せす本規則發布前外國商人と賣鑛の契約を爲せし會社は契約濟の鑛石數に對しては賣鑛差支なきも其餘の鑛石にして若し政府買鑛せんと欲するときは亦政府に買鑛優先權あるものとす。

四、試採掘を爲す鐵鑛會社の採掘鑛石は鑛產稅、關稅、釐金稅の規定に準し納付するものを除く外一噸每に鐵捐として銀四十仙を賦課す財政部は隨時員を派して徵稅監督せしむ賦課稅は該監督をして每年一月及七月に徵收せしめ其一半は農商部に交付し一半は該省に留め鑛產調査及鑛務學校の經費に充つ。

前項の鐵捐は純中國の資本に依り採鑛をなせる會社にして製鐵所を兼營せるものに對しては之を免除することを得。

五、鑛業條例及其他關係諸法律と本暫行辦法と符合せさる各條項を除くの外試採掘鐵鑛會社に對し之を準用す。

六、本暫行辦法は國務會議に於て決議を爲したる後之を施行す。

(四)、石油

食鹽及石油は政府の直營として

現行鑛業條例中に列擧する鑛種中に包含せられす外國人との合辦經營を認め居らす(鑛業條例第六條末項參照)

然るに鑛業條例發布の一箇月前卽ち千九百十四年二月十日支那政府と米國スタンダート石油會社との間に支那の石油事業に關する假契約締結せられ該契約に據れはス社は陝西省の延長縣、延安府及其附近の油田と直隸の承德府及其附近の油田とを調査する爲め技師を派遣し其費用は支那政府との共同分擔たる可く而して調査の結果該油田か有望なること判明せは一の

米支合辨會社を組織し其資本の五割五分はス社に於て受持ち三割七分五厘は採掘權許可の報酬としてス社拂込みて支那政府に贈與し殘り七分五厘は同會社成立後二箇年以內に支那政府か出資すへきものと規定せられ支那政府は此組合に對し將來六十年間前記各地方の油田の開掘と精製と販賣とを一手に爲すを得るの特權を與ふ可く前記各地方の油田か試掘の結果良好ならさる場合には他の油田を開掘するを得るの條項をも有し殊に該契約締結後一箇年間は支那の何れの地たるを問はす石油鑛の利權を他の外國人に決して許可す可からすと云へるか如き條項を含む大なる利權を獲得せり其後經營に失敗して一九一七年此權利を拋棄したりしか最近に於て復活すへしとも傳へられ又日本石油會社か試掘許可請願中なりとも傳へらる

右米支間の陝西石油採掘契約に對し英國は

(一)、中國石油の權利は米國以外の外國にも讓與するや(二)、マーケン條約に違背せさるや(三)、中英條約及南京條約に規定せる鑛山の條文中には石油鑛は包括せられさるや。(四)、支那政府は白佛日獨露等各國に對し油鑛權の讓與を爲すや否や等の質問書を發したることあり。

英國は豫て山西新彊省に於ける石油鑛の利權を獲得せんとして暗中飛躍を爲し明國九年九月北京シンジケート(福公司)と財政部次長藩復及熊希齡等の間に具體的商議を進め十二月正式調印を了し英支合辨事業として新疆石油鑛株式有限公司を組織し資本金百萬磅の中英支各半額を出資し新疆省內に於ける石油鑛の採掘及石油副產物の製造に從事するの權利を獲得せることあり(其後取消)

由是觀之石油鑛の開掘は國營に屬し支那人の自由採掘竝に支那人と外國人との合辦を許さゝるも支那政府自身か特殊の條約若くは契約に依り外國若くは外國人に石油利權を許與することあるは上述の實例に徵するも明なり。

滿洲に於ては我國及其他の各國と支那との間に石油合辦の實例を見す

第三款　鑛業條例發布以後中外合辦鑛業に關して發布せられたる諸法令

一、中外合同鑛業に關する農商部令　（民國五年十月二日）

農商部は民國五年十月二日付を以て支那人民と合同鑛業を爲すに就き左の部令を發表せり

鑛業條例施行細則第七條の本文鑛業條例第四條の規定による中華民國人民と外國人間に於て合同鑛業を爲さんとするときは先つ契約案を起草し鑛務監督署長を經由して之を農商總長に提出し許可を得調印すへし

而して其契約書中に記載すへき條項九款を規定せるか今亦更に左の三項の要項を追加せり。

一、中外人合同にて鑛業を經營せんとするときは契約締結の後始めて合資の資格あるものとす。

二、合辦の資格なきものは卽ち鑛務取得の權なし。

三、試掘採掘に論なく其合辦契約は必す鑛務監督署を經由し農商總長に轉達し其許可を得て始めて記名調印する事を得。

各鑛務監督署長は鑛業條例第二十五條の規定に依り試掘を許可するの權あるも決して中外合同出願試掘を許可するの權能なきものなり茲に豫め誤解を防く爲め特に明白に其解釋を爲す各監督署長は此旨を遵奉すへし。

二、外資合辦鑛業に關する部令內容（民國七年四月一日發令 農商部指令第五八五號）

將來鑛業權者にして若し鑛石を以て外人に賣與せし事實ある場合は鐵鑛にありては應に修正特准探採鐵鑛暫行辦法第三條に照して辦理すへきものを除く外其他の鑛石にありては凡て外人と締結せる各種鑛石販賣契約にして直接或は間接に鑛權に影響するものに付ては應に先つ其議定せる草案を部に送致し部の許可を受け然る後始めて有效とすへし。

三、奉天省中外合辦ニ關シ農商部令（農商部令五百四十八號 民國七年七月六日財政廳接受）

査するに本部か民國三年十二月第五百六十二號通飭中に記述せし凡そ中外合辦鑛業云々とは外人との契約關係あるものなり從て合辦たると借款たると又鑛石販賣たるとを論せす均しく先つ草案を以て部に送付して裁決を仰き指令を奉して辦理すへきものなり若し事前に於て之れか聲明を爲さすして外資を以て支那資本に混入し或は私に契約を締結せしものは一度査

覺せし上直ちに鑛權を取消す

第四款　滿蒙鑛業に關する諸條約（南滿洲ニ於ケル帝國ノ鑛業權滿蒙全書鑛業ノ部參照）

滿洲は租借地、鐵道附屬地、商埠地、支那内地等に分れ其行政區劃甚た複雜せるか如く滿洲に關する條約も甚た錯雜し單に條約を列擧するのみにて滿洲の鑛山關係を知ること困難なり玆に鑑みて各地鑛山採掘權を其權源に因つて區分し之れに對して說明することゝせり。

一、日本の鑛業權

滿蒙に於て現今日本の有する鑛山採掘權は左の如し

一、關東州内鑛山採掘權
二、中立地帶内鑛山採掘に關する容言權
三、撫順烟臺其他諸炭坑採掘權
四、關東州外鐵道沿線鑛山採掘權
五、日支交涉に依りて獲得せる九箇所の鑛山合辦採掘權
六、鑛業條例に依る一般鑛山の合辦採掘權

(一)、關東州内鑛山採掘權

露國は租借地帶内に於て千九百年六月十八日關東總督命令第三十九號を以て臨時關東州

鑛業規則及清國人の關東州內採鑛に關する臨時規則を公布し何等の支障なく繼續的に之を實施せり故に我租借地帶內に於ける鑛山採掘權は我帝國か合法に露國より繼承取得せる租借權內容の一部なり（ポーツマス條約第五條、日清間滿洲善後協約第一條）

(二)、中立地帶內鑛山採掘に關する容言權

光緒二十四年閏三月十七日露清兩國間に締結せられたる「旅大租借に關する追加條約」第五條第三項に露國の承諾なくして隙地內に鐵道の布設鑛山の開掘及其他商工業の利益を他國人に讓與する事を得すと規定し中立地帶內に於て鑛山採掘に關する露國の優越權を設定せり日本は「ポーツマス」條約第五條の規定と滿洲善後策條約第一條の規定とに據り露國より之か權利を繼承取得せり卽ち該權利は關東州租借權に關聯せる權利內容の一部なり。

中立地帶內に於て復州五湖嘴の炭鑛採掘に關し其舊來の採掘者たる露人「ジユウトウスキー」及ひ「リウオーフ」の申請を受理し關東都督より其採掘を承諾せるか如きは本權利實施上の一例なりとす

(三)、撫順烟臺其他諸炭坑採掘權

「ポーツマス」條約第六條は該鐵道に屬し又は其利益の爲めに經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くることなく且つ清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓與すへき事を定めたり撫順烟臺瓦房店石碑嶺陶家屯等の炭坑卽ち之れなり但し撫順炭坑は素と東清鐵道會社の直營にあらすして清露合辦の華興利公司及撫順炭坑公司の經營に屬するものなりしを以て

煙臺炭坑と共に鑛區其他の件に關して紛糾せる問題を生し之れか爲めに明治四十二年九月四日調印の滿洲に關する日清協約及明治四十四年五月調印の撫順烟臺兩炭坑に關する細則の協定を俟て始めて兩國間の爭議を一掃し條約上の權利主張を貫徹することを得たり。

滿洲に關する日清協約第三條は左の如く規定せり。

撫順及烟臺兩所の炭坑に關し和平商定する事左の如し

甲、清國政府は日本政府か上記兩炭坑採掘權を有することを承認す。

乙、日本政府は清國の一切の主權を尊重し竝に上記兩炭坑の採炭に對し清國政府に納稅する事を承認す。

右の稅率は清國他所の石炭に對する最惠の稅率を標準とし別に協定すへし。

丙、清國政府は上記兩炭坑の採炭に對し他所の石炭に對する最惠の輸出稅率を適用する事を承認す

丁、炭坑の區域竝に一切細則は別に委員を派し協定すへし。

以上列擧せる關東州內鑛山採掘權、中立地帶內鑛山採掘に關する容言權、撫順烟臺其他の諸炭坑採掘權は單獨なる日本の鑛山權にして之れか經營に何等條件の附加なしと雖も以下列擧する所は悉く支那との合辦經營權に對するものなり。

(四)、關東州外鐵道沿線鑛山採掘權

露國は一八九六(カシニー)條約(光緒二十二年八月調印、明治二十九年九月二十三日批准ヲ經)に依りて黑龍吉林二省及長白山

に於ける鑛物採掘權を獲得其第七條に規定して曰く

從來黑龍江及吉林二省及長白山に於て鑛物採掘を禁するの規則あり然れ共條約批准後は露國臣民及ひ清國臣民共に前顯何れの鑛物をも採掘するを許可せらる可し採掘前先つ清國本部に實施する鑛業條例に據り必要なる護照を與ふへしと。

之に基ける一八九六年八月二十七日の支那政府對露清銀行の滿洲鐵道協約第一條に依りて露支兩國民を株主とする東清鐵道會社は支那政府の認可を經て八十箇年鐵道と關連し又は獨立して炭鑛を經營し其他一般に鑛業及商工業を經營するの權利を有すと規定せられたり

光緒二十四年成立の東清鐵道會社追加條約に於て東清鐵道南滿洲枝線沿線に於て鐵道所要の石炭を採掘することを許可し同地方に於て他の採炭業者か納むる所の稅額に超過せさる範圍に於て納稅すへきことを規定せり。

東清鐵道會社採炭契約（光緒三十三年八月二十三日、卽明治四十年訂立）

第二條　鐵道線路兩旁三十支里內の炭坑は會社の經營に歸す但し清國人も亦該鐵道兩旁三十支里に於ける石炭採掘の利益を享有すへく該會社既開の炭鑛に妨碍なき限り會社は之を阻止することを得す若し他の外國人或は清國人と合資の上三十支里內にあつて石炭採掘を行はんとするものは清國官憲及ひ該會社と商議し其承認を經て始めて之か營業を許す但し三十支里以外は該公司に關係なく內外人の採掘請願に對する許否の權利は全く中國官憲に

歸し該公司之に關係すること能はす若し該公司三十支里以外の地にて採鑛せんとするときは一般内外人と等しく本省巡撫に許可を願出つへし。

「ポーツマス」條約は「露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及ひ其一切支線並に同地方に於て之に附屬する一切の權利特權財產を補償を受くることなく且つ清國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓與すへきことを約す」と規定し日清滿洲善後條約第一條も亦「清國政府は露國か日露媾和條約第五條及ひ第六條に據り日本國に對して爲したる一切の讓與を承認す」と規定せり。

明治四十二年九月四日調印の滿洲に關する日清協約第四條に曰く

安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線沿道の鑛務は撫順及煙臺を除き明治四十年卽ち光緖三十三年東三省督撫か日本國總領事と議定せる大綱を按照し日淸兩國人の合辦となすへく其細則は進んて督撫と日本國總領事との間に協定すへしと

是に由て見る時は安東及南滿洲鐵道幹線沿線の鑛山採掘權は本協約によりて新に獲得せるものの如くなるも實は然らす旣に論述せるか如く帝國か戰爭の結果として露國より繼承取得せる權利一切なり換言すれは東淸鐵道會社か爲せる鐵道沿線に於ける鑛山採掘權の態樣を日支合辦經營の形式に改め之を具體的に設定せるものなり。

本協約締結の結果は卽ち左の如し。

一、清國は安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道沿線地域内に於ける鑛山經營の權利を帝國臣民に許與

すへき事を承諾せり但し撫順煙臺炭坑を除く。

二、日清合辦經營を右許可の必要條件とし其他の方法に據る經營を許さす。

三、細則は追て日本國總領事奉天督撫と協定す。

四、合同條件は最惠約款に均霑す（直隷省鳴城炭坑自耳義シンヂケート辦法參照）

五、若し督撫か日本總領事の要求あるに拘らす之か細則の議定を爲さゝるか如き事あらは中國は條約違反の責を免れす。

(五)、日支交渉に依りて獲得せる九箇所の鑛山採掘權

其後實際に就て採鑛に從事せんとするに際しては日本人の權利の明確を缺くか爲に種々の障害あり且又右協定による日支合辦の方法なるものか主として開灤炭坑の例に準據する筈のものなりしより日本人に不利なる點多く之によつて滿洲に於ける鑛山事業を邦人の力によりて經營せんとする事は殆ど不可能の觀あり故に日本の滿洲經營に著手して玆に年ありと雖も鑛山事業としては煙臺撫順を除きては僅に本溪湖煤鐵公司の日支合辦を以て採炭製鐵に從事するあるのみなりき玆に於てか廣き意味に於ける滿洲に於ける鑛山採掘權を獲得せんとは久しき間の朝野の希望なりしなり。

大正三年末より四年に渉れる日支交渉に際し我國は南滿洲に於ける鑛山採掘權を要求し而して其採掘すへき鑛山の協定は他日に讓らんとせり然るに之れに對し支那は今後一箇年を限り南滿洲鑛山の試掘權を日本資本團に許し其調査したる鑛山の半數の採掘を該資本團に許し

而して其辦法は支那鑛業條例に依らしめんと主張せり(條文第四條本協約調印の日より一箇年以内に日本資本團か東三省南部に在りて鑛業を經營せんことを希望するときは既に試掘又は採掘に著手せる鑛山に於て支那政府は該地方に於ける鑛山試掘の特權を一箇年限り該資本團に附與することを承諾す調査したる鑛山に對しては其半數を選擇せしめ支那鑛業條例に照して採掘を實行する事を許し其他の各鑛山は支那自ら處置を行ふ可し)然れ共斯の如くんは日本の獲得せる權利は依然として甚た空漠にして且又一箇年間に完全に南滿鑛山の試掘を行ふは困難なるを以て後日本か既に調査して有望なりと信する鑛山を指定して採掘權を求むるに至り九箇の鑛山の採掘權を獲得し而て其辦法は鑛業條例確定に至る迄は從來の例に據るに決せり。往復文は左の如し。

南滿鑛山の件

來翰(譯文)御書翰啓上候陳者日本國臣民に於て南滿洲に於ける左記各鑛山(既に試掘又は採掘せられたる各鑛區を除く)を速に調査の上選定したる節は支那國政府は其試掘又は採掘を允許可致但し鑛業條例確定に至る迄は現行辦法に準據すへきものに有之候右照會得貴意候　敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長　陸　徵　祥(署名)印

日本帝國特命全權公使　日置　益殿

一奉天省

所在地	縣名	鑛種
牛心臺	本溪	煤
田什付溝	本溪	煤
杉松崗	海龍	煤
鐵廠	通化	煤
暖池塘	錫	煤
鞍山站一帶	由遼陽縣起至本溪縣迄	鐵

二、吉林省南部

所在地	縣名	鑛種
杉松崗	和龍	煤、鐵
缸窰	吉林	煤
夾皮溝	樺甸	金

本條約に依る合辦權の如何なるものかを左に列擧せんとす。

一、鑛區は條約中に列記せる九箇所に限る。

二、日本國臣民に於て列記九箇所の鑛山の何れにても調査選定したる時は支那國政府は其試掘又は採掘を允許すへきものなり。

三、鑛業條例確定に至る迄は現行の辦法に依る可く同條例確定後は同條例に準すへきものと

す

四、相當の期間を經過する迄は支那國政府に於て指定鑛山の單獨經營を許さす。

支那政府は條約中の速になる字句を楯に取り弓張嶺鐵鑛山か本條約締結後約二箇年を經過せるの故を以て許可を拒まんとせる事ありしか元來速なる文字は確定の期間を意味するものにあらす唯此一字に拘泥して條約上の效力を破棄せんとするは不當なるを免れす況や鑛山の調査選定等は苟旦にすへきものにあらす相當時日を要する性質のものたるに於てをや。

特に説明を要するは之に掲ぐる鑛業條例確定に至る迄は現行辦法に據るの字句なりとす。元來民國三年三月十一日を以て發布せられたる支那鑛業條例に對しては後述するか如く種々の理由に由りて列國公使團は一致して支那政府に抗議を提出して其改正を要求し形式に於ては之を承認せさりき故に鑛業條例確定に至る迄はと謂へるものなるか列國は今日に於ても猶ほ形式上鑛業條例を承認せさるか故に今日猶ほ現行辦法に依る可きものなり然らは現行辦法とは何ぞや字義の如く當時支那に於ける中外人關係の鑛山に關する辦法にして何等制限を蒙らさる合辦なり猶ほ此點に關しては明治四十二年の滿洲に關する日清協約第四條を參照すへし滿洲の鐵道鑛山に關する日清協約四條安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線の鑛務は撫順及ひ煙臺を除き明治四十一年卽光緒三十三年東三省督撫か日本國總領事と議定せる大綱を按照し日清兩國人の合辦と爲すへく其細則は追て督撫と日本國總領事との間に商定すへし支那は最

初鑛業條例に準據せしめん事を主張したるも日本は之を拒みて現行辦法とせる事實によるも上述の如く爲すへきものなること疑を容れす。

(六)、鑛業條例に據る一般鑛山採掘權

鑛業條例に依る合辦權は諸外國人均しく享有する權利なり既に述へたる所なるを以て玆には省略す。

二、露國の滿蒙に於ける鑛業權

總説

露國は一八九六年カシニー條約第七條に依りて黑龍江及吉林二省及長白山に於ける鑛物採掘權を獲得したるを初とし之に基ける一八九六年八月二十七日の支那政府對露清銀行(今の露亞銀行)間の滿洲鐵道協約に依りて東清鐵道會社か鐵道と關連し又は獨立して炭礦を經營し其他一般鑛業を經營するの權利を認められ、一八九八年旅大の租借及南滿鐵道の敷設權東清鐵道會社の鑛山其他の事業經營の權利を南滿に伸長し一九〇一年露支密約に依り滿洲蒙古等に於ける鑛山鐵道其他に關する特權を他國に讓與せさらしめて獨占的の權利と爲せり同年以來吉林省鑛山に關する數次の條約及續約あり、一九一二年には露蒙協約附屬議定書第一條及第七條に依りて蒙古に於ける鑛業其他の事業に關する自由を獲得し一九一五年露支蒙協約に依りて之を確認せしめたり。

此等諸條約に關する詳細なる說明を掲くるの暇なく但し露國の瓦解以後支那政府は同國に對して賦與したる一切の利權を回收せんとするの態度に出て居るを以て之等諸條約か何れの點迄有效なりと解釋せらるゝやは知る可からす且つ露支關係は複雜にして單日月間の調査は未た何れの鑛山か露支合辦にて經營せらるゝかの現狀を明白にする事を得さるを遺憾とす。

以下單に前述諸條約の梗概を說明せんとす（滿蒙全書第二卷七〇頁以下參照）

黑龍江及吉林二省及長白山に於ける鑛業權

一八九六年カシニー條約第七條

從來黑龍江及吉林二省及長白山に於て鑛物採掘を禁するの規則あり然れ共條約批准後は露國人及清國臣民共に前顯何れの鑛物をも採掘するを許可せらる可し然れ共採掘前先つ清國地方官に請願すへし而して該官は清國本部に實施する鑛業條例に依り必要なる護照を與ふへし

本大綱に基き其後吉林、黑龍兩省の採鑛方法に關し數次の續約締結せられたり。

吉林省鑛山採掘に關する露清條約（光緒二十七年正月、露曆一九〇一年三月）

前掲カシニー條約第七條に基きて吉林省內に於ける採鑛方法に關し吉林省軍長順と露國吉黑兩省交涉委員「リウベ」との間に締結せられたるものなるも假條約にして支那鑛務總局より認可せられ其回答ありてより施行すへきものなることを明にす。主たる事項左の如し

一、株金を募集するは露清兩國人若くは露清銀行の如く露清兩國合同の企業主體に限るもの

とす

二、金銀鑛山は產出額百分の十五の稅金を淸國政府に納入すること。

三、既に開辦せるものに就ては別に議定す。

四、許可を受けたるものは一箇年以内に著手せされは權利を失ふことあるへし。

前條約の追加條約として翌一九〇二年吉林省軍長順と露國黑吉交涉委員「リウベ」との間に重ねて協定せるものにして前掲三項の既に開辦せるものに就ては別に議定すとの規定に基くものと思料せらる。概略左の如し。

吉林省鑛山採掘に關する續約（一九〇二年）

一、既開鑛山鑛業權者にして露國人と合資し又は之に讓與を欲するものは吉林省軍及露國交涉員に申出て許可を受くへきものとす。

二、前項露支合辦又は露國單獨經營のものに於て露國交涉委員支那人は吉林省軍の支配を受くへきものなり。

三、鑛產稅は產額百分の十五とし何れも支那政府に納付す。

四、既開鑛山にして支那人のみにより經營するものは依然支那の鑛業法規に依り處理せらる。

吉林省鑛山採掘に關する續約

前掲の諸條約に基き更に吉林省軍張順と露國黑吉交涉委員代理「コロトコフ」との間に締結せられたるものにして吉林省內夾皮溝、寧古塔、琿春三處の所屬地方並に松花江上流地方に於ける

金鑛の調査及採掘を露國金鑛業者「アスタジフ」に特許せんとする假條約なり。概要左の如し。
一、「アスタジフ」又は其の代理人に限り右三箇所及其地方に於ける金鑛の採出を許す。
二、露清金鑛會社なるものを組織し其株金の幾何たるを論せす其八割は「アスタジフ」の所得とし二割を以て清國人の所得とす。
三、其他該區域に於ける既開金鑛は鑛業人の希望に依り露國人は資金半額以上出資し加入することを得。

吉林省炭鑛契約（光緒二十七年五月 露曆一九〇一年六月）

本契約はカシニー條約第十一條、東清鐵道條約第六條及同鐵道會社條例第一條但書に基き同鐵道沿線に於ける炭坑採掘に關し吉林省內に屬する部分に就き同鐵道會社總裁ホルワット代理「ダニエル」と吉林省特派員杜學瀛との一九〇一年締結せるものなり。
一、東清鐵道會社は吉林省內に於て自由に炭鑛を搜索し之を採掘する權利を有す。
二、該會社の享有する採鑛及採掘權は他の會社又は個人の有するものに比し優越せるものとす。
炭鑛の所在地か鐵道兩側各三十支里以內なれは該炭鑛の採掘權は會社の承諾を經すして他人に許可する事を得す。
三十支里以內に於けるものは單に清國民のみ採掘するの權を有し他の合同會社又は外國人は鐵道會社の同意なくして採掘權を享有するを得す。

吉林省鐵道炭鑛契約（光緒三十四年七月）

本契約は前掲光緒二十七年五月の契約を改訂せるものなり。

一、東清鐵道會社は吉林省内に於ける同鐵沿線三十支里以内に在る炭坑の鑛業權を有し自由に之を經營す、但支那人既開のものにして妨害とならさるものは之を阻止することを得す若し此區域内に於いて今後支那人他の外國人と共同出願するものあるときは支那官憲の外特に東清鐵道會社の許可を經へきものなり。

二、所定稅金左の如し。

A、鑛産稅　産出一千斤につき吉林銀一錢二分

B、山稅（鑛區稅に相當すべきもの）一箇年一箇所吉林銀一七兩六錢四分

寛城子附近石碑嶺陶家屯炭鑛（一九〇六年日本に引渡す）及一面坡烏吉密等の諸炭坑は皆本契約に基き著手せしものなり。

黑龍江省鑛山採掘に關する露清條約（光緒二十七年 一九〇一年）

本契約は「カシニー」條約に基き黑龍江省内に於ける諸鑛物採掘に關し一九〇一年露國吉黑兩省交涉委員「コロトコフ」と黑龍江將軍との間に締結せられたる大綱にして左の如し。

一、本契約締結以後露國人は黑龍江省内の各地に於て金鐵及石炭等の諸鑛物を試採掘することを得、但し露國黑吉兩省委員の承認せるものたるへく黑龍江將軍の許可證を交付し許可後二箇年以内に著手せさるものは無效と爲す

二、露國人金鑛を開採する時は產額の一五%を支那政府に公納すへきものなり。
三、既採產金地（主として砂金）との關係上露國人の新たに採取すへき地方は
　A、齊々哈爾上流の嫩江に注入する大小の流域全體
　B、呼蘭河口より都魯河に至る區間に於ける大小流域（對岸の吉林省に屬する部分を除く）とし倘漢河、觀音山都魯河等に於ける既開のものに就ては北京鑛務局の認可を經て別に議定する。
黑龍江省の各產金地並に甘河、大平山察罕敖拉等の炭坑に常に露國の主權的關係を開くは本契約に基くものなり。

黑龍江省鐵道沿線炭坑契約（一九〇二年一月）

前揭一九〇一年の契約の續訂にして黑龍江省内所在の東支鐵道沿線に於ける炭坑採掘に關し同鐵道會社代理「ダニエル」と黑龍江省交涉總局周總辨との間に一九〇二年一月締結せるものなり。
一、會社は左記三類の特權を有す
　A、鐵道沿線兩側各三十支里以内に於ける炭坑は會社其所有的鑛業權を有し自由に採掘するものなり。
　B、鐵道沿線三十支里以外と雖も他の外國人又は内外人合同採掘せんとするものは將軍の許可を受くるに先ち鐵道會社と協議すへきものなり。
　C、鐵道會社か同沿線三十支里以外の地に於いて炭坑を採掘せんとせは優先權を有す、然れ

共支那鑛業法に據らさる可からす。

二、稅金

A、鑛產稅、產出一千斤につき黑龍江銀八分

C、鑛區稅坑道一條につき一箇年同上銀十七兩六錢四分

滿洲里附近の札賚諾炭坑等は本契約を基礎とし經營せるものなり。

蒙古金鑛採掘契約（一八九八年一月）

本契約は蒙古圖什業圖汗及車臣汗部各旗界內に於ける金鑛採掘の目的を以て一八九八年十一月庫倫辦事大臣連順と曾て大津稅務司たりし露國人柯樂德との間に締結せられたるものにして一般に蒙古金鑛業會社又は蒙古金鑛業會社と稱するは是を指すものなり。

一、鑛區前記地方に於いて西は鄂爾河、哈拉河より額能河に至り北は色將河より伊羅河に至る各地に於ける產金地なり。

二、公納金產金額の二五％を庫倫辦事大臣に公納す。

本契約に依る鑛區は蒙古產地の樞要部を包擁せる廣汎なる區域にして蒙古金鑛と露國との關係につき從來耳にせる諸種の報道は何れも本契約に基きたるものなり。

以上を以て露國支那間における條約其他條約に類似せる契約に因りて露國の獲得せる抽象的の鑛業權の概略と爲す其中南滿洲鐵道沿線に關するものは「ポーツマス」條約第六條及日淸滿洲善後協約第一條に依りて完全に日本に移轉したるは旣に述へたる處とす、此等の原則に基き

て各個の具體的鑛山經營に就ては各論に於いて述ふる所とす。

三、其他外國人の鑛業權

既述の如く日露兩國は其疆域の接壤せる關係上特殊の鑛業權を設定するに至りたるか以上兩國を除きたる諸外國就中英、米、獨の三國も又滿蒙に於いて特殊の鑛業權を有するものあるも條約によりて承認せられたるものにあらすして何れも支那官憲又は支那人と外國人との契約に成り個々の鑛山を目的とするものなるを以て總て之を各論中に收むることゝす。

第五款　東三省國有林に關する規則（民國三年十月民國九年七月修正）

一、國有林の意義

民國三年森林法を按するに森林は其所有關係により三種に大別し得へし國有林公有林民有林是なり、國有林は個人若くは團體の所有に屬せさる山林にして森林の大部分は之に屬す、民國三年の森林法は森林は原則として國有なることを前提とし第二條に於いて之を補足して「業主なきこと確實なる森林及法律に依りて國有に歸せしむへきものは皆之を國有林に編入すと規定し第五條に於いて公有或は私有森林にして農商部に於いて國有林の經營に重大なる關係あるものと認めたるときは相當の價格を以て國有林に收用することを得と規定するによりて國有林の一般を知り得へし公有林とは公共團體に屬する森林なれ共實際に於いて吉黑兩省に於

いては此種のものなきか如し。

民有林は個人若くは私設團體の所有に屬する森林にして又二種に細別し得へし其一は相當手續を經て拂下を受けたるもの他は神佛の所在地にして自然的に村邑又は有志團體の所有に歸したるもの是なり、然れ共後者は實際に於いては殆んと之を見ることなく前者と雖も仔細に之を調査せは必すしも正當の手續を經たるものにあらすして嚴密に云へは國有林と看るを至當とするもの多きか如し而して民有林の多くは其目的を林業經營におくもの全く之なく他日再墾して農地又は人參畑と爲すに非れは菌蕈の栽培を爲すを以て主眼とする所なり。

二、東三省國有林拂下規則

上述するか如く東三省に於て森林として目すへきものは殆んと國有林に限るを以て東三省に於て新に森林採伐事業を計畫せんとする者は勢多くの場合國有林の拂下を受けさる可からす然るに民國三年の東三省國有林發放(拂下)規則竝ひに民國九年の修正規則共に森林を承領せんとするものは中華民國人或は中華民國法律に依て成立せる法人に限ることを規定せるか故に外國人にして森林の伐採に從事せんには勢支那人と合同し支那法に準據せる支那の法人となさゝるを得す吉林竝に哈爾賓を中心として存在する日支合辦の材木會社か皆純然たる支那現行公司條例に依れるは一面此要求に迫られたるに外ならす。

日本會社にして未た部照(農商部發給の執照の略にして許可證の意)の下附を受けたるものあ

るを聞かす、唯伐木以外の材木其他の製材業は外國法人に於て之を經營し得るは勿論なり、現今の如く、木材の價額低下し多額の税を徵收せられ馬賊の出沒盛んにして之れか爲めに多大の費用を要し且つ木材の原森林よりの運搬等一つに天候の良否に左右せらるゝ伐採事業に從事せんよりも寧ろ他人の木材を買收し之れに加工する製材業の却つて多くの利潤を得つつあるを見るなり。

東三省國有林拂下規則（民國三年十一月民國九年七月修正）

第一條　東三省國有林ハ國家ノ直接經營スルモノヲ除キ本規則ニ依リテ之ヲ拂下クルコトヲ得。

第二條　前條ノ規定ニ依リ森林ノ拂下ヲ受クルモノハ中華民國人民又ハ中華民國ノ法律ニ依リテ成立セル法人ニ限ル。

第三條　既ニ拂下ヲナシタル森林ニシテ農商部ニ於テ國土ノ保全ニ關係アリ又ハ公用ニ供スルノ必要アリト認メタルモノハ之ヲ回收スルコトヲ得前項回收ノ手續ハ農商部ニ於テ之ヲ定ム。

第四條　森林ノ拂下ヲ受ケントスルモノハ法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除キ拂受書ヲ作成シ林務局又ハ森林局ニ願出ツヘシ林務局又ハ森林局之ヲ調査シ重複シ居ラサルトキハ局員ヲ派シテ測量セシメ報告書ヲ具シ農商部ニ稟請スヘシ。

第五條　拂受書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ。

一、拂受人ノ氏名、本籍、住所、職業、年齡。
二、資本金額。
三、拂受地ノ境界、面積及圖說。
四、拂受區域內ノ樹木ノ數、種類、大小、長短。
五、採伐ノ計畫。
六、輸送ノ設備。
七、製材ノ設備。
第六條　拂受人法人ナルトキハ其拂受書ニ前條各項ノ外左記事項ヲ記載スヘシ。
一、發起人及支配人ノ氏名、本籍、住所、職業、年齡。
二、定款、
第七條　森林ノ拂受ハ一人二百方里ヲ超過スルヲ得ス。
第八條　拂受人ハ拂受書提出ノ際測量費ヲ納付スヘシ。
前項ノ測量費ハ十方里ヲ拂受クルモノハ現銀一百元ヲ納付スヘク一方里ヲ增ス每ニ二元ヲ加フ、十方里未滿ノモノハ八方里トシテ計算ス。
林務局又ハ森林局ニテ測量報告ノ後農商部ニテ拂下ヲ許可スヘカラサルモノト認メタルトキハ曩ニ徵集シタル測量費ノ半額ヲ返還ス。
第九條　森林ノ拂下ヲ農商部ニテ許可シタルトキハ部ニ於テ登錄ノ上許可書ヲ下付ス。

許可ノ有效期間ハ部ニ於テ之ヲ定メ許可書內ニ記載スルモ最長二十年ヲ限トス期間滿了ノ時ハ許可書ヲ返納スヘシ。

前項ノ許可證ハ每年一回費用洋十元ヲ添ヘ部ニ提出シテ檢査ヲ受クヘシ若シ二年以上ヲ經過シ尙檢査ヲ願出サルトキハ許可ヲ取消スヘシ。

第十條　拂受人許可書ヲ受領シタルトキハ拂受林區十方里每ニ登錄料二百元ヲ納付スヘシ、十方里未滿ノモノハ十方里トシテ計算ス。

第十一條　拂受人ハ木材ヲ市場ニ出シタルトキハ其ノ伐採シタル木材ノ數量、種類、大小、長短ヲ記載シタル書面ヲ以テ當該地方主管ノ官廳ニ報告シテ檢ヲ受クヘシ。

第十二條　拂受人カ木材ヲ賣却シタルトキハ稅則ニ依リ納付スヘキ木稅ノ外木材ノ市價百分ノ八ヲ山份及ヒ木植票費トシテ各別ニ納付スヘシ。

第十三條　拂受ケタル林區ヲ讓渡スルトキハ讓受人ヨリ第五條、第六條ノ規定ニ依リテ別ニ拂受書及原拂受人ヨリノ讓渡證憑及原拂下許可書ヲ提出シテ農商部ノ許可ヲ受クヘシ。

前項ニ依リ採伐許可ノ讓渡アリタルトキハ讓渡後ノ有效期限ハ原拂下許可書記載ノ有效年限ヲ以テ限トス。

第十四條　森林ノ拂下ヲ受ケタルトキハ測定ノ境界內ニ於テ採伐ヲナスヘシ。

若シ境界ヲ越ヘ盜伐ヲ爲シタルトキハ森林法ニ依リテ處罰ス。

第十五條　森林ノ拂下ヲ受ケ許可書記載ノ期限ヲ經過シ尙採伐ニ著手セサルモノハ拂下ヲ取

消シ許可書ヲ納付セシム。
第十六條　拂下採伐後ノ林地ニシテ當該官廳ニ於テ開墾スヘカラサルモノト認メタルモノノ外ハ該拂受人ノ希望ニ依リ國有荒地承懇條例ニ依リ開墾許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得。
第十七條　拂受人樹木ヲ伐採スルトキハ一畝ニツキ二株又ハ三株ノ樹木ヲ留存セシムルヲ要ス。前項ノ留存樹木ハ直徑一尺以上ニシテ樹幹正直ナルモノニ限ル。
第十八條　拂受人ハ拂受區域内ノ界標、古蹟、目標等ノ保護ノ責ニ任スヘシ。
第十九條　本規則修正公布前ニ許可ヲ受ケタルモノニシテ許可書記載ノ期限ヲ經過シタル後年限ヲ延長シ更ニ登記ノ變更、新許可書交付ノ申請ヲ爲シタルトキハ總テ本規則ニ依テ處理ス但登錄料ハ曩ニ納付セル保證金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得。
第二十條　本規則ハ公布ノ日ヨリ施行ス。
註一、本規則ハ民國三年八月八日發布ノ東三省國有林發放規則ノ修正ナリ。
二、山份及木植票費ノ説明。
　兩者共ニ國税ノ一種ナリ。
イ、山分税(山份税)ハ光緒三十四年林業局ノ創設セシモノニシテ其收税事務ハ勸業道三分局ニ屬セシカ民國二年十二月ヨリ財政廳管下ノ木税局ニテ收納スルコトトナレリ其税率ハ吉林ニ於ケル木材評定價格ニ準シ其百分ノ六ナリ。
ロ、木植票費(山本税)ハ吉林其他ノ市場ニ輸送セラルル木材ニ限リ課セラルルモノナリ光緒三

十三年頃ヨリ露人ノ伐木ニ從事スルモノ漸ク多キニ至リシカハ當局ハ之ニ課税セントセシニ露人ハ東清鐵道用材ニ對スル免税ノ約章ヲ理由トシテ是カ納税ニ應セサリキ爾後交渉ノ結果露人ニ對シテハ税ナル名稱ヲ避ケ特ニ木植票費ナル名稱ヲ以テ木材評定價格ノ百分ノ八ヲ賦課スルコトトセリ。

三、奉天省國有小面積森林發放規則（民國五年三月八日東三省公報）

本規則は東三省國有林發放規則の例外にして奉天省は小面積の國有林甚多く東三省國有林發放規則に依る時は頗る支障あるに鑑みて制定せられたるものなり本規則に謂ふ小面積森林とは六方支里以内のものにして拂下を受くへきものは本國人或は本國人組織する團體にして外國人の關與を禁す（第二條）

四、鴨綠江日清合同材木會社ノ件ニ關スル取極書、

明治三十八年十二月二十二日日清間に締結せられたる滿洲に關する附屬協約に於て日清合同森林會社設立に關する大綱を規定し（第十條）之に基きて明治四十一年五月十四日鴨綠江日清合同木材會社に關する取極書なるもの協定せられたるか此等の條約に關しては便宜上各論の鴨綠江採木公司條下に於て說明する事とせり。

吉黑兩省に於ける日本人の森林事業に關する優先權。

大正七年八月締結の吉黑金鑛森林借款契約によりて中華民國政府は中華滙業銀行より三千萬圓の借款をなし此元利支拂に對する擔保として一、黑吉兩省に於ける金鑛竝に國有森林に右金鑛竝國有森林より生する政府收入を提供し(第八條)且つ支那は此契約有效期間內前述の金鑛國有森林竝に其收入に關し他より借款をなし又は之を處分せんとするときは必す豫め日本に商議する事を約せり(第九條)之に依れは吉黑兩省の森林には當然我國に優先權あり且つ支那か國有林を發放する場合には其都度我國に商議すへきか如しと雖も其後本借款契約取消運動等の起るあり實際に於ては斯の如き手續を採ることなく殆んと空文に等しき狀態にあるか如し。

本借款契約成立條件として黑龍江及吉林省に於ける金鑛竝森林行政を統一し之等事業の發達に資する爲め採金局及森林局を設置することゝし猶ほ將來二省に於ける之等事業助成の爲め日本資金を商借し或は中日合辦事業を促進せんとせるものなれは合辦と直接關係なきも之を揭くる事とす。

吉林金鑛森林借款契約 (大正七年八月 民國七年八月) (民國八年四月十五日 日支政府發表)

〔正　文〕

中華民國政府(以下甲と稱す)は黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛竝森林事業の發達に資する爲め株式會社中華滙業銀行(以下乙と稱す)より日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締結す。

第一條　本借款金額ハ日本金三千萬圓トス。

十三年頃ヨリ露人ノ伐木ニ從事スルモノ漸ク多キニ至リシカハ當局ハ之ニ課税セントセシニ露人ハ東清鐵道用材ニ對スル免税ノ約章ヲ理由トシテ是カ納税ニ應セサリキ爾後交涉ノ結果露人ニ對シテハ税ナル名稱ヲ避ケ特ニ木植票費ナル名稱ヲ以テ木材評定價格ノ百分ノ八ヲ賦課スルコトトセリ。

三、奉天省國有小面積森林發放規則（民國五年三月八日東三省公報）

本規則は東三省國有林發放規則の例外にして奉天省は小面積の國有林甚多く東三省國有林發放規則に依る時は頗る支障あるに鑑みて制定せられたるものなり本規則に謂ふ小面積森林とは六方支里以内のものにして拂下を受くへきものは本國人或は本國人組織する團體にして外國人の關與を禁す(第二條)

四、鴨綠江日清合同材木會社ノ件ニ關スル取極書、

明治三十八年十二月二十二日日清間に締結せられたる滿洲に關する附屬協約に於て日清合同森林會社設立に關する大綱を規定し(第十條)之に基きて明治四十一年五月十四日鴨綠江日清合同木材會社に關する取極書なるもの協定せられたるか此等の條約に關しては便宜上各論の鴨綠江採木公司條下に於て說明する事とせり。

吉黑兩省に於ける日本人の森林事業に關する優先權。

大正七年八月締結の吉黑金鑛森林借款契約によりて中華民國政府は中華滙業銀行より三千萬圓の借款をなし此元利支拂に對する擔保として一、黑吉兩省に於ける金鑛竝に國有森林に右金鑛竝國有森林より生する政府收入を提供し(第八條)且つ支那は此契約有效期間內前述の金鑛國有森林竝に其收入に關し他より借款をなし又は之を處分せんとするときは必す豫め日本に商議する事を約せり(第九條)之に依れは吉黑兩省の森林には當然我國に優先權あり且つ支那か國有林を發放する場合には其都度我國に商議すへきか如しと雖も其後本借款契約取消運動等の起るあり實際に於ては斯の如き手續を採ることなく殆んと空文に等しき狀態にあるか如し。

本借款契約成立條件として黑龍江及吉林省に於ける金鑛竝森林行政を統一し之等事業の發達に資する爲め採金局及森林局を設置することゝし猶は將來二省に於ける之等事業助成の爲め日本資金を商借し或は中日合辨事業を促進せんとせるものなれは合辨と直接關係なきも之を揭くる事とす。

吉林金鑛森林借款契約(大正七年八月 民國七年八月)(民國八年四月十五日 日支政府發表)

〔正　文〕

中華民國政府(以下甲と稱す)は黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛竝森林事業の發達に資する爲め株式會社中華滙業銀行(以下乙と稱す)より日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締結す。

第一條　本借款金額ハ日本金三千萬圓トス。

第二條　本借款期限ハ本契約調印ノ日ヨリ起算シ滿十箇年卽日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日トス但シ期間滿了ニ至リ双方商議ノ上續借スルコトヲ得。

第三條　本契約調印ノ日ヨリ起算シ滿五箇年ヲ經過シタルトキハ何時タリトモ六箇月前ノ豫告ヲ以テ本契約ノ一部ヲ返濟スルコトヲ得。

第四條　本借款ノ利子ハ年七分五厘卽日本金一百圓ニ付日本金七圓五十錢ノ割合ヲ以テ支拂フモノトス但シ第二條續借ノ場合ニ於ケル利率ハ一般市場利率ノ高低ヲ按シ可成甲ニ有利ナラシムル趣旨ニ基キ商議スルモノトス。

第五條　本借款金ノ利子第一回ハ本借款金ノ交付當日ニ於テ交付ノ日ヨリ起算シ大正八年一月十四日迄ノ分ヲ日割計算ニテ前拂シ爾後毎年一月十五日及七月十五日ニ於テ後六箇月ヲ前拂スルモノトス但最終期ノ利子支拂ハ契約滿期ノ當日迄ノ分ヲ日割計算ニテ前拂スルモノトス。

第六條　本借款金ハ無手數料ニテ之ヲ交付スルモノトス。

第七條　本借款金ノ交付返濟及利子ノ支拂其他總テ受渡ハ日本東京ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第八條　甲ハ本借款金ノ元利支拂ニ對スル擔保トシテ左ノ通リ乙ニ提供スルモノトス。

一、黑龍江及吉林兩省ニ於ケル金額竝國有森林。

二、右金鑛竝國有森林ヨリ生スル政府收入。

第九條　甲ハ本契約有效期限內前項ノ金鑛國有森林竝其收入ニ關シ他ヨリ借款ヲ爲シ又ハ之

ヲ處分セントスルトキハ必ス豫メ乙ニ商議スルモノトス。

第十條　本借款契約ハ借款元利金全部ノ淸濟ニヨリ當然之ヲ廢止ス本契約書ハ日華兩文ヲ以テ各三通ヲ作成調印シ農商部財政部及乙ニ於テ日華兩文各一通ヲ保有スルモノトス若シ本契約ニ關シ解釋ト疑義ヲ生シタルトキハ日本文契約書ニ依リ解釋スルモノトス。

日本帝國大正七年八月二日

中華民國七年八月二日

中華民國政府農商總長　田文烈

中華民國政府財政總長　曹汝霖

股份公司中華滙業銀行總理　陸宗輿

股份公司中華滙業銀行專務理事　柿市常次郎

第六款　土地商租問題

一、沿革及現狀

土地商租は所謂滿蒙問題中に於て最も重要なるものゝ一にして之れか滿蒙開發と如何に緊切なる關係にあるかは敢て吾人の言を俟たさる處なり且つ後述せんとする東部內蒙古の農業及附隨工業合辦の問題と相牽連せる點あるを以て其大要を說明せんとす從來我國民は滿洲各

第二條　本借款期限ハ本契約調印ノ日ヨリ起算シ滿十箇年即日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日トス但シ期間滿了ニ至リ双方商議ノ上續借スルコトヲ得。

第三條　本契約調印ノ日ヨリ起算シ滿五箇年ヲ經過シタルトキハ何時タリトモ六箇月前ノ豫告ヲ以テ本契約ノ一部ヲ返濟スルコトヲ得。

第四條　本借款ノ利子ハ年七分五厘即日本金一百圓ニ付日本金七圓五十錢ノ割合ヲ以テ支拂フモノトス但シ第二條續借ノ場合ニ於ケル利率ハ一般市場利率ノ高低ヲ按シ可成甲ニ有利ナラシムル趣旨ニ基キ商議スルモノトス。

第五條　本借款金ノ利子第一回ハ本借款金ノ交付當日ニ於テ交付ノ日ヨリ起算シ大正八年一月十四日迄ノ分ヲ日割計算ニテ前拂シ爾後每年一月十五日及七月十五日ニ於テ後六箇月ヲ前拂スルモノトス但最終期ノ利子支拂ハ契約滿期ノ當日迄ノ分ヲ日割計算ニテ前拂スルモノトス。

第六條　本借款金ハ無手數料ニテ之ヲ交付スルモノトス。

第七條　本借款金ノ交付返濟及利子ノ支拂其他總テ受渡ハ日本東京ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第八條　甲ハ本借款金ノ元利支拂ニ對スル擔保トシテ左ノ通リ乙ニ提供スルモノトス。

一、黑龍江及吉林兩省ニ於ケル金鑛竝國有森林。

二、右金鑛竝國有森林ヨリ生スル政府收入。

第九條　甲ハ本契約有效期限内前項ノ金鑛國有森林竝其收入ニ關シ他ヨリ借款ヲ爲シ又ハ之

ヲ處分セントスルトキハ必ス豫メ乙ニ商議スルモノトス。

第十條　本借款契約ハ借款元利金全部ノ清濟ニヨリ當然之ヲ廢止ス本契約書ハ日華兩文ヲ以テ各三通ヲ作成調印シ農商部財政部及乙ニ於テ日華兩文各一通ヲ保有スルモノトス若シ本契約ニ關シ解釋ト疑義ヲ生シタルトキハ日本文契約書ニ依リ解釋スルモノトス。

日本帝國大正七年八月二日

中華民國七年八月二日

中華民國政府農商總長　田文烈

中華民國政府財政總長　曹汝霖

股份公司中華滙業銀行總理　陸宗輿

股份公司中華滙業銀行專務理事　柿市常次郎

第六款　土地商租問題

一、沿革及現狀

土地商租は所謂滿蒙問題中に於て最も重要なるものゝ一にして之れか滿蒙開發と如何に緊切なる關係にあるかは敢て吾人の言を俟たさる處なり且つ後述せんとする東部內蒙古の農業及附隨工業合辦の問題と相牽連せる點あるを以て其大要を説明せんとす從來我國民は滿洲各

第二條　本借款期限ハ本契約調印ノ日ヨリ起算シ滿十箇年卽日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日トス但シ期間滿了ニ至リ双方商議ノ上續借スルコトヲ得。

第三條　本契約調印ノ日ヨリ起算シ滿五箇年ヲ經過シタルトキハ何時タリトモ六箇月前ノ豫告ヲ以テ本契約ノ一部ヲ返濟スルコトヲ得。

第四條　本借款ノ利子ハ年七分五厘卽日本金一百圓ニ付日本金七圓五十錢ノ割合ヲ以テ支拂フモノトス但シ第二條續借ノ場合ニ於ケル利率ハ一般市場利率ノ高低ヲ按シ可成甲ニ有利ナラシムル趣旨ニ基キ商議スルモノトス。

第五條　本借款金ノ利子第一回ハ本借款金ノ交付當日ニ於テ交付ノ日ヨリ起算シ大正八年一月十四日迄ノ分ヲ日割計算ニテ前拂シ爾後每年一月十五日及七月十五日ニ於テ後六箇月ヲ前拂スルモノトス但最終期ノ利子支拂ハ契約滿期ノ當日迄ノ分ヲ日割計算ニテ前拂スルモノトス。

第六條　本借款金ハ無手數料ニテ之ヲ交付スルモノトス。

第七條　本借款金ノ交付返濟及利子ノ支拂其他總テ受渡ハ日本東京ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第八條　甲ハ本借款金ノ元利支拂ニ對スル擔保トシテ左ノ通リ乙ニ提供スルモノトス。

一、黑龍江及吉林兩省ニ於ケル金鑛竝國有森林。

二、右金鑛竝國有森林ヨリ生スル政府收入。

第九條　甲ハ本契約有效期限內前項ノ金鑛國有森林竝其收入ニ關シ他ヨリ借款ヲ爲シ又ハ之

ヲ處分セントスルトキハ必ス豫メ乙ニ商議スルモノトス。

第十條　本借款契約ハ借款元利金全部ノ淸濟ニヨリ當然之ヲ廢止ス本契約書ハ日華兩文ヲ以テ各三通ヲ作成調印シ農商部財政部及乙ニ於テ日華兩文各一通ヲ保有スルモノトス若シ本契約ニ關シ解釋ト疑義ヲ生シタルトキハ日本文契約書ニ依リ解釋スルモノトス。

日本帝國大正七年八月二日

中華民國七年八月二日

中華民國政府農商總長　田文烈

中華民國政府財政總長　曹汝霖

股份公司中華滙業銀行總理　陸宗輿

股份公司中華滙業銀行專務理事　柿市常次郎

第六款　土地商租問題

一、沿革及現狀

土地商租は所謂滿蒙問題中に於て最も重要なるものゝ一にして之れか滿蒙開發と如何に緊切なる關係にあるかは敢て吾人の言を俟たさる處なり且つ後述せんとする東部內蒙古の農業及附隨工業合辦の問題と相牽連せる點あるを以て其大要を說明せんとす從來我國民は滿洲各

地に散在する二十數箇所の開放地に住居するか、狹隘なる滿鐵沿線の附屬地内に跼蹐するか、然らされは猫額大の關東州租借地内に集るの外發展の途なく我國民は滿蒙に於て優越なる地位を有すと稱せられたるも其内容は甚た憫む可きものなりしなり玆に於てか大正四年日支交涉に際しては日本は最初南滿洲及ひ東部内蒙古に於ける土地所有權を要求したりしか支那政府は土地は悉く國有にして人民に所有權なしと稱して我要求を認容せす止むなく商租と改め其意義の曖昧なるより附屬公文書に於て之を明にせり。

南滿洲及東部内蒙古に關する條約第二條

日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲め必要なる土地を商租することを得。

附屬交換文

……南滿洲及東部内蒙古に關する條約第一條に記載する商租の文字には三十箇年迄の長き期限附にて且無條件にて更新し得へき租借を含むものと了解致候。

然るに右の二條文のみにては到底商租に關する性質を表現することを得す。實地問題として土地を商租せんとする場合には其商租權の内容商租手續、等明瞭ならさるによりて種々複雜なる問題に逢著し之れか爲めに交涉は著しく遲滯し商租の實を擧くること甚た困難なり、更に該條約を基礎としたる商租に關する細則の協定せられて初めて前記條約の運用せらる可きものなり、然るに我當局は最初より措置を誤り支那側に於て條約締結後三箇月以内

に細則の協定を爲さんとの意向ありたるに拘らす、之に應せす實際問題に觸れたる個々の場合に於て之れか解決を爲さんとの姑息なる主義を採りたり斯の如きは實に我當局者に於て土地商租の内容等に付きて充分なる研究を爲さす從つて之に關する確乎たる腹案無かりしに依るに外ならす。

事情斯の如きか故に支那側は何等日本に協議する處なく單獨に商租細則十四箇條の案を作製し且つ其各條に對して詳細なる解釋を附せる土地商租須知なるものを内務部より奉吉兩省に頒布し商租事件取扱の規準たらしめたり然れ共此商租細則竝に須知に現れたる商租問題の解釋は日本側の到底滿足し得へきものにあらす卽ち第一に南滿洲の地域に關しても兩國の主張は容易に妥協點に達するを得さる程の相違あり、商租の物件は土地に限るか家屋も之を包含せしむ可きか。商租權の内容は如何なる性質のものなりや所有權を含むか否か、商工業及農業の範圍如何等に關して意見の相違甚たしく猶ほ商租問題と東部内蒙古に於ける合辦農の關係に就ても日本側は南滿洲に於ては土地の商租を認むる程なれは勿論合辦農業は之を認めらる可きものなりと稱し支那側は條約の文面のみに拘泥して南滿洲に於ては合辦農業を許さすとの解釋を下し爲めに到底支那側の商租細則に默從すること能はす。

且つ商租細則は商租の手續登錄税地租の支拂商租改新等に關する規定不備にして邦人の借地人は稍もすれは前記諸税の支拂を爲さす年月を經過するに從ひ商租地か所有地の如き性質を帶ひ來り爲めに兎角紛爭を釀成し益々支那側の反感を惹起し商租問題は殆んと有名無實に

終らんとする形勢にあり。

民國六年十二月督軍竝省長たる張作霖氏は土地商租に關する訓令を發して曰く「本省長は奉天省議會の決議に基き省内各縣知事に訓令し各地方區域に轉令し人民商賈等か民國七年一月一日より起りて土地を以て外人に私租し或は地契等の證據を以て私に外人より借款するを嚴禁す若し此事發覺したる時は直に國土盜賣及外債私借の罪に問ひ稍も假借せす」と玆に本邦人か條約に據り獲得せる權利を阻害するものなりとして奉天總領事館は之に對して辯明を求め且つ抗議する處ありしか張氏は外人の土地商租は條約の規定する處にして許可せさるの理なし屢に通達したる件は不逞の徒か他人の土地又は地劵等の證據を以て私に外國人に租與し又は外債を借用し外國人は之か爲めに欺かれ損害を受け勢交涉を釀成することあるを恐れたるか故に須く官憲に屆出て調査の上方に契約訂立を許すへしと云ふにあり此れ流弊を杜絕し交涉の惹起を免れんとするの趣旨にして決して總て租借を許可せすと云ふにあらすと云ふ趣旨の回答を爲せり。

大正八年張作霖氏は各地方長官に對し土地商租に關する嚴重なる訓令を發するに至り玆に從來紛糾を重ね來れる商租問題に關し一道の光明を認め爾來邦人は條約の規定通り何等の困難なく商租を行ひ得へしと期待されたるか由來支那官憲の對外的訓令なるものは一種の國際的辭令にして單に表面を糊塗するに過きす裏面に於ては全然反對の内訓を發するか如き事少なからす。

然らすとするも殆んと一時的のものにして其效果か果して何時迄永續すへきやは頗る疑問とせられたるか果せる哉前記商租訓令の如きも僅に數日ならすして空文に終り內面に於て排日的嚴命を發し日本人の發展を阻害せんとするに至れり、而して支那官憲の外人排斥を試みんとするや必す外人と關係ある、人民を壓迫するを常套手段とす土地問題に關しても農民を脅喝して邦人との貸借を嚴禁し已に契約濟の商租にありても强制的に之を返却せしめ若し肯せさるに於ては之を拘禁し處罰する等の事例枚擧に遑あらす商租せんとの意思を有し乍ら官憲の暴威を恐れて敢て之を控ふる狀態なり。

大正十年一月十五日衆議院議員より提出せる土地商租に關する質問書に對し原首相は、細則の協定なきも官憲に於て便宜の方法を採り相當商租の效果を收めつゝあるか如しと答辯せるか事實は全然之に反し該條約は殆んと空文の如き有樣なりき。滿蒙の開發の爲め最も重要なる商租問題か斯の如く數年間に涉りて全く行惱みの狀態にあるは日支相互の爲め誠に不利益にして殊に滿洲に於ける邦人は到底忍ふ可からすと爲し奉天土地調査會は滿蒙土地問題解決促進運動を開始し代議士に意見書を提出する等の擧に出て當局の反省を促す處あり。

十年五月奉天赤塚總領事歸朝後より研究調査に著手し五月十六日及ひ十九日の外務省重要會議に於て省議を纏め次て滿鮮會議の承認を得奉天に於て細則協定交涉を爲すへき事となりたるも徹底的の細則案を提出するときは却て交涉の澁滯を來し或は之か爲めに困難なる國際問題を惹起すへき虞なきを保せす從前支那側の提出せる草案と成る可く差異點少き對案を提

議して暫行章程を作成し後日必要に應し兩國間協議の上修正せんとするものなりと云ふ本暫行章程作成に對する政府の方針の要點は左の如し。

一、商租の更新と商租料の關係。

商租の期限は三十箇年とし無條件にて更新し得と云ふに對し支那側は三十箇年の期限滿了後該契約を更新する時は改めて商租料の支拂を要すとの解見を採れる日本政府にては無條件更新と云ふか故に改めて商租料を支拂ふの必要なしとの方針を採らんとす。

二、商租税の納入。

現在に於ては商租章程不備に依り商租地に對しては納稅する者とせさる者とあり支那人に對する賦課程度にて商租せる邦人に納稅する義務ある事を認む。

三、商租の登錄税。

從來日支兩國人間に商租契約の成立せるも別に登錄稅を支拂はさりしか支那側の希望をも容れて登錄稅を支拂ふ事とす。

四、商租登錄手續。

商租登錄は從來明確なる規定なき爲め現在に於ては當事者間の契約成立せは之か登錄は主として商租を爲す邦人か日本官憲に屆出て置くのみにて支那官憲には何等登錄する所無かりしかは之か爲め後日當事者間に契約の效力に關する紛爭の起りたる場合之か解決方法無かりしを今日の辦法に於ては爾後日支兩國官憲に登記することに同意せんとす。

五、地券と所有權

商租の最も面倒なる點は地券と土地業主權(所有權)との關係にて之に就ても何等かの協定を爲す方針なりと。

本交涉に關しては赤塚總領事と張巡閱使との間には充分の諒解あり多年の懸案たる商租問題も愈々解決せらる可しと朝野大いに望を囑したりしも偶々華盛頓會議開催の事あり支那政府は總ての外交問題に對して採る可き態度を會議の如何に依りて決せんとする根本方針を採り商租問題根本の原則たる二十一箇條協定さへも廢棄せんとする情勢を示し十年末に至り支那側より商租問題の協定は太平洋會議終了迄延期せられ度き旨の通牒を發し來り一時中止の姿なれ共何れ近く再開せらる可しと信す。

二、土地商租權に最惠國條款の適用ありや

本商租權に關して最惠國條款の適用ありやの問題に就て一言せさるへからす何となれはジヨンスホプキンス大學政治學敎授ウィロビー氏は其著"Foreign Rights and Interests in China."に於て日本か獲得せる上述の商租權は最惠國條款の原則に基き總ての條約國に均霑せしめらるへきものなりと論せらるゝか故なり。吾人の見地よりすれは是れ明に最惠國條款の不當なる擴張たるを免れす元來最惠國條款なるものは通商航海(Commerce and Navigation.)に關する權利利益、恩惠等に關するものにして一國か或る一國に與へたる如何なる種類の特典にも悉く適用せるに

あらす。日本か日支新交渉に際して支那内地に於ける日本の病院、寺院及學校に對して其土地所有權を認めん事を要求したるに拘らす支那は之を拒絶したり、然れ共斯の如き權利は歐米諸國の既に既に享有せる處なりしなり若し最惠國條款の理法か土地所有權、商租權等の如きものに適用ありとするならは日本は初めより何等交渉を要せすして上記權利を有し之に對して支那は抗議の餘地を存せさるへきなり尚ほ一九一三年米國カリフォルニャ州の外人土地所有法に對して我國より抗議を提出したる際に於て米國の論する所は左の如くなりき。

"The most favored nation clauses universally relate to matters of commerce and navigation; that alien ownership of law has seldom been treated in the practice of the United States as a matter of most favored nation treatment, but has been secured only by special treaty stipulations."

之を以て見るもウイロビー氏の論は自國たる米國に於ても容れられさる處なりと謂はさるを得す。

滿洲土地商租細則。

一、土地商租事項に關しては條約の規定する所に依り地方官憲は應に以下各條に按照して注意辦理すへし。

二、租地は典押又は賣買の意義を包含せす只僅に收益使用の權を有するのみ其土地所有の權利は仍ほ之を地主に屬し承租人は之を享有することを得す。

三商租とは平和に商量地主の同意を得るの謂にして强迫に渉るか如きは卽ち商租と謂ふを得

す。

四、期限は人民の自訂に任せ三十年を以て極限の期限とす滿期に至り地主に於て商租を好まさる如きは自由に停租すへし。

五、土地を商租し工商業の建物を建設し或は農業を經營するは其商租土地の範圍を以て限りと爲し其應用及需用の程度を逾ゆることを得す。

前項農業には林業漁業を包含せす。

六、土地の商租は地主か商租の時に於て該所管地方官署より租用土地塡報用紙を領收し書式に依り記入し該所管地方官署に報告するものとす該官署は調査の上夫々租契を交付すへし。

七、土地を商租する時は別に定めたる契紙及租地用紙を遵用し之に印紙を貼用すへし。

八、土地を商租するも其所有權仍ほ地主に在るものとす但し納付すへき土地に關する一切の課税は承租人に於て規定を按し地主に交付すへき租價内より引去り地主に代りて之を納付すへきものとす、

九、土地を商租し地主死亡又は絕家となりたるときは其土地は該所管地方官に於て明査の上國有に收歸すへし商租滿限となり再ひ續租を要するときは第十一條の方法に據るものとす。

十、抵押の租典したる土地は該原有地主に於て回讀したる後に非されは出租することを得す。

十一、官有地の商租に當りては承租人より該管地方官に向けて之を申請し地方官より吏員を派し實地を調査せしめ他に需用なき場合は商量租用せしむ若し農業の用に供すへき官有荒地

なるときは地方官の調査を經之を確めたる後更に吏員を派し土地を丈量し(土地には部定の尺を用ひ並に外國尺を列記すへし)て出租せしめ租價の外其の丈量費用は租地者より規定に照らして納付せしむ。

十二、清皇室の私產及王公府第旗の私產にして原と小作人(佃戶)あり增租奪佃すること能はさるものは小作人か租關係を脫退せさる限り其の地主は之を出租することを得す。

十三、商租したる地上の建築物に關する事項は左の如く注意すへきものとす。

甲、地を租して家屋を建築するには地主に商議し其同意を得るを要し期限滿了したるときは該建築家屋は地方の慣習に從ひ地主の所有に歸せしむ。

乙、地を租して家屋を建築し又は家屋を承租し若くは之を修理するには地主に商議し其同意を得へく期限滿了後該建築又は修理家屋の取拂を原則となすものにして地主か其の讓渡を希望するものは之を許すへく其取拂に際しては原狀に回復すへきものとす。

丙、農工業用の租地にして租地者の自ら建造せる家屋幷及假建設の橋梁堤防等に對し期限滿了後地主か必す買收せんとするものは雙方より評價人を選ひて之を評價せしめ若し地主か關係なく買收の意なきものは之を强ふることを得す取拂らはざるへし。

丁、農業上各項の建設を爲す時は隣人耕作を妨害せさることを原則とすへし。

十四、以上の規定は續租の時にも之を適用す。

土地商租契約書、

中華民國人　　ハ自己所有ノ熟地タル　　ノ土地地券面積　浮多地　合計實積
ヲ以テ日本國人　　ニ出租スルモノトシ互ニ商租契約ヲ締結スル事左ノ如シ。

第一條　出租人　　ヨリ承租人　　ニ租與スル商租地ノ地位境界面積ハ左ノ如シ、

一、位置

一、境界

一、面積

第二條　商租期限ハ民國　年　月　日ヨリ同　年　月　日ニ至ル　箇年トス。

第三條　第一條記載ノ商租地ノ租價ハ一畝ニ付　　トシ本契約成立ノ際承租人ヨリ出租人ニ交付スヘク同時ニ日本總領事館及中國官憲ニ認證ヲ請願スルモノトス。

第四條本契約締結後商租地ノ地租及附加税ハ承租人ヨリ納付スヘク其證據書類ハ仍ホ出租人ニ於テ保管スルモノトス。

第五條　本商租地ハ承租人ニ於テ任意ニ經營スヘク若シ他人ニ轉租スルトキハ本商租契約ヲ標準トスヘキモノトス本商租地ニ關シ期限滿了ノ際承商租人カ續租ヲ希望スルトキハ出租人ハ異議ヲ稱フルコトヲ得ス。

第六條　承租人カ本商租地ニ在リテ收益ヲ目的トシ物品ノ製造ヲナスカ如キ場合ニ於テモ出租人ハ何等干渉妨害ヲ爲サザルモノトス。

第七條　本契約成立以後ニ滯納セル地租及附加税ハ出租人ノ負擔トス。

第八條　承租人カ本商租地ニ於テ事業ヲ經營スル場合ハ境界内ニ標木ヲ立テ墻壁ヲ設ケ又ハ土盛リヲ爲シ他人ノ田地ヲ妨害スルコトナキヲ要ス。

第九條　商租後四隣地上ノ作物ヲ侵占シ又ハ損害ヲ加ヘタル時ハ商租人ニ於テ處理シ其代價ヲ賠償スヘク出租人ハ其責ヲ負ハサルモノトス。

第十條　出租人ハ本商租地ヲ他人ニ典押賣買スルコトヲ得サルモノトス。

第十一條　承租人ハ本商租地ニ關シ收益ナキトキト雖モ租價ノ低減ヲ要求スルコトヲ得サルモノトス。

第十二條　本契約書ハ日本及支那文ニテ各一通ヲ作成シ疑義アルトキハ支那文ヲ以テ正本ト爲スモノトス。

以上各條ハ雙方ノ合意ニ依ルモノニシテ返悔ナシ後日ノ證トスル爲メ本契約書ヲ作成シ互ニ當事者間ニ署名捺印ノ上各一通ヲ保管ス。

中華民國　年　月　日

大正　年　月　日

出租人

承租人

保人

紹介人

（關東廳警務局報）

從來日支人間に於ける土地貸借に就ては頗る複雜なる手續を要し爲に個人間の貸借に關しても邦人の迷惑少からさりしか最近に至り支那側は解放的に外國人に對し十年以上の年限を以て商租契約を締結し得る事となれり。

因に契約當事者間に於て遵守すへき事項左の如し。

商租地雙方の遵守事項。

一、承租者(借主)は商租地を若し他の目的の用に供し或は契約の範圍內を脫したる所爲ありたるときは地主は契約を解除して其土地を回收することを許可す。

二、承租者は地方の習慣に依り當然負擔すへき各種の稅金は勿論總て地主に對し其土地に關する一切の課稅を納め地主よりは商租年限中每年一回完納すへし。

三、承租者は地主の承諾を得るに非されは其地を他人に轉租することを得す若し斯の如き事情あるときは地主の解約土地回收を許可す。

四、地主と承租者と雙方認諾したる總ての貸借關係に就ては商租の地を以て保證を爲さす。

五、商租者商租の地に自ら家屋を建設したる時は契約解除の時如何に處分するかは別に契約書を作成し官署に報告登記すへし。

六、商租地竝商租地上の家屋に關しては雙方別に其契約書を作成して證據とすへし。

第七款　東部內蒙古に於ける農業及附隨工業合辦

大正四年日支新交涉に際し日本は東部內蒙古を以て南滿洲と同一の事情の下に置かん事を欲し土地所有內地居住等の權利を要求したりしか支那側は東部內蒙古に於て滿洲に於けると同樣の特權を我に與ふる事を絕體的に拒絕したる爲め止むなく日本人發展の爲めに最も必要なる農業及附隨工業經營權を支那人と合辦の形式の下に之を獲得する事に讓步したり。

南滿洲及東部內蒙古に關する條約第四條

日本國臣民か東部內蒙古に於て支那國國民と合辦に依り農業及附隨工業の經營を爲さんとする時は支那國政府は之を承認すへし。

合辦農業及ひ附隨工業に關しても支那側は前述土地商租の場合と同しく三箇月の期間を置きて其間に細則の協定を爲さんとせしも我當局の態度決せさりし爲め遂に此事なく從つて支那側は自己の解する處に從つて單獨に中日合辦東部內蒙古農業及附隨工業規則十四箇條を定め之に從つて一切の合辦に關する事務の取扱を爲し且該規則の解釋にして且つ之れか適用上の心得とも云ふ可き須知十一箇條を制定して支那官民か合辦事業經營を爲さんとするに際しての準則を與へたり我當局は之れに對して承諾を與へたるものにあらさるも別に準則なきを以て支那側制定の規則に從はされは實地事業に著手する事を得す、事實上に於て之等の法則を默認せるか如き形となり居れり。

猶ほ土地商租の場合に一言せるか如く該合辦農業規定の適用せらる可き地域に關して日支間に於て重大なる意見の相異あり卽ち支那側は條文の字句に拘泥して該條には東部內蒙古に

於て云々とあるか故に其適用あるは東部內蒙古(此範圍に關しても議論一致せす)に限るとの解釋を固守す然れ共前述の如く元來內蒙古に於ても南滿洲と同樣の權利を主張したるを一段讓步して合辦農業に止めたるものなるを以て條約全般の精神よりすれは南滿洲には當然合辦農業權、あるものと解するを正當とすへし。

之等の主要問題を初めとし日支間意見の相違するもの甚た多く日支間の協定を經されは到底圓滿に合辦經營の實を擧くる能はす條約締結後旣に七年に及ふも之に依つて合辦農業を經營せるものは單に白音太來地方に於ける正者農場、白在丸農場等二三あるに過きす交涉に交涉を重ねて漸く昨年十一月正式調印を了したる張作霖大倉組間の興發公司も近頃再ひ中止せられたりと云ふか如き惑むへき狀態にありて該條約は全然空文に等しきなり。

斯の如きは日支提携、滿蒙開發の大本義に悖る事甚しく本問題の徹底的解決は商租問題の解決と共に目下の急務にして吾人は其細則の協定せられん事を望んて止ます。

上記支那側に於て制定したる中日合辦東部內蒙古農業及附隨工業規則竝に須知は合辦事業に關する比較的纒りたる唯一の法令なれ共日支間協定に成れるものに非るか故に茲に深く說明することを止め讀者の硏究に任せんとす。

附錄、日支合辦東部內蒙古農業及附隨工業規則

第一條　凡支那人民ノ日本國臣民ト東部內蒙古ニ在テ農業及附隨工業ヲ合辦セント願フ者ハ別ニ法令ノ規定アルモノノ外ハ本規則ノ規定ニ依ルヘシ。

第二條　農業及附隨工業ヲ合辦スルニハ何程ノ公司及團體ヲ組織スルニ拘ラス總テ公司條例公司條例施行細則及公司登錄規則ニ依ルヘシ。

第三條　農業及附隨工業ヲ合辦スルニハ先ツ雙方契約ヲ結ヒ所管地方官憲ニ禀請シ巡按使ヲ經テ農商部ニ具陳シ其登錄ヲ得シ後著手スヘシ。

第四條　合辦ヲ禀請スルモノハ支那人ヲ以テ代表人ト爲ス。

第五條　農業及附隨工業ヲ合辦スルニ許可ヲ禀請スルトキ左記ノ各項ヲ記載シ竝雙方訂結ノ契約ヲ附スヘシ

一、代表人及合辦出資人ノ姓名、年齡、族籍、職業、住所。

二、合辦公司或ハ團體ノ種類、名稱、所在。

三、農業或ハ附隨工業ノ種類

四、耕作地及工場地ノ面積地位竝地圖。

五、資本額

六、合辦年限

本條第三項ノ附隨工業ノ種類ハ耕作物ノ加工製造ニ限ル。

第六條　合辦農業及附隨工業ノ資本及事情ハ雙方同等ニシテ合辦ノ名義ニ合スヘシ。

第七條　合辦農業及附隨工業ハ若シ支那人ノ土地ヲ以テ合辦ノ資本トナスモノハ土地ノ評價額ヲ資本ト爲スヘシ。

第八條　合辦公司或ハ團體ノ發行セシ株劵ニシテ支那人ノ認定セシ所ノ分總株數ノ二分ノ一ハ支那人ニ限リ其權利ヲ移轉スルヲ得。

第九條　土地ノ評價ヲ資本トナスモノハ其土地上ノ賦稅及地方稅ハ合辦公司或ハ團體ヨリ納付スヘシ。

第十條　合辦ノ公司或ハ團體カ解散或ハ破產ノ場合ハ其土地ハ支那人民ノ所有トシ或ハ買收スルモノトス。

第十一條　合辦公司或ハ團體ノ使用スル農夫職工ハ第一ニ多數ノ支那人ヲ雇用スヘシ。

第十二條　合辦事業稟請ノ地點ニ現ニ各種危險ノ發生アリト政府カ認メタル時ハ其許可ヲ停止スヘシ、

第十三條　合辦公司或ハ團體カ公司條例及其他法令ニ違背セハ罰例ニ依テ處罰スル外其本規則ノ規定ニ違反セルモノニ對シテハ政府ハ其許可ヲ取消スヘシ。

第十四條　合辦公司或ハ團體カ若シ辦法ヲ變更セントスルトキハ地方官憲ヲ經テ政府ノ認可ヲ受クヘシ。

ロ支合辦東部內蒙古農業及附隨工業須知

第一條　合辦農業及附隨工業ハ東部內蒙古ノ既ニ設治セシ地方ニ限ルモノトス。

第二條　農業トハ普通ノ耕作ヲ指シ林業漁業ヲ含マス。

第三條　附隨工業トハ耕作物ノ加工製造ヲ指スモノトス。

第五條　合辦農業及附隨工業ノ條約中ニ兩國人ノ合辦ニ出ツルモノタルコトヲ訂明スルニ因リ地方官若クハ代表人ヲ召喚詢問シ强迫或ハ欺騙ノ事情アルモノハ受理セサル可シ。

第六條　合辦ノ公司或ハ團體ハ公司條例、公司條例施行細則及公司登錄規則ニ依テ登錄ヲ禀請シテ政府許可ノ證據ト爲スヘシ。

第七條　合辦規則第三條ニ定ムル所ノ所管地官署トハ政府カ設置セシ行政官署ヲ指スモノトス。

第八條　支那人民ハ日本臣民ト締結ノ合辦契約中ニ左記ノ各項ヲ載スヘシ。

一、合辦ノ雙方當事人ノ姓名、年齡、族籍、職業住所。

二、合辦公司或ハ團體ノ種類名稱。

三、合辦事業ノ種類。

四、資本金若干各二分ノ一ヲ出ス。

五、支那人ノ土地ヲ以テ資本ニ充ツルモノハ共同評價シテ資本ノ若干ヲ定ム。

六、合辦公司或ハ團體ノ事務ハ兩國人共同シテ執行ス其事務員ノ數ハ雙方ヨリ同數ヲ出スモノトス。

七、合辦公司或ハ團體カ使用スル農工職工ハ第一ニ多數ノ支那人ヲ雇用スヘシ。

第九條　合辦事業ニ因テ生スル利益或ハ損失ハ日支兩國人平等ニ負擔スルモノトス。

第十條　地方官署若シ兩國人合辦ノ禀請ヲ受クレハ先ツ契約及公司或ハ團體ノ章程等ヲ詳ニ

檢査セシ後上司ニ取次クヘシ。

第十一條　出願ノ合辦事業ハ政府ノ許可ヲ得サル以前ハ其著手ヲ禁止スヘシ。

第九章　支那諸外國間に於ける一般通商條約の解釋

第一款　支那に於ける外國人の地位

現代多くの文明國は外國人の私權享有に關して平等主義を採用し一八八〇年オックスフォードの國際法協會に於ては平等主義の原則を國際私法の八大原則の劈頭に掲けて曰く外國人は何れの國家又は宗敎に屬するを問はす現行法律により特に設けたる例外を除き内國人と同樣の私權を享有すと。我民法第二條に於て外國人は法例又は條約に禁止ある場合を除く外私權を享有すと規定せるは此原則に則り内外人平等主義を闡明したるものなり。

支那に於ては外國人の地位如何に關して二三の場合に就き國内現行法に規定するものなきにあらさるも、私權の享有に關し我民法第二條の如き原則的規定を掲けたる法令なし。然らは支那は外國人の地位に關して如何なる主義を採用し如何なる成文法上の根據に基きて其主義を實行せんとするものなるか。

支那は外國人の待遇に關しては條約を以て唯一の根據となし條約に認むる以外の權利は全然之を拒むを以て其主義と爲す抑々條約なるものは夫れ自身に於て外國人に權利を享有せしむる事を得す之に基きて國内法の制定を見其國内法に據りて初めて現實に外國人は權利を享有し得へきものなり卽ち條約の規定は外國人の權利保護の保證にして國家は其權利を與ふへき國際法上の義務を負擔するに過きす然るに

支那に於ては法律思想未た充分に發達せす條約により國内法を制定し之に基きて外人の權利を認むるは甚た罕にして單に條約其物を唯一の根據として外人の權利を定め而も條約に認むる以外の權利は悉く之を拒み去らんとするものにして平和主義によらさるは勿論相互主義たるにも至らす專ら排外主義を固守するものと謂ふへし之れ支那か大いに近世文明に後れ諸外國は支那か無能なるに乘し之れに對して大いなる利權の獲得を要求し而も一方に於ては領事裁判權等を行使し來りたる等の事實は支那をして斯くの如く排外的ならしめたりと云ふ歷史的事實に基くものにして單に支那の現狀のみを以て之を攻むるを得す其罪は寧ろ諸外國にありと云ふへく適當せり。

華盛頓會議に於て支那は大いに國際的位置の向上を見支那をして列國に伍せしめ領事裁判權をも撤回せん事を約するに至れり列强は支那を扶持誘掖すると同時に支那自身たるもの大いに其排外的精神を去り内法制を完備し法治國の實を備へんことを希望して止まさるなり。

扨て支那は上述の如く外國人の地位を定むるに條約其物により之に基きて國内法を制定することと罕なるか故に實地問題の起る都度漠然たる條約文に據り約款する事となり而も其解釋は不當に排外的にして何等かの理由を附して外人の權利を拒まんとするに至るは支那對諸外國の條約の性質より觀察するも當然の勢なりと云はさるへからす其結果として諸外國よりすれは支那と條約を締結するに際しては單に其大綱を定むるを以て足れりとせす其內容其實行方法に涉りて洩す處なく詳細に規定せさる可からさることとなり若し然らされは條約は單に名

のみにして實行し得へからさるものとなるなり況んや支那か自發的に出てたるものにあらすして外國と交渉の結果詮方なく許與せる利權等に關するものに於てをや。

我國と大正四年締結の滿蒙に於ける土地商租、或は東部内蒙古に於ける合辦農業等に關する條約は嚴として存在するも實際に於て土地を商租し合辦農工業を興す事は殆んと不可能の狀態にあり條約締結後玆に年あり而も何等之によりて益する事なきは如きは單に大綱のみを示せる條約か實施に當りて殆んと空文に等しき好適例ならすんはあらす。

試に前述大正四年日支交渉中南滿洲及東部内蒙古に於ける條約に於て土地商租竝に合辦農業に關し我國人の利權を規定する條文は實に左の如し。

第二條　日本臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商業上ノ建物ヲ建設スル爲メ又ハ農業ヲ經營スル爲必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得。

第四條　日本臣民カ東部内蒙古ニ於テ支那國民ト合辦ニ依リ農業及附隨工業ノ經營ヲ爲サントスルトキハ支那國政府ハ之ヲ承認スヘシ。

之等規定の如きは日本人の土地商租權竝に合辦農業及附隨工業權を認めたるものなるも眞に其大要を概記するに過きすして之に關する細則實行方法等に關して未た協定せらるゝ處なきか故に實際問題に當りては事每に紛糾を生し。彼我の解釋を異にし結局一事件每に領事、公使等の手を煩はすか如き結果を生す、前述條約に對する非難多く或は之を改正すへしとか施行細則を定むへしとかの論ある所以なり。

右の外日支間の通商に關する根本條約たる通商航海條例にありても又然り同條約は日本人の居住、營業、旅行、不動產に關し日本人の權利を認めたるものなるも其大綱を擧くるに過きて箇々の問題起る每に交涉紛糾し多數の特殊條約又は特殊協約を締結するの止むを得さる所以なり斯の如き面白からさる結果は結局する處屢々前述する如く支那か排外主義を原則とし條約に於て賦與する權利の外は一切之を外國人に許さすとするに起因するものにして內外人平等主義を採ること我國其他の歐洲諸國の如くんは其の特に禁する權利は箇々の場合に付特別法にて明示するを以て足るか故に斯る面倒なる交涉問題を生することなし。

支那か排外主義を採れる事は其因つて來る所あり必すしも支那のみを攻むへきにあらされと今や支那の地位は向上し國際間總ての點に於て對當の位置に置かれんとする情勢にあり、早晩舊主義を捨てゝ列國に共通なる平等主義を採用すへきものなりと信す。

上述の理由に依り支那に於て外國人か如何なる位置に立ち如何なる權利を有するかは皆條約協約其他國內法に就て一一研究せさる可からさることに屬し到底玆に列擧することを得す現今平等主義の國家か外國人に禁止又は制限せる利權の主なるものは

(一)土地所有權の制限
(二)船舶所有權の制限。
(三)漁業權の制限。
(四)鑛業權の制限。

等なるか支那に於ても此等の權利に關しては多く外國人に之を拒絶若くは制限を爲す（外國人の株主又は社員たることを得さる會社參照）

（五）訴訟上の保證の義務

第二款　外國人は支那會社の株主又は社員たることを得るや（交渉資料第四編一六七頁以下參照）

利權の享有に付ては内外人平等主義を以て現代國際私法上の原則と爲せる事は曩に論述せる處の如し從つて會社に關しても法令又は條約に於て禁止し又は制限せる場合を除く外外國人は內國會社を組織し又は內國會社の株主若くは社員たり得る事を得るを通例とす。

然るに支那は諸外國と趣を異にし利權の享有に付て平等主義を採らさるのみならす內地雜居の制を認めす單に商埠地內に於ける外國人の居住營業移轉不動產に關する權利等を條約に於て漠然と認むるに過きす故に勢、外國人か之等商埠地外の支那內地に支那法に從つて會社を組織し得るか或は支那會社の株主たり得るか等に關しては疑問なき能はす。

一　一九〇二年英清條約。

一九〇二年以前に於ては條約、國內法共に何等本問題に關するものなく從つて支那人は外國人の企業に對し投資するを得さると共に外國人も亦支那人の企業に對し投資すること能はさりき。

然るに一九〇二年九月五日附英清條約第四條は初めて英國人に支那人會社に投資するの權利を認めたり卽ち左の如し。

第四條　從來外國人ノ事業及ヒ會社ニ對スル清國臣民ノ投資權ニ關シ諸種ノ疑問發生シタルニ拘ラス此等ニ對シテ投資シタル淸國資本額尠ナカラサルハ見易キ事實ナルヲ以テ更ニ淸國ハ其何種タルヲ問ハス英國ノ合本會社ノ株式所有者ト爲リ若クハ所有者タラントスル淸國臣民ハ英國裁判所ノ解釋スル如ク其株式所有者タルノ行爲ニ依リ其會社ノ設立認可條項又ハ覺書及定款竝ニ諸規則ヲ承認セルモノト看做シ且ツ爭訟ノ生スルニ當リ清國株式所有者ノ義務同一會社ニ於ケル英國株式所有者ノ義務ト異リ若ハ過大ナラサルニ於テハ淸國法衙ハ淸國株式所有者ヲシテ之ニ服從スヘキコトヲ强制スヘキコトニ同意ス。

英國政府ハ均シク淸國會社ニ資本ヲ投スル英國臣民ハ同一會社ニ於ケル淸國株式所有者ト同一義務ノ下ニ在ルヘキ事ニ同意ス。

本條ノ規定ハ既ニ法衙ノ審理ヲ經及棄却セラレタル訴訟ニハ適用セサルモノトス。

卽ち本條に於ては既に成立せる英國人の會社に對し淸國人か株式所有者たる場合と既に成立せる清國會社に對して英國人か株式所有者たる場合とに付右株式所有者の義務竝に當事國家の義務とを定めたるものなるか其詳細の說明は玆に省略すへく要するに左の點は本條にて特に注意すへき點なり。

英國人は支那會社の株主たることを得へく條約文面にては其支那會社の所在地に關し制限

なきを以て開港場内にあると支那内地に在るとを問はす何れの會社にても其株主たることを得との解釋を採り得。

二　一九〇三年日清條約、竝に米支條約。

翌一九〇三年に於て締結せられたる米支及日支間の條約は此英清條約に遵據せるものにして同年十月八日附の日清條約第四條に日支合辦事業を認容し組合、又は會社に於ける内外の出資者若くは株主の權利義務を平等の立場に置けり。

第四條　清國臣民ニシテ日本臣民ト共同シテ正當ナル目的ヲ以テ組合又ハ會社ヲ組織スル場合ニハ契約又ハ覺書竝定款及右ニ基キ作リタル細則ニ據リ右組合及會社ノ各員ト共ニ公平ニ損益ヲ別ツモノトス又右清國臣民ハ自ラ承認シ且ツ日本國裁判所ノ解釋ニ從フヘキ該契約又ハ覺書竝定款及右ニ基キ作リタル細則ニ定メタル義務ヲ履行スヘキ者トスヘシ清國臣民ニシテ斯ク定メタル處ノ義務ヲ履行セサルカ爲メ訴訟ヲ提起セラレタルトキハ清國裁判所ハ直チニ右義務ノ履行ヲ强制スヘシ。

日本國臣民ニシテ清國臣民ト共同シテ組合又ハ會社ヲ組織スル場合ニハ契約又ハ覺書竝定款若ハ之ニ基キ作リタル細則ニ據リ公平ニ損益ヲ分ツヘシ若シ日本國臣民カ契約又ハ覺書竝定款若クハ之ニ基キ作リタル細則ニ定メタル處ノ義務ヲ履行セサルトキハ日本國裁判所モ又右同樣直チニ義務ノ履行ヲ强制スルコト勿論タルヘシ。

本條に於ても前揭英清條約と同樣合辦會社の設立若くは兩國人か他の一方の會社の株式取

得に對して何等土地的制限を置かさりしは後に至りて論議を生したる處にして注意に値す。

三 一九〇四年中國公司律。

翌一九〇四年一月の勅令により裁可公布せられたる公司律中外國人の權利に關して規定せる條文二箇條あり左の如し。

第三十五條 附股人ハ華商洋商ヲ論セス一タヒ株式ヲ引受ケタルトキハ應サニ即チ該公司所定ノ規條章程ヲ遵守スヘシ。

第五十七條 中國人公司ヲ設立シ外國人株式ヲ引受クルモノアルトキハ即チ允許ヲ爲シ中國商律及公司條例ヲ遵守セシム。

右第三十五條に依れは外國人の株主たることを得へき支那會社の所在地に關し制限なきは前掲英清、日支兩條約と同し故に外國人は會社か開港場の内外何れにあるを問はす外國人は均しく其株主たることを得へきものゝ如し。

扨て上に擧け來りたる支那と英國及日本間の條約竝に公司律を通觀するに一貫して外國人か株式を取得し得へき支那會社を開港場内にあるものに限るの規定なし然らは支那は外國人に開港場以外の何れの地にある會社の株式の取得をも承認したりと見る可きか。

這般の消息に關しては其後一九〇四年兩江總督と北京農工商部間に起りたる論爭に於て大體支那官憲の意嚮を窺ふ事を得。

總督の意見に曰く近來外國人にして内國人と共同し清國内地に在りて營業することを得る

ものは單に鐵道鑛山の兩項に止まり製造事業の利益に至りては久しく外國人の垂涎して未た得さる所にして卽ち內地產業保護上の要務たり前年英國と條約改訂の際英國委員サー、ゼームス、エル、マッケー氏は支那の何れの地に於ても製造會社を設立することを得るの自由を英國商人に與へよと主張し久しく此主張を維持せしか前總督劉等頑强に之を拒絕したるに依り初めて英淸協約第八條第九款に「外國人か機械を使用し製造事業を營むは單に條約港に止まることを明記したり然るに此明文あるに拘らす外國人は猶ほ內國人を籠絡して妄りに內地にありて工場を設け或は資本を融通して其事業を侵蝕せんと企つるものあり今商法第五十七條を按するに該條は原と英淸條約第四條に依り株劵購買に關する規定を設けたるものなるも英淸條約第九條內には外國人機械力を使用する製造事業は單に開港地に止まることの明文あるを以て前後對照すれは外國人は內國人か內地に設立したる會社に對し投資することを得さるは自然明瞭なりと雖も商法五十七條に於ては單に投資に關することのみを規定せるを以て深く將來の爲めに慮れは或は外國人にして法文を曲解して內國人と結託し又各省官場に於ても當初充分の硏究を爲さすして一たひ惡例を開かは遂に防遏する能はさる可きにより此に商法公布に際し誤解を防くか爲め商部に於て該條約を按し重ねて商法第五十七條の意義を說明して各省一般に通告を希望す云々」と。

之に對して農工商部は全く反對の意見を抱きたり曰く當部に於て取調ふるに會社法第五十七條中に於て一には淸國人か會社を設立するに際し外國人か之を籠絡して妄りに內地に製造

所を設けんことを圖り貸付金を口實とする等の弊あらは各地方官は詳細に事實を取調へて上申し決して曖昧に付するを許すへからさること二には外國人の株主たるものあれは英清條約第四條の意義に合すると否とを論せす各條約を參照するに內外人設立の會社か外國人の持株を許さすとの特定の條項なきか故に會社法に於ては豫め此點を考察して規定を設け置くの必要あり三には會社法第五十七條は卽ち允許を爲し清國の商法及會社法を遵守せしむと定めて外國人の持株を禁遏する能はすと雖も其間に處して主權を挽回するの方法を設けある立法の精神は自ら顯然たる次第にして本部は實に此點に深く注意したる所以なり抑も現今法律の制定を爲すに當り何れも愼重審査を加へさるなく鐵道鑛山の章程の如きも共に內外人の合資經營に關しては外資は內資の額を超過することを得さること竝土地を抵當として外資を借入るゝことを能はさること等の各條を設けたるは蓋し深く投資の結果より營業權竝に土地所有權に影響を及ほさんことを慮り特に制限を明示したるものにして英清條約第八條第九款に於ける機械製造業の一項の如きは暗に口岸(條約港)の二字を以て內地に對比せしめたるなり當時談判の際固より明に內地に於て製造業を起すを得すと記載し難かりし事情あるを以て現今法律を制定するに當り內地の會社には外國人の持株を許さすと明言するを憚かる次第なり況んや該款下文は製造稅に關する規定を主とするものにして會社法第五十七條は內國人の會社は力めて其營業上の主權を保持すへきことを規定したるものなるを以て英清條約に載する所とは全く關係なく又之を對照せは其抵觸せさることも明瞭すへしと雖も法文の含蓄を廣くするを要

すると體例の關係とに依り條約文の如く範圍を限定するを得さるを以て今後若し外國人にして內地に製造業を起さんとする如きものあらは凡て條約の明文に依遵せしめ內國人の會社にして外資を附帶するものあらは會社法を適用せは外國人も決して該法文を曲解して內地に製造事業を起すの根據となさゝる可しと信す是れ偏に各省將軍督撫の權變操縱の手腕に待つ所なるを以て十分條約及法文の精神を玩味せられなは庶幾くは能く主權を保持するを得へしと思料す尙貴官より普く論達し弊害を豫防することを希望す。

右商部の通牒又は辭令紆餘曲折の妙を極むるも要するに外國人か工場を設けて製造に從事するは開港場內に限るも支那會社の株主たることは其會社の開港場の內外何れたるを問はす差支なしとの結論に歸するものゝ如し。

前掲二說を比較硏究するに南京總督か商法第五十七條は外人の株劵購買に關する規定を設けたるも英淸條約第九條內には外國人は機械力を使用する製造事業は單に開港場內に止まるとの明文あるを以て前後對照すれは外國人は支那內地に設立せられたる會社に投資することを得さるは明なりと論するも論理一貫せす機械力による製造事業を開港場內に止めたりと云ふ前提の下に斯る結論を爲すは甚たしく不當なる擴張たるを免れす英淸條約第九條と內地の會社の株式取得の問題とは何等論理的連繫あることなく本問題の解決には商法第五十九條に依らさる可からす卽ち機械力に依らさる製造事業其他製造事業以外を目的とする營業にありては其何れの地にあるを問はす外人之れか株式を取得し得と論せさるを得さることとなり商

部の通牒を以て正當とせさる可からす。

然るに其後再ひ兩江總督より商部に反對意見を提出し「外國人の設廠製造權を開港場に限る上は其支那會社の株主たる權利も亦開港場内にある支那會社に局限せさる可らす。英清條約第八款に旣に洋商の設廠を(工場を設くること)通商場に限ると爲す以上附股(株式引受)を認許する場合も亦華商か通商場に開設したる工廠に限る可き理なり是れ附股と設廠と同一條約内に載せたる點より前後參觀せは其義自ら明なるへし日本新約に至りては本と英約に基き設けたるものにして單に洋商の附股を許すのみならす且つ又合股經營合辦公司をも許せり其所謂合股經營合辦會社とは卽ち合設公司及ひ各項貿易を云ふものにして廠を設け行を開くとに關ることなし何そ附股を以て比較するを得んや且つ當日立約の命意を按するに日約(追加日清通商航海條約)第一款に己に一切は悉く各國中國間に商定せる辦法に依り毫も岐異ある所なしと明載せるを以て見れは其の權利商務も亦各國と比へて軒輊あるへき理なし、日約旣に英約に基き其の辦法權利又各國と差異なく而して英約己に洋商の設廠を通商上のみに限ると載明せる以上は則ち附股と合辦公司とも亦必す通商上のみに限らさるへからさるは約文の意義より推して確證するに難からさるなり」と要するに其論點は左の二つとなすことを得。

一、洋商か工場を設置することを開港場に限るとし同一條約に於て株式取得の問題を規定せるか故に其株式取得云云は華商か開港場内に設置せる同種の工場の株式に關して規定せるものに外ならすと云ふに至りては附會も甚だしく吾人は之に對して深く駁論するの必要を見

さるなり。

二、日清通商航海條約は英清條約に準據す而して英清條約よりも一歩進みて株式の取得のみならす組合及ひ合辦會社の設立をも認む若し英清條約に於ける株式の引受か開港場以外の支那內地の會社の株式をも意味するものとせは追加日清條約に於て日本は支那內地に合辦の組合又は會社を組織し得る事となる。斯の如き事のある可き筈なく該合辦組合又は會社の設置も共に開港場內に限ると之れ附股と合辦との差異は餘りに重大視したる論にして英清條約に於て附股を許し日清條約にて合辦を許すとするも敢て條約の同一立脚點にあることを亂す程度のものにあらす。

論者の說に從ふも開港場內に於て英清條約に於ては株式取得のみを許し日清條約に於て合辦を許したるは不都合なりとの結論を免れさるへし。

之に對し商部は洋商の設廠を通商場に限りてのみ許すものとせは則ち商律載する所の洋商附股も亦必す通商場のみに限る可く之れ華商を保護し轇轕を豫防する爲に外ならさるものとすと云ひて總督の意見に賛成せり。

結　論。

以上掲け來りたる處によりて概略商部と南京總督との論爭の如何を知り得へし南京總督の論する處に多少の理由なきにあらさるも大體に於て附會の說たるを免れす商法、竝に條約の文面よりすれは外國人は支那內地に於ける會社の株式を取得し支那人と共同して支那會社を設

立し得と論せさるを得す、然れ共玆に一考すへきは一般條約に於て外國人の居住營業權は之を開港場內に局限せるに拘らす合辦の組合若くは會社の形式を採る場合に於て再開港場以外に於て營業を爲し得とするは矛盾せすやの問題なり。

組合は法人にあらす故に之を組織する各人の行爲を離れて組合の行爲なるものなし故に組合を組織する外人の行爲は外人の行爲自體となり、外人の營業權を開港場內に限る原則に反することゝなる。

會社は法人なり故に縱令外國人か其法人の一員たるも法人の行爲は外國人の行爲にあらす從つて其會社か支那內地にあるも居留地主義の原則に反することなしと論するを得るか如し然れ共之れ法律的見地のみよりしたる論にして經濟的意義に於ては會社の株主は企業を營むものに外ならす從つて其會社か居留地外に存在する場合には其株主たる外人は居留地外にありて營業に從事しつゝあるものとなり居留地主義の原則に反すと論するも敢て不當にあらす。

此論を推せは、外人か支那內地の組合又は會社の株主たり得と論せんか爲めには支那は其居留地主義の原則に對して外人の爲めに特に此例外を許せりとの根據なくんは能はす此根據は何處に之を求むへきか。

前揭せる商部よりの回答に云へる如く淸國か公司律を制定するに當り內地の會社には外國人の特權を許さすと規定し難き事情あり結局表面に於ては之を許す事とするも斯る會社の許否權を留保し之によりて外人株の侵入を制御せんとするものなり。公司律第三十七條は卽ち此

目的によりて規定せられたるものにして條文中に「卽ち允許を爲し」と云ひ「中國商律及ひ公司條例を遵守せしむと」云へるは外國人か株主たらんとする時は政府は其許否の權を有し既に許可を得て株主たる場合は商律及公司條例を格守せしめて專橫の行爲あるを得すとの意を示せるものにして之に依て假令外國人か支那內地の會社に株主たらんとすることあるも官廳の處分を以て適宜に其の節抑を計り外國人をして支那內地に跳梁跋扈せしめさる用意に出てたるものなり然らは外人より論すれは外人は支那法に從つて支那內地の株主たることを得る資格を附與せられたるものと解釋するを當然とし條約其他の法令に矛盾することなし故に支那は居留地主義に對する一つの例外を設けたるものと斷定すへきなり然るに支那官憲か英清改定條約第八條中に「開港地に於て外國人により製造せらるゝ」云々の語あるを論據として之を不當に擴張し消極說を取るは不法なり。

四　一九一四年の現行公司條例。

新公司條例を案するに外國人か支那會社の社員たり又は株主たることを得へきやに付外國人と支那人とを區別したる條文一も之有るなし、但し公司條例施行細則第十二條に法令の規定に依り祇た中華民國人民を以て之を組織することを許す股份有限公司及中華民國人民を以て組織するを條件とし特別の權利を享有する股份有限公司は無記名股票を發行するを得す。

とあり此の規定の意を敷衍すれは左の如し。

支那株式會社(股份有限公司)は外國人のみを以て又は外國人と支那人と共同して之を組織する事を得へし唯法令は唯支那人のみを以て組織することを許し又は支那人のみを以て組織せることを條例として特權を與ふることあり此の會社にありては無記名式株券を發行することを許さす。

即ち外國人は支那株式會社を設立し又は其株主たることを得るものと解せさる可からす然らされは施行細則第十三條の規定は無意義なるを以てなり、而して公司條例は總ての會社に付外國人關係を規定せす故に株式會社にして外國人之に關係することを得るものとすれは他の會社も又同樣なりと云ふを當然とす即ち無限公司兩合公司股份兩合公司等にありても外國人のみを以て之を組織することを得へく又は支那人と共同して組織することを得るものと云はさる可からす。

而して外人關係會社の設立を開港場内に限るか否かの問題は新公司條例のみに依りて決することを得さるも前掲する所によりて積極的に解釋すへきものなり、論者あり新公司條例は總て公司を法人となすか故に此理由を以て積極說の根據と爲すも余は異る理由の下に積極說に左袒せんとするは前述の如し(交涉資料第四編一六七頁以下參照)

本問題に關する諸學者の意見を見るに多くは皆積極的解釋を採り前掲一九〇六年農工商部の第一次回答を以て不當なる解釋なりと爲すか如し。

(顧維均氏
Status of Aliens in China, 1912, p.286–288,)

黐つて現下の實際狀態を觀察するに支那の重要なる地點は今日殆んと全部開港地にして外國人か株式を取得し得る會社の開港場に限らるゝこともさしたる痛痒を感せさるへく又支那か縱令積極說を採るとするも實際に於て誠意なくんは種々の理由を附して外人を制禦すへく事實上に於ても支那官憲との特別交涉に依りたるもの以外に支那內地には合辦會社を見ること少なし。

(Willonghby's Foreign Rights and Interests in China 1920,p.186)

第三款　外國人の株主又は社員たることを得さる會社

特別法に據れは外國人の株主又は社員たることを得さる會社あり卽ち左の如し。

第一、外國人は官有地を拂下け開墾を目的とする會社の社員又は株主たることを得す。

國有荒地承墾條例（明國三年三月四日發令第三一號）に左の規定あり。

第三條　凡ソ國有荒地ヲ承領シ開墾セントスルモノハ其個人タルト法人タルトニ論ナク均シク認メテ承墾權者ト爲ス。

第四條　前條ノ個人又ハ法人ノ團體員ハ中華民國ニ國籍ヲ有スル者ニ非レハ承墾權ヲ享有スルヲ得ス。

支那新會社法ニ據ル會社ハ皆法人ナルカ故ニ外國人ヲ社員又ハ株主トスル會社、官有地ヲ拂下ケ開墾ヲナス事ヲ得サルモノトス。

第二、外國人は政府の保護を受くる會社の社員又は株主たる事を得す民國三年十一月十三日發令第五十一號公司保息條例(布告第十五)卽ち會社保護法によれは政府は綿織業、毛織業、製鐵業、製絲業、製茶業、製糖業の六種事業に對して保護を與ふるものにして該條例第四條に左の如く規定せり。

三凡そ本條例に依據して保息を呈請するを得るものは本國人民を以て本國法律に依り新に成立するの公司を以て限となす。

卽ち外國人は保護會社の株主又は社員たることを得さるものとす但し本條の規定は上記の各業を營む會社か外國人を社員又は株主と爲すことを得すと云ふにあらすして外國人か社員又は株主たるときは政府の保護を呈請するを得すと云ふにあるを以て保護を受けさる會社なるときは外國人の加入することを妨けさるものとす又此種の會社にして現に政府の保護を受けつゝあるものなるときは外國人か之に加入することを得さるものと爲すへし。

第三、外國人は左の銀行の株主たることを得す。

一、中國銀行則例(民國二年四月十五日公布)第五條に曰く

中國銀行の股票は概ね記名式を用ひ中華民國人を除く外買賣轉讓の權利なし。

二、交通銀行則例(民國三年四月七日發令第四十七號)第五條に曰く

交通銀行股票は概ね記名式を用ひ其賣買轉讓權は別に章程を以て之を定む但し中華民國人を以て限となす。

第四、外國人は政府の保護を受くる公海漁業會社の社員又は株主たることを得す。公海漁業奬勵條例（民國三年四月二十八日發令第五十五號）第一條に曰く

凡そ本國人民公司或は個人名義を以て漁船を購置し公海漁船檢査規則に依り檢査合格して註册せるものは本條例により奬勵金を給與するを得。

以上の外猶ほ各法令に就き精査するときは外國人の株主又は社員たることを得さる會社ある可きも今一一玆に擧けす。

參照。現行法令上日本か外國人に對して其享有を禁止せる利權の主なるものは財産權としては

一、土地所有權（從來絕體に其享有を禁止せるも明治六年布告第八號地所質入書入規則其他明治四十三年法律第五十一號の實施を見るに至らは勅令を以て指定せられたる國に屬する外國人は土地所有權を有するに至るへし）

二、日本銀行、橫濱正金銀行、農工銀行、東洋拓殖銀行、南滿洲鐵道株式會社（支那人は例外）の株主權

三、日本船舶の所有權。

四、鑛業權、砂鑛採取權、等なり、

第四款　訴訟問題の裁決

一、外國人のみに關する事件

同一國籍を有する外國人間に發生する訴訟に就ては財産又は人格上の權利に關する總ての問題は自國官憲により支配せらる（一八五八年英清條約第十五條、一八五八年米清約第三十七條、一九〇八年瑞清條約第十條）若し國籍を異にする國民間に起りたる場合に於ては支那より干渉を受くることなく各國間の條約に依り處置せられ清國官吏は之に容喙することを得す（一八五八年英清號約第二十七條、一八六三年丁抹條約第十五條、一九〇八年瑞清條約第十條）

二、支那人外國人間混合事件

元來支那に於て支那人對外國人間に起りたる訴訟事件に於ては多少の例外を除き刑事たると民事たるとを問はす被告主義行はる即ち支那に於ける支那人外國人關係に於ては被告所屬國の官憲之を聽き且つ判決し原告所屬國の官憲は其法廷に陪席監視し證據を反覆審査し若し與へられたる判決に不滿足なるときは之を評論抗議する事を得るなり而して裁判に適用する法律は事件を審判する官憲所屬國の法律たる可きは論を俟たす陪席せる官憲は其地位に相當せる禮を以て遇せらる可く該官憲の希望によりては證據の提出審査及訊問を爲すの權利を有するものとす合辦會社を組織する支那の社員若くは株主と該會社若くは外國の社員若くは株主と該會社との間に起りたる訴訟に關しても同樣の原則により判決せらる可きものとす而して其訴訟に於ける判決命令等の履行に關しては一九〇二年英清通商條約第四條に於ては英國の合本會社の株式所有者となり若くは所有者たらんとする清國臣民は英國裁判所の解釋する如く其株式所有者たるの行爲に依り其會社の設立認可條項又は覺書及定款並法規則を承認せ

第四、外國人は政府の保護を受くる公海漁業會社の社員又は株主たることを得す。

公海漁業奬勵條例（民國三年四月二十八日發令第五十五號）第一條に曰く

凡そ本國人民公司或は個人名義を以て漁船を購置し公海漁船檢査規則に依り檢査合格して註册せるものは本條例により奬勵金を給與するを得。

以上の外猶ほ各法令に就き精査するときは外國人の株主又は社員たることを得さる會社ある可きも今一一玆に擧けす。

參照。現行法令上日本か外國人に對して其享有を禁止せる利權の主なるものは財産權としては

一、土地所有權（從來絕體に其享有を禁止せるも明治六年布告第八號地所質入書入規則其他明治四十三年法律第五十一號の實施を見るに至らは勅令を以て指定せられたる國に屬する外國人は土地所有權を有するに至るへし）

二、日本銀行、橫濱正金銀行、農工銀行、東洋拓殖銀行、南滿洲鐵道株式會社（支那人は例外）の株主權

三、日本船舶の所有權。

四、鑛業權、砂鑛採取權、等なり、

第四款　訴訟問題の裁決

一、外國人のみに關する事件

同一國籍を有する外國人間に發生する訴訟に就ては財産又は人格上の權利に關する總ての問題は自國官憲により支配せらる（一八五八年英清條約第十五條、一八五八年米清約第三十七條、一九〇八年瑞清條約第十條）若し國籍を異にする國民間に起りたる場合に於ては支那より干渉を受くることなく各國間の條約に依り處置せられ清國官吏は之に容喙することを得す（一八五八年英清號約第二十七條、一八六三年丁抹條約第十五條、一九〇八年瑞清條約第十條）

二、支那人外國人間混合事件

元來支那に於て支那人對外國人間に起りたる訴訟事件に於ては多少の例外を除き刑事たると民事たるとを問はす被告主義行はる卽ち支那に於ける支那人外國人關係に於ては被告所屬國の官憲之を聽き且つ判決し原告所屬國の官憲は其法廷に陪席監視し、證據を反覆審査し、若し與へられたる判決に不滿足なるときは之を評論抗議する事を得るなり而して裁判に適用する法律は事件を審判する官憲所屬國の法律たる可きは論を俟たす陪席せる官憲は其地位に相當せる禮を以て過せらる可く該官憲の希望によりては證據の提出審査及訊問を爲すの權利を有するものとす合辦會社を組織する支那の社員若くは株主と該會社若くは外國の社員若くは株主と該會社との間に起りたる訴訟に關しても同樣の原則により判決せらる可きものとす而して其訴訟に於ける判決命令等の履行に關しては一九〇二年英清通商條約第四條に於ては英國の合本會社の株式所有者となり若くは所有者たらんとする清國臣民は英國裁判所の解釋する如く其株式所有者たるの行爲に依り其會社の設立認可條項又は覺書及定款竝法規則を承認せ

るものと見做し且つ訴訟の生するに當り清國株式所有者の義務同一會社に於ける英國株式所有者の義務と異り若は過大ならさるに於ては清國法衙は清國株式所有者をして之に服從すへきことを强制すへきことに同意す。

英國政府は均しく清國會社に資本を投する英國臣民は同一會社に於ける清國株式所有者と同一義務の下に在る可きことに同意す。

次て翌一八〇三年(明治三十六年)締結の追加日清通商航海條約第四條に於ても同様の規定を置き

右清國臣民は自ら承認し且つ日本國裁判所の解釋に從ふ可き該契約又は覺書並定款及右に基き作りたる細則に定めたる義務を履行すへきものとすへし清國臣民にして斯く定めたる處の義務を履行せさるか爲め訴訟を提起せられたるときは清國裁判所は直ちに右義務の履行を强制すへし。

若し日本國臣民か契約又は覺書竝定款若くは之に基き作りたる細則に基き作りたる處の義務を履行せさるときは日本國裁判所も又右同様直ちに義務の履行を强制すること勿論たるへし。

第十章　合辦會社の準據法たる諸會社法

第一款　支那會社法

支那に於ては民國三年一月十三日敎令第五十二號を以て現行公司條例二百五十一箇條を發布し次て商人通例、商人通例施行細則、公司條例施行細則、商業註册規則、公司註册規則、公司註册規則施行細則、商業註册施行細則の發布を見、此等の諸法規は民國三年九月一日より一齊に實施せらるゝことゝなれり。

此に依りて前淸光緒二十九年(明治三十六年)發布の大淸欽定商律及其附屬法令(公司律)は廢止せられたり。

一、公司の種類及性質

公司條例は我商法會社編の規定と略同一なるを以て特に詳說するの必要を見ず單に公司の種類及性質に關する條文を擧けて參照に供すへし公司の種類は左の四種とす。

一、無限公司。

二、兩合公司。

三、股份有限公司。

四、股份兩合公司。

一、無限公司、無限公司は我合名會社に相當す。

第九條　二人或ハ二人以上ノ者カ無限公司ヲ設立スルニハ共同シテ定款ヲ作リ之ニ署名簽押スルコトヲ要ス。

第三十五條　公司所有ノ財產ヲ以テ公司ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルトキハ各股東ハ連帶シテ其辦濟ノ責ニ任ス。

二、兩合公司。兩合公司ハ我合資會社ニ相當ス。

第八十條　兩合公司ハ無限責任股東ト有限責任股東トヲ以テ之ヲ組織ス。

有限責任股東ハ其出資ヲ限度トシテ公司ニ對シ責任ヲ負フ。

第八十一條　兩合公司ハ本章ノ規定ヲ除ク外無限責任股東ニ關シテハ前章（無限公司ニ關スルモノ）ノ規定ヲ準用ス。

三、股份有限公司、股份有限公司ハ我株式會社ニ相當ス。

第九十七條　股份有限公司ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス。

第百條　發起人カ股份總數ヲ引受ケタルトキハ公司ハ之ニ因リテ成立ス。

第百十九條　發起人カ股份ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ公司ハ創立總會ノ完結ノ時ヲ以テ成立ス。

第百二十六條　各股東（株主）ノ責任ハ其拂込額或ハ讓受ケタル股份ノ銀數ヲ限度トス。

四、股份兩合公司、股份兩合公司ハ我株式合資會社ニ相當ス。

第二百三十條　股份兩合公司ノ股東ハ無限責任ヲ負フ者少クモ一人アルコトヲ要ス、其他ノ股東ハ各引受ケタル股份ニ應シテ拂込ヲ爲スコトヲ要ス。

第二百三十一條　股份兩合公司ニハ左列ノ各項ニ付兩合公司ノ規定ヲ準用ス。

一、無限責任股東ト公司トノ關係。

二、無限責任股東ト第三者トノ關係。

三、無限責任股東ノ退股。

此他ノ事項ニハ本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外股份有限公司ニ關スル規定ヲ準用ス。

第二百三十一條　股份兩合公司ノ設立ニハ無限責任股東發起人ト爲リテ章程ヲ作リ之ニ左例ノ各項ヲ記載シテ署名簽押スルコトヲ要ス(以下略)

第二百三十八條　公司ハ創立總會終結ノ時ヲ以テ成立ス。

二、支那會社に特有なる官利に就て

從來支那人の會社を經營するや利益金あれは直ちに之を配當し毫も後日の計を爲すことなし否彼等は利益金無きも尙ほ配當を爲すものにして邦人の所謂蛸配當は支那に於ては寧ろ通態たり卽ち官利なる語の存する所以にして、官利は會社又は組合の出資者か事業の成績如何に拘らす其投下資本に對して受くる一定步合の配當を意味し官利を附するに非れは支那の株式募集は成功せさるなり。勿論官利の弊害は支那政府に於ても之を認め從來會社か定款中官利に

就て規定するを例としたるを新公司條例には之れか禁止の規定を置けり即ち第百八十三條にて法定積立金を强制し第百十四條に「公司は損失を塡補し且前條に照らして公積金を控除したる後に非されは股東に利益の配當を爲すことを得す」と規定せり第百八十六條に於て「公司の開業準備か設立註冊後二年以上にして始めて完成し得るときは官廳の許可を得て公司の章程を以て開業前に利息を股東に配當すへきことを定むることを得。前項に掲けたる利息の定率は年六釐(日本の六分)を超ゆることを得す」として所謂建設利益の配當を認めたるも其率は六分を限度とせり。

又商人通例第二十七條に公司は設立註冊の時及毎結賬期に財產目錄及貸借對照表を造具すへきことを强制し其財產の評價に就ては「前項の動產不動產及債權及其餘の財產は目錄を造具する時に於て現時の價格を附記す。時價にして原價より高きときは須らく其原價を記し價格不明なるものは卽ち其估計の價を記し其索取し能はさる財產は之を削除す」とし之に依りて幾分過高なる財產の評價を防き蛸配當に類する官利を間接に防止せんとせり。

以上掲くる諸法規は官利の配當を禁止するに充分なれ共支那に於ては諸法規の實施は諸外國の如く嚴格ならす官利は事實上猶ほ行はれ之を付するにあらされは株式募集に應するもの少なき有樣なりと云ふ。

三、合股組織に關して

上述するか如く支那には殆んと完成に近き會社法嚴として存すれ共之を運用して近世的大

資本集中の企業組織を爲すこと少なく現今に於ても合股と稱する我合名會社に類似し而も法人格を有せさる舊來の企業形態に依ること多く今日各都市城内に於ける大商店と稱するものは皆此合股組織なりと云ふも過言にあらす。支那の經濟事情を知らんとせは合股制度を度外視することを得さるか故に左に大體の說明を試みんとす。

合股は之を廣義に解する時は二人以上の出資を以て共同の事業を營む組織を總稱するものにして其中には公司條例に基く公司、外國人に基く會社をも含むものなるか普通に合股と稱せらるゝは舊來行ひ來りたる狹義のものを意味す而して此狹義のものゝ中に就ても田園、借地、牧畜、漁業、林業等を經營することを目的とする合股をも包含すれ共玆には最も重要なる商業を營むことを目的とする合股を說明す。

合股には種々の名稱ありて時に聯財、合夥、相含合最等とも稱す、此等の名稱は皆等しく狹義の合股を意味するものなり。

一、合股の沿革。

歐洲中世に行はれたる Commenda の起りし原因は卽ち支那に合股制度の行はれたると全く同樣なり、卽ち家長たるもの死亡し其財產及營業を數人の相續人間に分割せさる可からさる情態にある場合其數人の相續人か分割を不利なりとし協同して被相續人の商業を經續せる事實は應々合股の濫觴なり其後相續のみならす廣く親族朋友等をも之に加ふるの風習を生し以て今日の合股組織を現出するに至れるなり、

現行公司條例を制定するに際しては此合股に關する舊慣を明文に表し若し之を無限公司と爲して人格を賦與し且つ公司條例發布以前既に設立せられたる合股に關しても無限公司の規定を準用するの主義を採り公司條例施行細則第一條に於て「營利事業を目的として組織せる團體は法令に別の規定あるものを除く外公司條例を準用す」と規定すれ共從來の合股組織にして無限公司に改めて其登記を爲せるものは極めて少なく依然として慣習に依て律せらるゝのみならす公司條例發布以後に於ても續々合股の創設を見るなり。

二、合股の定義、舊來の合股に關しては法令に何等明文あるにあらす單に慣習に依りて律せらるゝに過きさるも其性質、内容等略一定して之か概括的説明を爲し得さるにあらす。

合股とは數人か出資を爲し共同の店號を以て商業を營む社團を云ふ。

イ、合股は社團なり。

合股には二人以上の股東あるを要し若し股東一人なれは股東は解散す。

ロ、合股は法人格を有せす、然れ共共同の店號を以て商業を營み或る意味に於ては獨立の存在なり。

ハ、合股は利益を得て之を各股東に分配す。

ニ、各股東は出資を爲すことを要す。

合股の各股東は總て出資を爲すことを要し出資の義務を負はさる股東あることなし、出資の目的物は主として金錢其他の財産なれ共勞務及信用の出資も之を認む。

即ち合股は我組合に近く合股財產か各股東の共有に屬し各股東は對外關係に於て直接に責任を負ふ之等は皆組合の本質なり、然れ共全然組合と同一なるにはあらす組合は全組合員間に債務關係を生するに止まり外部に對しては各組合員又は業務執行者によりて代表せらると雖も合股は店號を有し形式的に獨立の存在を有し又常に唯一の代表機關たる家長に依りて代表せらる其他細則に渉りては異る處ありと雖も斯の如きは本書目的の範圍外なり。

三、支那に於て合股の盛んに行はるゝ理由。

(イ)支那に於て近世的の會社組織よりも從來の合股制度を歡迎するの傾向を有すの原因は深く支那人の性格、經濟的進步の程度其他支那の國情等より來るものにして之れか研究は偶々以て支那人の會社企業に對する能力適不適等に關する批判となり興味ある問題なり。

支那人は元來個人主義的國民にして遠大なる抱負の爲めに現實の犧牲を忍ふことをせす。自己の利益の爲めにはよく奮鬪努力すと雖も多人數協同せる一つの大組織大經營の中に在りて其共同目的の爲めに盡瘁すと云ふ點は支那人の最も不得意とする所なり此性質は卽ち株式會社の如き各社員の自然人格と離れて獨立なる存在を有し努力の效果か直接に全部自己のみに歸著することなき企業組織中にありては勢其責任觀念を薄からしめ之れか經營に熱中することを能はさらしむ。

之に反して個人若くは其親族親友等數人間に於ける個人企業或は之に近きものにありては經營者は其企業の全責任を負はさる可からす其失敗は自己自身の資本のみならす自己の經濟

現行公司條例を制定するに際しては此合股に關する舊慣を明文に表し若し之を無限公司と爲して人格を賦與し且つ公司條例發布以前既に設立せられたる合股に關しても無限公司の規定を準用するの主義を採り公司條例施行細則第一條に於て「營利事業を目的として組織せる團體は法令に別の規定あるものを除く外公司條例を準用す」と規定すれ共從來の合股組織にして無限公司に改めて其登記を爲せるものは極めて少なく依然として慣習に依て律せらるゝのみならす公司條例發布以後に於ても續々合股の創設を見るなり。

二、合股の定義、舊來の合股に關しては法令に何等明文あるにあらす單に慣習に依りて律せらるゝに過きさるも其性質、内容等略一定して之か概括的説明を爲し得さるにあらす。

合股とは數人か出資を爲し共同の店號を以て商業を營む社團を云ふ。

イ、合股は社團なり。

合股には二人以上の股東あるを要し若し股東一人なれは股東は解散す。

ロ、合股は法人格を有せす、然れ共共同の店號を以て商業を營み或る意味に於ては獨立の存在なり。

ハ、合股は利益を得て之を各股東に分配す。

ニ、各股東は出資を爲すことを要す。

合股の各股東は總て出資を爲すことを要し出資の義務を負はさる股東あることなし、出資の目的物は主として金錢其他の財産なれ共勞務及信用の出資も之を認む。

即ち合股は我組合に近く合股財產か各股東の共有に屬し各股東は對外關係に於て直接に責任を負ふ之等は皆組合の本質なり、然れ共全然組合と同一なるにはあらす組合は全組合員間に債務關係を生するに止まり外部に對しては各組合員又は業務執行者によりて代表せらると雖も合股は店號を有し形式的に獨立の存在を有し又常に唯一の代表機關たる家長に依りて代表せらる其他細則に涉りては異る處ありと雖も斯の如きは本書目的の範圍外なり。

三、支那に於て合股の盛んに行はるゝ理由。

(イ)支那に於て近世的の會社組織よりも從來の合股制度を歡迎するの傾向を有すの原因は深く支那人の性格、經濟的進步の程度其他支那の國情等より來るものにして之れか研究は偶々以て支那人の會社企業に對する能力適不適等に關する批判となり興味ある問題なり。

支那人は元來個人主義的國民にして遠大なる抱負の爲めに現實の犧牲を忍ふことをせす。自己の利益の爲めにはよく奮闘努力すと雖も多人數協同せる一つの大組織大經營の中に在りて其共同目的の爲めに盡瘁すと云ふ點は支那人の最も不得意とする所なり此性質は即ち株式會社の如き各社員の自然人格と離れて獨立なる存在を有し努力の效果か直接に全部自己のみに歸著することなき企業組織中にありては勢其責任觀念を薄からしめ之れか經營に熱中すること能はさらしむ。

之に反して個人若くは其親族親友等數人間に於ける個人企業或は之に近きものにありては經營者は其企業の全責任を負はさる可からす其失敗は自己自身の資本のみならす自己の經濟

現行公司條例を制定するに際しては此合股に關する舊慣を明文に表し若し之を無限公司と爲して人格を賦與し且つ公司條例發布以前既に設立せられたる合股に關しても無限公司の規定を準用するの主義を採り公司條例施行細則第一條に於て「營利事業を目的として組織せる團體は法令に別の規定あるものを除く外公司條例を準用す」と規定すれ共從來の合股組織にして無限公司に改めて其登記を爲せるものは極めて少なく依然として慣習に依て律せらるゝのみならす公司條例發布以後に於ても續々合股の創設を見るなり。

二、合股の定義、舊來の合股に關しては法令に何等明文あるにあらす單に慣習に依りて律せらるゝに過きさるも其性質、内容等略一定して之か概括的說明を爲し得さるにあらす。

合股とは數人か出資を爲し共同の店號を以て商業を營む社團を云ふ。

イ、合股は社團なり。

合股には二人以上の股東あるを要し若し股東一人なれは股東は解散す。

ロ、合股は法人格を有せす、然れ共共同の店號を以て商業を營み或る意味に於ては獨立の存在なり。

ハ、合股は利益を得て之を各股東に分配す。

ニ、各股東は出資を爲すことを要す。

合股の各股東は總て出資を爲すことを要し出資の義務を負はさる股東あることなし、出資の目的物は主として金錢其他の財產なれ共勞務及信用の出資も之を認む。

卽ち合股は我組合に近く合股財產か各股東の共有に屬し各股東は對外關係に於て直接に責任を負ふ之等は皆組合の本質なり、然れ共全然組合と同一なるにはあらす組合は全組合員間に債務關係を生するに止まり外部に對しては各組合員又は業務執行者によりて代表せらると雖も合股は店號を有し形式的に獨立の存在を有し又常に唯一の代表機關たる家長に依りて代表せらる其他細則に涉りては異る處ありと雖も斯の如きは本書目的の範圍外なり。

三、支那に於て合股の盛んに行はるゝ理由。

(イ)支那に於て近世的の會社組織よりも從來の合股制度を歡迎するの傾向を有すの原因は深く支那人の性格、經濟的進步の程度其他支那の國情等より來るものにして之れか研究は偶々以て支那人の會社企業に對する能力適不適等に關する批判となり興味ある問題なり。

支那人は元來個人主義的國民にして遠大なる抱負の爲めに現實の犧牲を忍ふことをせす。自己の利益の爲めにはよく奮鬪努力すと雖も多人數協同せる一つの大組織大經營の中に在りて其共同目的の爲めに盡瘁すと云ふ點は支那人の最も不得意とする所なり此性質は卽ち株式會社の如き各社員の自然人格と離れて獨立なる存在を有し努力の效果か直接に全部自己のみに歸著することなき企業組織中にありては勢其責任觀念を薄からしめ之れか經營に熱中すること能はさらしむ。

之に反して個人若くは其親族親友等數人間に於ける個人企業或は之に近きものにありては經營者は其企業の全責任を負はさる可からす其失敗は自己自身の資本のみならす自己の經濟

現行公司條例を制定するに際しては此合股に關する舊慣を明文に表し若し之を無限公司と爲して人格を賦與し且つ公司條例發布以前既に設立せられたる合股に關しても無限公司の規定を準用するの主義を採り公司條例施行細則第一條に於て「營利事業を目的として組織せる團體は法令に別の規定あるものを除く外公司條例を準用す」と規定すれ共從來の合股組織にして無限公司に改めて其登記を爲せるものは極めて少なく依然として慣習に依て律せらるゝのみならす公司條例發布以後に於ても續々合股の創設を見るなり。

二、合股の定義、舊來の合股に關しては法令に何等明文あるにあらす單に慣習に依りて律せらるゝに過きさるも其性質、內容等略一定して之か概括的說明を爲し得さるにあらす。

合股とは數人か出資を爲し共同の店號を以て商業を營む社團を云ふ。

合股には二人以上の股東あるを要し若し股東一人なれは股東は解散す。

イ、合股は社團なり。

ロ、合股は法人格を有せす、然れ共共同の店號を以て商業を營み或る意味に於ては獨立の存在なり。

ハ、合股は利益を得て之を各股東に分配す。

ニ、各股東は出資を爲すことを要す。

合股の各股東は總て出資を爲すことを要し出資の義務を負はさる股東あることなし、出資の目的物は主として金錢其他の財產なれ共勞務及信用の出資も之を認む。

即ち合股は我組合に近く合股財産か各股東の共有に屬し各股東は對外關係に於て直接に責任を負ふ之等は皆組合の本質なり、然れ共全然組合と同一なるにはあらす組合は全組合員間に債務關係を生するに止まり外部に對しては各組合員又は業務執行者によりて代表せらると雖も合股は店號を有し形式的に獨立の存在を有し又常に唯一の代表機關たる家長に依りて代表せらる其他細則に渉りては異る處ありと雖も斯の如きは本書目的の範圍外なり。

三、支那に於て合股の盛んに行はるゝ理由。

(イ)支那に於て近世的の會社組織よりも從來の合股制度を歡迎するの傾向を有すの原因は深く支那人の性格、經濟的進歩の程度其他支那の國情等より來るものにして之れか研究は偶々以て支那人の會社企業に對する能力適不適等に關する批判となり興味ある問題なり。

支那人は元來個人主義的國民にして遠大なる抱負の爲めに現實の犧牲を忍ふことをせす。自己の利益の爲めにはよく奮闘努力すと雖も多人數協同せる一つの大組織大經營の中に在りて其共同目的の爲めに盡瘁すと云ふ點は支那人の最も不得意とする所なり此性質は即ち株式會社の如き各社員の自然人格と離れて獨立なる存在を有し努力の效果か直接に全部自己のみに歸著することなき企業組織中にありては勢其責任觀念を薄からしめ之れか經營に熱中することと能はさらしむ。

之に反して個人若くは其親族親友等數人間に於ける個人企業或は之に近きものにありては經營者は其企業の全責任を負はさる可からす其失敗は自己自身の資本のみならす自己の經濟

的社會的地位をも失はさる可からさると同時に其成功は擧けて自己に歸著するか故に最も利己心に富める支那人か個人企業若くは之に近き合股制度の經營に長し從つて諸文明國に於ては企業は株式會社に集中するの傾向旺盛なるに拘らす支那に於ては依然として合股等の小企業か勢力を占むる所以なり。

（ロ）支那國民の經濟的進步の程度猶ほ諸國に比して著しく低く從來個人經營のみに馴れ單純なる收支計算には熟せるものも未た泰西の法制に馴致せす會社法は存在すれ共之を理解し之を運用して大資本を集中し近代的の大經營の中にありて善く之を操縱するものに乏しく一般人民は株式會社若くは株式合資會社の如き複雜なる組織に關しては全然無智なるもの多く縱令株主となるも其理解なき爲めに會社の業務操縱に障害を來すこと少なからす。斯の如き事情なるか故に繁雜なる手續を要し法律に依りて拘束せらるゝこと多き會社組織を捨てて從來の慣熟せる合股組織に因るは當然の理と云ふ可きなり。要するに最近に至る迄支那の經濟的文明の程度は歐洲中世の合名會社時代に髣髴たるものありたるか近來先覺者諸外國留學生等大いに活動を開始し國民を指導して文化の開發に努力しつゝある有樣なれは支那の經濟的發展も日を期して俟つ可きなり。

三、支那に於ては政變相繼き中央政府の威令行はれす行政に於ても司法に於ても甚たしく不整頓にして法規あれ共必すしも强行せられす現に公司條例の如きも單に會社法草案に過きすと論するものあるか如き狀態なり。

合股制度に依る企業形態中に數種あり協記、公記、豊記等之れなり之等は大體に於て相類似せるものにして法律的又は學理的の劃然たる區別あるにあらすして只支那商人間の因襲に因りて漠然と區別せらるゝに過きす。

一、公記。

公記は其組織たるや我國の株式會社の如し併し其規模たるや小にして社員は數七八人より二三十人を超ゆるもの稀にして資本金の多額を要するや其株を増すこと無くして其株金を増す方法を採るを常とす故に其株數の如きも數十株を常とし百株を超ゆることは其例稀に見る所なり、本企業を初めんとするや同人相集まりて其營業の種類方法資本高株數等を明記したる一片の趣意書を作りて之を親戚朋友等に送りて其加入を求む、發起人を除く外は概ね一株を有して二株以上を有するもの稀なり、業務擔當社員は社員の公選になれるものにして多くは發起人之に當るものとす擔當人は多くは無限の責任を負ひ他の株主は有限の責任なりされは其組織株式會社に似たり。

二、協記。

一に合記と呼ひ二三人より六七人に至る社員を以て存立する合名會社的のものなり一人又は二三人か有利の或る事業を發見して斯業を起さんとするや尙親戚朋友の間に遊說し以て所要資本を得て開業す其股份を集むる方法は要する所の資本を均分して之を配當す例せは一萬圓の資本を要するや之を二十股とし或者は其五股或者は其四股或は三股二股又は唯一

股を引受けて協記を組織するものなり前記公記に於ては發起人以外の各股東は皆一株を有するに過きさるも協記に於ては各人の持株は平等ならさる點に兩者の主要なる區別存在す又公記に於ては股東數比較的多數なるも協記にありては數人を限とするは又兩者の一區別と見るへきなり。

業務擔當社員は大抵其多數株を有する者を推して之に當らしむるを常とす其責任に至つては單に業務擔當員のみ無限責任にして他の社員は有限責任なることあり即恰かも我國の合資會社の如き形を爲すもの存せさるにあらさるも多くは各社員は其業務を擔當すると否とを問はす皆無限責任を負ふものなり。

三、豐記。

前掲協記と相似たれ共少しく異れり即ち協記にありては組合員の數は一定し居らされ共豐記にありては必す三人に限る其出資の方法は自己一人の資力足らす又は自己一人の危險と計算とによりて營業することを煩ふて共同營業するときに此方法を執るものにし掌櫃的東家の一人之に當り或は別に之を聘請して其勞力出資をも股份に加ふるもの等相異りて一定せす、豐記に於ては一人退社するも尙豐記の名稱によりて營業し二人を減して初めて之を小豐記と改稱するものなり此場合に於ては名は小豐記なるも一個人の出資に成るものと其軌を一にす其營業資本の高に至りては區々として一定せすと雖も大商店の招牌には此文字を認むること稀にして小商人招牌に多く認むるを以て之を視れは資本金は餘り多からさるも

の多きか如し。

四、匿名組合。

是れ官紳富豪の好んて行ふ所の投資方法なりとす元來支那にありては官吏紳士の商を爲すを憚り之に名義を出すを諱むも遊金を持して徒に之を死藏するは彼等の忍ひさる所なり故に彼等は或事業に於て之を有望なりと認むるときは一人の斯業に熟達せる老練家を聘し來りて自ら家東と稱せしめ店務一切の事を司らしめ資本家自ら其名を顯すことなく外觀は聘し來りたるものをして東家たるか如くならしめ以て其決算期に於て相當の利益を得て之に滿足するものとす彼等は能く信義を重んし營業上に決して其資本家の名を顯すことなく一意以て商務に鞅掌す資本家又之を信賴して一切干渉を避けて營業に關することは凡て之を營業主に一任するものとす。

五、

官紳富豪か自己の名を以て商業に從事するものにして前述匿名組合と異るなきも只自己の名義を出すを以て異なれる主なる點とす卽ち有利なる事業と認むる時は自己の信賴せる掌櫃的を招聘して雇人の雇傭開店等に要する準備等は一切之に委任して自己は唯資本を出すのみのものを云ふ其開店及店務一切は凡て之を掌櫃的に放任して一切の干渉を爲すことなし是れ資本家の掌櫃的を聘するや之を信賴して初めて之を爲すものなるを以て一旦聘請すれは決して之に干渉せさるものとす若し之を爲さんか卽掌櫃的を信賴せさる意の存するも

のにして彼等の多いに不名譽とする所なるを以てなり此種の營業に於ては多くは合名會社の性質を有す卽資本主は資本を出資し掌櫃的は勞力を出資して以て營業を爲すものなり故に開業の際定むる所の合同卽定款又は規定とも稱すへきものには必す資本金を何株とし勞力出資を何株とし利益計算の際には株數に按して均分す等の事を定む支那の商業上に於ては此種の事業最も多く行はれ合股中最も重要なる地位を占むるものなり。

第二款　日本會社法

一、關東州に於ける會社法

關東州に於ける現行法は概ね命令特に勅令の形式を以て制定せられ全然內地と別種の法域を形成し我民商法は勅令の形式を以て行はる（明治四十一年勅令第二百十二號）故に關東州の商法に據る會社は國際法上は日本の會社なれとも國法上は內國會社にあらす準外國會社として理論上外國會社法に關する特別規定の準用を受くへきものなり卽ち大正七年共通法制定以前にありては關東州の會社か日本內地に支店を設くる場合には日本に成立する同種のもの又は最も之に類似せるものと同一の登記公告を爲すことを要し始めて日本に支店を設けたるときは其支店の所在地に於て登記を爲す迄は第三者は其會社の成立を否認することを得（商法二五五乃至二五七、二六二第二號訴訟二〇二以下）

又日本に支店を設けたるときは日本に於ける代表者を定め其氏名住所を登記することを要す其代表者の代理權に制限を加ふるも善意の第三者に對抗することを得さる等の如し（商法二五五第二項三項

二五六（二六一）第二號

然れ共斯の如く同一主權の下に立つ會社か準外國法人として取扱はるゝか如きは甚た奇觀たるを免れす且つ內地法と植民地法との間に實質內容を異にし其間抵觸を生する事ある場合には之を如何に解決すへきか、最近に至るまて成文の徵するものなく又慣習の存するを見す從て國際私法解釋に關する一般原則に從ひ條理に依り之を解決する外なかりしかは此繁雜を避け國內異法地域間に於ける法律の共通連絡を計らんか爲め大正七年四共通法の制定を見たり。

共通法は一方內地植民地間に法律抵觸問題の發生する範圍を限定し他方其抵觸問題解決の準則を指定せり（第二條）元來植民地の法律は內地の法律と其實質內容を同しくし唯其形式を異にすること多し從つて實際上內地法と植民地法との間に規定の實質內容を異にし其間抵觸を生するは甚た稀なりと謂ふ可し。故に原則として內地と植民地とは互に法令を同しくするものと見做し、其各地域に於て其地の法令の適用を認むるを適當と爲す。共通法第六條、第一項の規定は此趣旨に出て、各地域の法令は其恰も一般に他の地域に行はるゝ場合と同しく他の地域に發生せる法律關係に就きても猶訴訟地の法令を適用して其權利義務を明にせるものに外ならす植民相互間の法律抵觸も亦之に同しく等しく內地法に依りたる朝鮮民事令臺灣民事令、及關東州事務取扱令は何れも內地法と同一視せられ其相互の關係につきても亦互に其法令を同しくするものと看做し各其地域の法令を適用すへきものと爲す。

然れ共內地と植民地との間に法令を異にする事無きにあらす例へは臺灣、朝鮮及關東州に於

ける不動産に關する權利につきての慣習法は民法と異り能力、親族及相續につき臺灣本島人朝鮮人及關東州支那人に關し特別の慣習法存するか如し而して此場合は共通法第二條、第二項に所謂「前項の場合を除く外」に該當する故に法例の規定を準用して解決するを要す(共通法第二條第二項)蓋し此場合は内外私法の牴觸問題と其性質を同しくするを以てなり從つて物權關係につきては其目的物の所在地法に依り能力の有無親族、相續法上の法律關係は當事者の本國法に依ると謂はさるを得す然るに内地植民地の關係につきては本國法存在せさるか故に共通法は所謂本籍地主義を採用し特に當事者の屬する地域の法令を以て其本國法とする旨を明にせり。共通法は内地植民地若くは植民地相互間に於ける法人の成立、主たる事務所若くは營業處の移轉、從たる事務所若くは營業所の設置、竝に其登記、合併等に關して規定するか故に左に參考の爲め關係條文を列擧すへし。

共通法(大正七年四月十六日法律第三十九號)

第四條　一ノ地域ニ於テ成立シタル法人ハ他ノ地域ニ於テ其成立ヲ認ム。

前項ノ法人ハ他ノ地域ノ法令ニ依リ同種又ハ類似ノ法人ノ爲スヲ得サル事項ハ其ノ地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス。

第五條　一ノ地域ノ法人ハ其事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立スルコトヲ得但シ主タル事務所若クハ營業所ノ移轉ハ移轉地ニ於テ設立スルコトヲ得ヘキ法人ト同種ノ法人ニ限リ之ヲ爲スコト得。

前項ノ移轉又ハ設立ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル、

第六條　一ノ地域ノ法人カ其ノ事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立シタルトキハ四週間内ニ其地ノ法令ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス。

前項ノ規定ハ法人ニ關シ一ノ地域ニ於テ生シタル事項ニ付キ他ノ地域ニ於テ登記ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス。

第七條　一ノ地域ノ會社ハ他ノ地域ノ會社ト合併ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス。

前項ノ合併ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル。

第八條　一ノ地域ノ法人ノ役員ノ行爲ニ就キ定メタル過料ノ規定ハ其地域ニ於テ他ノ地域ノ同種又ハ類似ノ法人ノ役員ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス。

前項ノ役員トハ發起人、理事、監事及之ニ準スヘキモノ竝清算人ヲ謂フ。

二、關東州以外の支那

支那に本店を有する日本の會社は條約に依りて認められ日本の内國法を其儘適用するものにして此種の會社は商法上の内國會社たり（明治三十七年追加日清通商船海條約第四條）而して支那に本店を有する内國會社の登記に付ては本店所在地を管轄する帝國領事館か其事務を行ふへきものにして（明治四十

二年法律七〇號六——一七)若し內地に支店を設けたるときは非訟事件手續法第百五十條の三の規定に依り支店所在地に於て登記を爲すへきものたり。

三、懸案中の支那會社法

日本の對支經濟的勢力は歐洲戰爭中及戰後に於て頓に擴張せられ上海漢口北京濟南天津等の支那內地に迄我資本の進出を見るに至れるか之等日本系の資本に依りて創設せられたる諸會社か益々日本の商法の適用を受くることは不便の點多く又支那公司の條例の適用を受くるも不利益の點多し從つて支那に於て日本の資本を以て會社を創設する場合は「所謂支那に於ける日本の會社法」を制定し此適用を受くるを以て最も策の得たるものと爲す例へは天津に於て會社を創設し其株式を日本に於て募集するに當り該會社か日本商法の適用を受けすとすれは株式應募者は不安なるか故に自然會社設立に行惱みを生する理なるも若し特別會社法の適用を受くること爲れは株式募集に最初より不結果を生するか如きこと無かるへし。然らは現行日本會社法は如何なる點か主として不適當なるかと云ふに商法百五十四條は「株式の金額は五十圓を下ることを得す但し一時に全額拂込を爲す場合に於ては之を二十圓迄下すことを得」と規定し株式は日本金以外の資本即ち銀資本或は英貨磅等の資本を認めすとの論を生し之に對しては反動論として商法か五十圓を最少限度とすと規定せるは株式の金額を測定したるに過きすして資本貨幣の種類を規定したるものに非すと論するものあるも實地に於て企業家か銀資

本の會社を設立せんとするに當りては其效力に關して疑問を生し不安の地位に立つを免れさるなり故に明確に銀資本の會社設立を認むるの要あり其他支那に於ては日本と經濟事情を異にするより之に應する法規を制定の要あるは論を俟たさる處にして米國の支那會社法制定に鑑みるも明なり茲に於てか我政府は新に支那會社法を立案し第四十五議會に提出すへく一方外務省は東支各領事館、商業會議所其他の調査機關に意見を徵し他方大藏司法農商部の三省と協議し四十五議會に提出する豫定なりしも遂に準備完成せす次回に延期せらるゝ事となれり而して右條文の內容は

一、本法に據て會社を設立するものは支那通貨(銀貨)を以て資本と爲すことを得。

一、本法に據て設立する會社は支那に於て設立し支那に於て營業するを以て主たる目的とする會社に限る。

一、本法に據り設立せられたる會社の發起人の行爲に就ては特に其信用を毀損するか如き投機手段を防止すること。

一、株式申込者に就ては支那人か株主たらんとする場合に特殊の例を設くること等の如きものなりと傳へらる尙ほ日本法案實施の曉には銀資本會社に對する金融機關設立の必要を生すへく是に關しても目下外務大藏兩省に於て審議中なりと云ふ。尙ほ之に關しては後述する米國支那會社法を參照せらるへし。

第三款　英國支那會社法

英國會社法規は成文律として既に一八六二年會社總括條例及ひ之か修正に關する個々の單獨條例ありしのみならす從來種々の判決例ありて甚た複雜なりしか遂に一九〇八年會社總括條例(The Companies Consolidation Act, 1908.)の制定を見之に於て區々たる會社法規を總括類纂せり此れ英國現行會社法なり支那に於て設立する英國會社に關しても大體に於て此總括條例か適用せらるれとも支那に於ては英本國と異り特殊の事情あるか爲めに屢特別條例の發布を見たり依て左に少しく之等の條例を說明し以て支那に於ける英國會社の設立、役員、登記等に關して說明する處あるへし(上海英國商業會議所報一九二一年三月及十月號參照)

一、一九一五年以前

一九一五年以前にありては支那に於て貿易業を營まんか爲めに英國の有限責任會社(株式會社)を發起せんとするものは最も近き英國領土卽ち香港に於て、一九一一年發布の香港會社條例(Hongkong Company Ordinance of 1211.)に準據して設立するを常とせり、本條例は多少の例外はありと雖も先つ大體に於て前掲會社總括條例の監督等Companies Consolidaton Act. 1808の規定に準するものなり故に植民地に於ける會社法は英本國に於て適用せらるゝものと實質に於ては差異なかりしなり。

而して香港に住居する人民は其國籍の如何を問はす英國裁判等の管轄に屬するものなるか故に立法を以て有限責任會社の設立者若くは之れか監督をなす者の國籍に何等制限を置くの

必要を認めさりき。

斯の如き事情の結果として、現在に於ても支那人は香港に於て有限責任會社を設立し各個人は總て支那人たるにも拘らす英國の法人として英國の臣民か享有すると同等の權利と特權を認められ例へは英國船の所有權を獲得し英國國旗を掲揚する等の特權を享有し得。

實地に徴するに斯の如き會社は多數あり而して其會社の管理機關か植民地中にあり其營業の範圍か其領土に限られし間は該會社の取締役は其會社の設立の準據法に違背せる場合は直接に英國裁判所に對して責任を負ふ可きものたるか故に何等の不都合を生せさりき。

然れ共之等の法人か支那に於て營業を爲す場合之等會社は其法人格に於ては英國の保護と助力とを得るの資格あれ共個人として之等外國人取締役か英國法に違反せる場合には英國の裁判管轄に服從すへきものにあらさるか故に玆に困難なる問題を惹起する事は想像するに難からす。

加之此等の會社か少なくとも名義上に於ては香港より支配せらると云ふ點は猶更ら支那に於ける英國の官憲か之れを監督する上に困難を感せしめたり。

二、一九一五年の勅令

上述の如き理由により弊害を伴ふ事尠なからす一九一五年の支那會社令(China[Companiees]Order-in-Council.)は上海に於て設立せる善意の英國會社の登記に便宜を與へ而して此等會社か登記し

たる上は實質に於て英國會社たるの實を存せしめんか爲めの目的を以て制定せられたり。

本勅令に含まるゝ一九一一年の香港條例(Honkong Ordinace.)會社法に適用せらる可きものにして之れによれは香港條令に準して設立せられたる地方的英國會社を二つの部類に區分す。

A.支那會社(China Companies.)支那のある一定の場所より營業に關する支配竝に監督を受くる會社にして本令に依りて上海に於て登記せらる可き會社なり。

a.香港支那會社Hongkonn China Companies.香港より支配管督を受くる會社にして而も其營業の一部分を支那に於て行ふものにして香港に於て登記することを要するものなり。

此等支那會社、及ひ香港支那會社の外に勿論英本國併に其他の地に於て設立せるものにして支那に於て營業する會社あるも之等は一九一五年の法令の影響を受けす。

一九一五年の命令は支那會社China Companies.の之に關する會社法に多大の革新を與へたるものにして其目的は支那會社に對する英國當局者の監督を一層適切ならしめんとするにあり。

即ち次の如し。

一、支那會社の取締役の過半數は支那に住居を有する英國臣民たるを要す。

二、支那會社の調査役Auditors.竝に清算人は英國臣民たるを要す。

三、支那會社の發行する株式は分配後三箇月以内に全體拂込むへし(之れ會社の財産を成る可く早く英國の管轄權の下に置かんとするものなり)。

四、本令發布以後設立せられたる有限責任保證支那會社は社員の責任に付き會社解散の際會

社財產か其債務を完濟するに不足なる場合に會社に出資すへき各自の程度を豫め基本定款にて保證せる會社は公使の認可なくして支那に於て營業を營む事を得ず而して之れか認可條件として公使は英國臣民のみか該會社の社員たるへきこと若くは非英國臣民は彼か證明の額に相當する保證金を納入せしむる事等を定むることを得。

本條例は上海に於ける會社の登記を規定す、總領事は香港に於ける會社の登記係と同一の權能と義務とを帶へる登記官吏に任命さる然れ共實際事務は登記官代理たる副領事の一人によりて行はる。

本條例によりて登記係に提出すへき總ての文書竝に報告は支那會社にありては單に上海の登記係にのみ提出すへく香港支那會社にありては香港竝に上海の兩所の登記係に提出することを要す故に上海に於ては總ての地方會社の記錄を有することゝなる。

支那會社は手數料を上海に於て支拂ひ香港支那會社は香港に於て支拂ふ手數料は兩者相同しけれ共唯一つの重要なる例外存す。

支那會社は每年一月に於て、拂込濟の資本額百弗に對し四セント割合の年賦稅を課稅せらる此課稅は支那會社か特に免除せらるゝHongkong transfer stump duty及び遺言者動產稅Probate dutyの代りに納むへきものなりとせらる。

上海に於て收納せられたる手數料全部は年二回香港の國庫に移送せらる。而して此財源より得る植民地の歲入は一九二〇年に於て、一二三四九二メキシコ弗に達せり、之れに對して香港政

廳は領事館に年額三〇〇〇香港弗を支拂ひて登記に關する費用竝に之に要する俸給に充當せしむ。

上述するか如き制限を支那會社に置きたりと雖も猶ほ眞に英國の監督の下に立たしむるには不充分なりき何となれは取締役の過半數を英國人となすも單に名義上のみにて實際の支配權は他國人の掌中にあり得たるを以てなり、加之全然支那に於て營業をなす會社か香港に有名無實の事務所と取締役とを置きて國籍に關して同等制限を置かさる香港支那會Hongkong China Company. として登記をなし之に依りて支那會社として登記することを避け得たれはなり。

三、一九一九年の勅令

此弊害は一九一九年のChina (Companies.) Amendment order in Conucil支那會社改訂勅令によりて除去せられたり其規定に依れは香港條例に依れる會社にして實質に於ては支那の住民によりて監督せらるゝものは其取締役會は何處に於て開くに拘らす支那會社(China Co.)たる可く而して支那に居住する英國臣民のみか支那會社の常務取締役 Managing directcr 又は常務取締役と同様の地位に立つ可きものとせり而して此命令に從はさる會社に違反行爲の繼續中每日五〇弗以内の罰金を課し又會社の取締役支配人等の管理者にして故意に本規定を履行せさる時は又同様罰金責任を負はしめ以て本規定の履行を確保せり本規定か偶英國人の支配下にあらさる或る種會社に一時的の不都合を與へ支那會社の米國人幹部にして其地位を奪回せられ之等會社

の監理權を奪はるゝもの少なからす亞米利加のある種類の新聞にては一九一九年の條令か亞米利加の支那に於ける商業と利益驅逐を眼目として制定せられたるものなりとて之を非難せるものあると同時に一方米國支那會社法制定の促進運動を企てたるものありき該法か特に米人を驅逐する意圖に出てたるものに非らさる所以は前述する處に依つて明なり。

英國(British)なる譯の辯解。

如上の如き見地に一歩を進めて最近英國商業會議所の會議に於て英國なる語を總ての支那會社の名稱の一部として附加し以て他國民の關係のものと區別すへしとの提案あり。

四、領事館登記規則

上述する所は悉く支那會社及香港支那會社の設立に關するものなるか之と全く別個の登錄にして支那に於て商業を營む總ての英國會社か其設立地の何處なるに拘らす遵奉せさる可からさるものあり之れ卽ちConsular Registerl of Companies.領事館登記規則にして一九一三年及一九一四年の支那會社改訂勅令によりて規定せられたる處なり其目的とする處は領事當局をして其管轄範圍内にある會社に關する信頼すへき報告を行はしめんか爲めに定められたるものにして。特殊の會社の本店に最も近き領事館に覺書定款の寫本其他規定の方式に從へる通知竝に每年取締役の表を提出することゝなり之れに違背するも金錢上の罰金を課せらるゝことなし然れ共之れか爲めに英國の保護を與へられさることある可し。

廳は領事館に年額三〇〇〇香港弗を支拂ひて登記に關する費用竝に之に要する俸給に充當せしむ。

上述するか如き制限を支那會社に置きたりと雖も猶ほ眞に英國の監督の下に立たしむるには不充分なりき何となれは取締役の過半數を英國人となすも單に名義上のみにて實際の支配權は他國人の掌中にあり得たるを以てなり、加之全然支那に於て營業をなす會社か香港に有名無實の事務所と取締役とを置きて國籍に關して同等制限を置かさる香港支那會 Hongkong China Company. として登記をなし之に依りて支那會社として登記することを避け得たれはなり。

三、一九一九年の勅令

此弊害は一九一九年のChina (Companies.) Amendment order in Conucil 支那會社改訂勅令によりて除去せられたり其規定に依れは香港條例に依れる會社にして實質に於ては支那の住民によりて監督せらるゝものは其取締役會は何處に於て開くに拘らす支那會社 (China Co.) たる可く而して支那に居住する英國臣民のみか支那會社の常務取締役 Managing directcr 又は常務取締役と同樣の地位に立つ可きものとせり而して此命令に從はさる會社に違反行爲の繼續中毎日五〇弗以內の罰金を課し又會社の取締役支配人等の管理者にして故意に本規定を履行せさる時は又同樣罰金責任を負はしめ以て本規定の履行を確保せり本規定か偶英國人の支配下にあらさる或る種會社に一時的の不都合を與へ支那會社の米國人幹部にして其地位を奪回せられ之等會社

の監理權を奪はるゝもの少なからす亞米利加のある種類の新聞にては一九一九年の條令か亞米利加の支那に於ける商業と利益驅逐を眼目として制定せられたるものなりとて之を非難せるものあると同時に一方米國支那會社法制定の促進運動を企てたるものありき該法か特に米人を驅逐する意圖に出てたるものに非らさる所以は前述する處に依つて明なり。

英國 (British) なる譯の辯解。

如上の如き見地に一歩を進めて最近英國商業會議所の會議に於て英國なる語を總ての支那會社の名稱の一部として附加し以て他國民の關係のものと區別すへしとの提案あり。

四、領事館登記規則

上述する所は悉く支那會社及香港支那會社の設立に關するものなるか之と全く別個の登錄にして支那に於て商業を營む總ての英國會社か其設立地の何處なるに拘らす遵奉せさる可からさるものあり之れ即ちConsular Registerl of Companies.領事館登記規則にして一九一三年及一九一四年の支那會社改訂勅令によりて規定せられたる處なり其目的とする處は領事當局をして其管轄範圍内にある會社に關する信賴すへき報告を行はしめんか爲めに定められたるものにして特殊の會社の本店に最も近き領事館に覺書定款の寫本其他規定の方式に從へる通知竝に每年取締役の表を提出することゝなり之れに違背するも金錢上の罰金を課せらるゝことなし然れ共之れか爲めに英國の保護を與へられさることある可し。

五、一九二一年六月三十日香港會社條例

香港條例によりて設立せられたる會社に關係を有する法律は最近一九二一年六月三十日の香港會社條例の通知によりて一部の變更を見たり而して「支那會社」も其範圍內に入る一九二一年の條例は主として既に一九一三年及ひ一九一五年に改訂せられたる一九一一年の條例の修正なり主たる變更は次の如し。

第六十四條は左の通りとなる。

(一)總ての有限責任會社。

a、總ての事務所又は營業所竝ひに登記をなしたる事務所の外側に目立ち易き位置に明瞭なる文字を以て其名稱號を揭載することを要す。

b、社印に明瞭なる文字を以て會社の稱號を入るゝことを要す。

c、總ての通知廣告役所向の出版物竝ひに總ての爲替手形、約束手形、重要小切手注文書賣渡證、送狀(積荷證書)受取證、信用狀等に明瞭なる文字を以て會社の稱號を記載することを要す。

d、會社名を揭けたる總ての營業品目錄、營業廣告、營業上の位置に明瞭なる文字を以て會社の主たる役員二名の名稱を明瞭なる文字を以て捺印すへし。

(二)支那の稱號を有し又は支那の名稱號を併せ用ふる總ての有限會社は有限公司なる文字を附し總ての支那名稱を有する支那會社又は支那名稱を併せ用ふるものは其商號の前に「英商」な

る文字を附し末尾に有限公司なる字句を附すへし。

(三)有限會社か本條第一項二項の規定に違反せる場合は一違反毎に五〇〇弗以下の罰金を課し連續犯の場合には違法行爲の繼續する間は每日五〇〇弗以下の罰金に課す。
會社の取締役支配人等にして事情を知りて故意に右違法行爲をなさしめ若しくは許容する場合は同樣の罰金を科す然れ共取締役支配人等は同一の違法行爲に對し本項の罰金と次項に記載する罰金と二重に科せらるゝことなし。

(四)有限會社の取締役支配人其他の役員等か上述の規定に從はさる會社印章を會社の印章として使用し又は使用せしめ上述せる方法に從つて會社名を記載せすして通知廣告役所向の出版物を發行し若くは會社の爲めに爲替手形、約束手形、裏書、小切手、注文書に捺印し若くは捺印せしめ賣渡證、送狀、受取書、信用狀を發行し又は發行せしめたるものは五〇〇弗以下の罰金に處す猶ほ會社か支拂を爲さゝる時は此等のものは斯る爲替手形、約束手形、小切手、注文書等の所持人に對し其記載額迄個人として責任を負ふへきものなり。

七七條の四、五、六項は私的會社に適用なきことゝなる此の三項の規定する處の年總會に於て製作すへき損益勘定書、貸借對照表に關し貸借對照表及ひ營業報告の寫本を總會開催前七日以前に株主に送付すへき事を規定す。
然るに他の一方に於ては會社は依然私的會社として存續する旨の證明書に報告書を添へて登記係に提出すへきことゝせられたり此點に關する本文(一九二一年會社條令の第二十八條第

三項)は次の如し。

總ての私會社は一九一一年會社條例第二十七條によれる社員の名簿併に會社狀態の說明書と倶に取締役若くは祕書役の署名を帶へる證明書、會社は前記報告の日以後若し初めての報告の場合なる時は設立以後株式若くは社債券を公募したることなき旨の證明書を提出すへし而して社債名簿表に五十人以上記載せられ居る場合には其過剩人員は本條例の百二十二條に云ふものにして五十人の算に入らさるものなる旨の署名を有する證明書を提出すへし。

最後に會社の抵當權の登記手數料は八弗なりしか十弗に增加せられたり。

第四款　支那に於ける米國の會社に適用する法律

米國法は素と英法より來りたるものにして現今に於ても大體に於て原理原則を同しくし大陸法系に對して英米法系を形成す而して此事實は私法の範圍に於て特に然りとす、然れ共英米兩國は其組織制度を異にするか故に自ら法令の形式も異ならさるを得す即ち合衆國に於ては英國の一九〇八年の總括條例の如く一般的に會社事項を規定せるものなり米國會社法と云ふは唯普通法及ひ衡平法中會社に關係ある部分を總稱するに過きさるも各州に於ては殆んと皆成文法律を以て會社に關する規定を設く而して各州の法律に多くは普通法又は衡平法の原則て制定せるものにあらさるか故に外國に於て設立する會社に準用するに適せす殊に或る州の會社法の如きは甚た自由にして會社の取締嚴重ならさるか故に往々支那に於て米人の威

を明文を以て規定するに止まる。

從來支那に於て設立せられたる米國會社に對しては何等特別の法規の制定なく各會社は各州の會社法に準據して設立せられ各州の指揮監督の下にありし爲め甚た不統一にして同しく米國會社と云ふも皆其準據法を異にし其間相矛盾する等の點無きにあらす米國自身に取りても又支那人に取りても不便少なからさりき。

玆に於てか米國は此等米國會社に對する準據法を制定して直接合衆國の監督下に立たしめて之を統一し更に特殊の便宜特權等を與へて米國人の支那に於ける活動を助成せんとす。該法案はChina Trade Act. 1921と稱し旣に上下兩院を通過せるも上院に於ては課稅其他の點に就て之に修正を加へたるか爲め目下兩院協議會に繫屬中なれ共、最近に於て法律として發布せらる可き運命にあるなり該法案は其名稱を對支通商條例China Trade Act.と稱し米支間の通商の發展に資せんか爲めに制定せりと條例自身も明言し居れ共實際の目標とする處は單に貿易にあらすして米國人の支那內地に於ける經濟的活動なり斯くして米國は英國日本等に對抗して大いに自國勢力を扶殖せんとするものなるか故に大いに吾人の注目に値するものたり故に多少重複するの厭なきにあらされ共以下少しく之れか制定の理由目的竝に之れに關連せる事項の說明を爲さんとす。

一、本法は米國人の支那に於ける經濟的活動、米國商品の勢力擴張等を根本の眼目とす。

戰爭以前にありては支那に於ける米國會社の數は極めて少數にして重要なるものは僅に三

四に過きす支那の對米貿易の率は全體の六パーセントに過きさりき、然るに戰爭中歐洲諸國の支那に於ける活動頓坐し米國商品は漸く支那に販路を擴張し米人の活動著しく旺盛となり千九百十九年に於ては對米貿易率は十七パーセントを超過するの趨勢を示し會社數も千九百十五年に於ては僅に四十八に過きさりしも一九二〇年に於ては三百十三の多數を示すに至れり。

此順調なる對支經濟關係の發達を維持し益々將來に於ける發展を期せんか爲めには從來の如き放任主義にては到底其目的を達すること能はす必すや積極的に之に對する援助を與へ適用法規を統一するの必要あり玆に於てか對支會社法制定の運動は先つ在支米人間に起り大統領ハーディング、國務卿フーバー等の熱心なる聲援を得遂に近く實現されんとする迄の進捗を見たるなり。

旣に一言せる如く本會社法は單に從來の通商貿易關係の發展のみを目的とせす猶進んて生產工場の設立經營、電氣、電信、電話、鐵道等の支那內地に於ける諸事業而も文明的設備と優秀なる技術とを要する近世的大事業の計畫を目的とするは吾人の特に注意すへき點なりとす。

二、本法は支那に於て設立する米國人の會社に準則を與へ該會社をして合衆國の監督下に立たしむ。

從來米國人の支那に於て設立する會社は皆各州の法律に準據し各州の支配下にあり而も各州の法律は區々にして其間統一を失する點なきにあらす且つ各州の法律は通商を目的とし

信を失墜するか如き營業に從事したるものありたる等の弊害を除去せんとするなり。又支那人側より見るも彼等は亞米利加合衆國を知れ共各州の內情其法制の如何等を知らす故に支那人を對手として支那に於て事業を計畫せんとする會社は是非共合衆國の法律により合衆國の指揮監督の下に立たしむる必要あるなり。

三、本法は會社か支那に於て營業を爲すに際し特殊の便宜特權を賦與せんとす。此點に關して米人自身の言に曰く支那と通商を爲す諸國は皆支那に於て設立する會社の營業上の便宜の爲めに特殊の法律を制定せるも米國には未た斯の如き法律なく米國の主たる競爭者たる英日佛等の諸國か皆各自國人の支那に設立する會社に對して特殊法例に依り所得稅竝に超過所得稅等を免除するに拘らす米國會社には斯の如き特典なく諸外國と競爭上會社を不利の地位に立つは論を俟たす。斯る事情の結果として支那は米國人に好意を有し米人の商工業に關する手續技術に信頼し乍ら此課稅の一點より米人と共同して合辦經營を爲すに躊躇し勢日英等と協同する事となるなり。實地に徵するに英人は支那人の資金を回收して事業を經營する事に成功せりと謂ふ可しと。

我國の稅法に關して考ふるに外國に本店又は主たる事務所を有する法人(外國法人)か外國に於て資產を有し營業を爲し之によりて所得を得る場合には我稅權は之に對して何等交涉を有せす外國法人か我國內に於て資產を有し營業を營み之に因りて所得を得る場合には我領

土主權は之に及ひ從つて之に課稅することを得さる可からす此論理は個人所得稅の場合と異る處なし此理に依り我內國の所得稅法及植民地の所得稅令は外國法人に對し稅法施行地若くは稅令施行地に於ける資產又は營業より生する所得に對し所謂外國法人所得稅を課す（所得稅法第二條、三條朝鮮所得稅令第二條、臺灣所得稅令第二、三條關東州所得稅令第二條樺太所得稅令第二條）

四、會社か米國會社たるの實を存せしめんとす。

均しく米國法に依りて設立する會社と雖も會社の發起人或は株式取得者、若くは役員等に何等國籍上の制限を置かさる場合には唯米國法に準據すと云ふ一事實に依りて何れの國人も皆米國會社を設立し米國法人として保護を受くることを得へく縱令全部外國人にあらすとするも其大部分か外國人なる場合には名のみ米國會社なるも實際に於て何等米國の爲めに利する處なし故に此等發起人、株式所有者若くは役員等に適當の制限を加へて米國會社たるの實を存せんとするなり。

卽ち本法第四條に於ては「三人以上の個人にして其半數以上か合衆國の公民なるときは本條例の規定に準して會社を設立することを得」として設立者の國籍に制限を置き

第八條に於て「會社の發行せる投票權付株式の半數以上は常に合衆國の公民か之を所有することを要す」と規定して外國人の株式所有數に關して制限を置き

第十二條に於ては「取締役の半數以上竝に社長會計監督祕書、其他之に相當する職責を有する役員の半數以上は支那に住所を有する合衆國の公民たることを要す」と規定して役員の國籍

に關する制限を置く猶ほ以上掲くる諸點に關しては一九一五年英國香港政廳の發布せる會社條例 China (companies) Order in Council. 一九一九年の China (compnies) Amendment order in Council. に同樣の規定英國の支那會社條下に就て比較せらる可し。

調査報告書第十六巻満蒙に於ける各國の合辦事業終

大正十一年八月二十八日印刷
大正十一年九月　一　日發行

南滿洲鐵道株式會社
社長室調査課

印刷者　大連市大山通七十四號地
太田信三

印刷所　大連市大山通七十四號地
小林又七支店